

第6章 これまでの公的年金の制度改革及び 財政再計算・財政検証

第1節 平成16(2004)年以前の制度改革と財政再計算

第2節 平成16(2004)年改正と公的年金財政の枠組み

第3節 令和6(2024)年前の財政検証

第1節

平成16(2004)年以前の制度改正と 財政再計算

我が国の国民一般を対象とした公的年金制度の主な起源は、戦時中の昭和17(1942)年に創設された労働者年金保険制度の流れを汲んだ厚生年金制度と昭和36(1961)年に創設された国民年金制度である。

その後、我が国は高度経済成長やオイルショックなどを経験し、厚生年金制度や国民年金制度はそうした状況に対応すべく逐次給付改善を行い、物価スライドや賃金再評価の導入などの改正を経て発展してきた。

昭和50年代までは、自営業者を中心とした国民年金と被用者の年金制度である厚生年金及び共済年金制度が全く別制度として分立していたが、第1次産業を中心とした社会から第2次・第3次産業を中心とした社会へ産業構造が変化してきたことにより財政基盤が不安定になるといった問題が生じていた。このような産業構造・就業構造の変化に対応できるよう、昭和60(1985)年改正において基礎年金制度が導入され、全国民共通である定額の基礎年金を1階部分とし、被用者については基礎年金に上乗せして報酬比例の2階部分を組み合わせる体系へと再編された。

このような流れを経て発展してきた公的年金制度においては、少なくとも5年に1度、財政再計算が行われ、併せて必要な制度改正や保険料水準の改定が行われてきたが、平成16(2004)年の制度改正以降は、将来の保険料水準を固定した上で、少なくとも5年に1度行われる「財政検証」において長期的に財政の均衡が保たれるかについて検証し、その中で将来の給付水準の見通しを示す方式へと移行した。ここでは、昭和17(1942)年の労働者年金保険制度の創設以来、社会・経済情勢の変化に伴い行われてきた制度改正と財政再計算について概観する。

1. 我が国の公的年金制度の創設

～昭和60(1985)年の基礎年金制度の導入まで

(1) 国民皆年金制度の実現（昭和17(1942)年から昭和36(1961)年まで）

① 労働者年金保険制度の創設

昭和17(1942)年に、主に工場や鉱山で働く男子労働者を対象とした労働者年金保険制度が創設された。創設当時より老齢年金、障害年金、遺族年金の給付が設けられており、老齢年金は、被保険者期間が20年以上の者に55歳より支給することとされていた。

制度創設当時の保険料率は月収の 6.4%（ただし坑内員は 8%）と定められた。この保険料率は、将来にわたって一定の保険料率にて保険料を徴収することとした場合に必要水準として計算される平準保険料率を基準に定められた。また、国庫負担は給付費の 10%（坑内員は 20%）とされた。

その後、昭和 19(1944)年には名称が厚生年金保険と改められ、適用事業所の範囲の拡大や、女子への適用拡大も行われた。また、給付水準も改善されたが、それに伴い、保険料率も月収の 11%（坑内員は 15%）に引き上げられた。

② 戦後の保険料率の引下げ

当時の厚生年金制度には賃金再評価・物価スライドの仕組みが組み込まれていなかったため、戦後の急速なインフレにより、給付の実質価値が大幅に低下してしまった。このため、昭和 23(1948)年改正においてインフレに対応するため、当時既に支給の始まっていた業務上の障害年金及び遺族年金について大幅な給付増額が行われた。

一方、この改正で、保険料負担については戦後の混乱期における被保険者と事業主の負担能力を考慮し、保険料率を月収の 3%（坑内員は 3.5%）に引き下げた。当時は平準保険料を念頭において財政運営がなされており、当時計算された平準保険料率は男子 9.4%、女子 5.5%、坑内員 12.3%であったことから、引き下げられた保険料率は暫定的なものとされた。

このように、急速なインフレにより積立金の実質価値が大幅に低下したことと、保険料を大幅に引き下げたことにより、これ以後、厚生年金は実質的には賦課方式を基本とした制度となったと考えることもできる。

③ 昭和 29(1954)年の厚生年金保険法の全面改正

政府が緊縮財政を進めた結果、戦後の急激なインフレは昭和 25(1950)年頃からやや沈静化してきたが、厚生年金の老齢年金の給付水準はインフレ前の低い標準報酬が反映されるなどして十分ではなかった。また、被用者でも業種によっては適用されないなどの問題があったため、厚生年金の老齢年金受給者が実際に発生する昭和 29(1954)年までに、厚生年金保険制度は戦後の新時代の要請に沿うような制度へと全面的に改正されることとなった。

昭和 28(1953)年の改正では、適用範囲が建築・医療・通信などの業種にまで拡大された。また、昭和 29(1954)年の改正では、給付体系が定額部分に報酬比例の給付を上乗せする体系に改められた。なお、当時の定額部分は加入期間にかかわらず、一律定額とされていた。国庫負担についても給付費の 15%に引上げられた（坑内員の国庫負担は 20%で据え置き。）。

【老齢年金の基本設計（昭和 29(1954)年改正）】

- ・支給開始年齢：男子 60 歳、女子 55 歳
- ・老齢年金の年金額

$$\text{年金額} = 24,000 \text{ 円} + \text{平均標準報酬月額} \times 5/1000 \times \text{加入月数}$$

保険料については、第 6-1-1 表のとおり計算されたが、平準保険料をそのまま適用することは社会情勢上困難であったため、従来の暫定保険料率をそのまま据え置き、その後、段階的に保険料率を引上げる段階保険料方式が採用されることとなった。

また、法律に「保険料率は、(中略)将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、且つ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算されるべきものとする」と規定され、以後、少なくとも 5 年に 1 度の財政再計算が義務づけられることとなった。しかしながら、段階保険料方式が、法律上明記されることとなったのは、「保険料率は、(中略)基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする」との規定が盛り込まれた昭和 40(1965)年改正のことであった。

第 6-1-1 表 昭和 29(1954)年財政再計算結果

段 階 保 険 料 率						
年 度	予定利率が当初10年間5%、 以降4.5%の場合			予定利率が全期間5.5%の場合		
	男 子	女 子	坑内員	男 子	女 子	坑内員
昭和29(1954)年度～	% 3.0	% 3.0	% 3.5	% 3.0	% 3.0	% 3.5
昭和34(1959)年度～	4.0	4.0	4.8	4.0	3.2	4.8
昭和39(1964)年度～	5.0		6.0	4.5		5.4
昭和44(1969)年度～	6.1		7.3			
平 準 保 険 料 率						
予定利率が当初10年間5%以降4.5%の場合			予定利率が全期間5.5%の場合			
男 子	女 子	坑内員	男 子	女 子	坑内員	
% 5.0	% 3.6	% 6.0	% 4.1	% 3.1	% 4.9	

なお、当時の財政再計算では、将来の物価上昇や賃金上昇（ベア）を見込まず保険料収入や年金給付費を推計していた。これは、昭和 48(1973)年改正で年金の賃金再評価・物価スライドが導入されるまでは、財政再計算において将来の物価上昇や賃金上昇（ベア）を見込むこととすると、給付は名目額で据え置かれたままである一方、保険料収入のみがベアに応じて増大するという前提となり、過度に楽観的な財政見通しを示すことから不適切と判断されたためである。

④ 昭和 36(1961)年の国民年金制度の創設による国民皆年金の確立

戦後の復興期を終えた 1950 年代当時、自営業者等は公的年金制度の対象になっていなかったが、高齢化による老後生活への不安や、戦後の家族制度の変革に伴う核家族化の進行などを背景として、全国民に老後の所得保障を与える国民皆年金を望む声が次第に高まってきていた。昭和 33(1958)年には国民健康保険制度が改正されて国民皆保険が実現しており、また当時のいわゆる神武景気の中で財源が捻出しやすかったことから独自に敬老年金を支給していた地方自治体もあった。こうした流れを受けて、既存の公的年金制度に加入していなかった自営業者等を適用対象とした国民年金制度が創設され、無拠出制については昭和 34(1959)年から、拠出制については昭和 36(1961)年からそれぞれ実施に移された。

当時、国民年金では、被用者の被扶養配偶者は任意加入とされた。保険給付として老齢年金、障害年金、母子・遺児・寡婦年金等が設けられ、老齢年金は保険料納付期間に応じた定額の給付とされた。また、保険料も定額保険料とされ、平準保険料に基づき月額 100 円（35 歳以上の者は 150 円）に設定された。

国庫負担については、拠出時負担となっており、保険料の 2 分の 1 が国庫負担であった。これは、保険料負担と国庫負担の比率が 2 対 1 であることを意味しており、現在の給付時負担で考えると給付費の 3 分の 1 の国庫負担割合に相当する。

【老齢年金の基本設計（昭和 34(1959)年改正）】

国民年金： 年金額 = 12,000 円 + 10 年超 20 年未満保険料納付年数 × 600 円
+ 20 年超保険料納付年数 × 1,200 円

厚生年金： 年金額 = 平均標準報酬 × 6/1000 × 加入月数 + 24,000 円

第 6 - 1 - 2 表 昭和 34(1959)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和36(1961)年度～	3.5	3.0	4.2
昭和41(1966)年度～	4.0	3.1	4.8
昭和46(1971)年度～	4.5	3.1	5.4
昭和51(1976)年度～	4.9	3.1	5.9
平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
4.4	3.1	5.2	

(注) 予定利率 5.5%

国民年金

平準保険料
円
128.3

(注) 予定利率 5.5%

(2) 公的年金の拡充 (昭和 40(1965)年改正から昭和 55(1980)年改正まで)

厚生年金については、昭和 29(1954)年改正において大幅な見直しが行われたが、その後の賃金や物価の上昇に伴って、年金の実質価値が低下し、給付水準が不十分であるという指摘が各方面から起こった。このようなことから、昭和 35(1960)年改正により、厚生年金について、報酬比例部分の給付乗率を 1000 分の 5 から 1000 分の 6 に引き上げる改正が行われ、同時に、昭和 23(1948)年から月収の 3% で据え置かれていた保険料率についても月収の 3.5% (女子 3%、坑内員 4.2%) に引上げられた。以後、厚生年金の保険料率は、経済の発展や高齢化の進展に伴い段階的に引上げられていくこととなる。

また、昭和 36(1961)年の国民年金制度の発足後、1960 年代の高度成長を通じ、国民の生活水準が向上したことに伴い、国民年金、厚生年金では、財政再計算ごとに逐次給付水準が引上げられた。そして、昭和 48(1973)年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが制度に組み込まれることとなった。

① 昭和 40(1965)年改正 (1 万円年金の実現)

昭和 40(1965)年改正により、厚生年金は、それまで一律定額であった定額部分の給付を加入月数に比例する仕組みに改めた上で額を引き上げるとともに、報酬比例部分の乗率を 1000 分の 6 から 1000 分の 10 へ引き上げ、標準的な老齢年金の月額が 1 万円となる年金 (1 万円年金) が実現した。

一方、昭和 36(1961)年に創設された国民年金は 2 千万人規模の被保険者を抱くまでになり、高齢化の進行に伴う老後の所得保障への国民の関心の高まりから、やはりその給付水準の拡充が望まれていた。厚生年金で 1 万円年金が実現されたこともあって、国民年金に関する議論が活発に行われ、厚生年金の定額

部分が国民年金に相当するとの考え方から、被保険者1人あたりの標準的な年金月額が5千円（夫婦で1万円）となるように給付水準が引き上げられた。

【老齢年金の基本設計（昭和40(1965)年改正）】

国民年金： 年金額＝保険料納付年数×2,400円

厚生年金： 年金額＝平均標準報酬月額×10/1000×加入月数＋250円×加入月数

国民年金では制度創設当初は平準保険料に基づいて保険料を設定していたが、給付水準の大幅な改善による保険料負担の急激な増加を抑えるため、厚生年金と同様、段階的に保険料を引上げる段階保険料方式を採用することとなった。以後、国民年金の保険料は、経済の発展とそれに伴う給付改善や高齢化の進展に併せ、厚生年金と同様に段階的に引き上げられていくこととなる。また、国民年金の財政方式についても賦課方式的な考え方に移行することとなった。

また、この改正により、厚生年金の国庫負担は給付費の15%（坑内員20%）から20%（坑内員25%）へ引き上げられた。

第6-1-3表 昭和40(1965)年財政再計算結果

厚生年金

国民年金(41年財政再計算分)

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和40(1965)年5月～	5.5	3.9	6.7
昭和45(1970)年5月～	6.0	4.3	7.2
昭和50(1975)年5月～	6.5	4.8	7.7
昭和55(1980)年5月～	7.0	5.3	8.2
昭和60(1985)年5月～	7.5	5.8	8.7
平成 2(1990)年5月～	8.0	6.3	9.2
平成 7(1995)年5月～	8.5	6.8	9.7
平成12(2000)年5月～	9.0	7.3	10.2
平成17(2005)年5月～	9.0	7.7	10.2
平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
6.9	5.3	15.8	

段階保険料月額		
年度	35歳未満	35歳以上
	円	円
～昭和41(1966)年12月	100	150
昭和42(1967)年1月～	200	250
昭和44(1969)年1月～	250	300
昭和46(1971)年4月～	300	350
昭和51(1976)年4月～	400	450
昭和56(1981)年4月～	508	
平準保険料		
	円	
	403	

(注) 予定利率 5.5%

(注) 予定利率 5.5%

② 昭和44(1969)年改正（2万円年金の実現）

前回の改正において給付水準が引き上げられたが、当時の経済の高度成長とそれに伴う生活水準の向上、また、高齢化、核家族化の進展などによる老後の所得保障へ関心の高まりから、年金給付水準の一層の充実が望まれていた。

そこで、厚生年金については定額部分の給付単価を引き上げるとともに過去の低い標準報酬を報酬比例部分の年金額の算定基礎から除外し、標準的な年金月額が2万円程度となるよう改正された。国民年金についても給付単価を引き上げ、標準的な年金月額が1万円（夫婦で2万円）となるよう改正が行われることとなった。

【老齢年金の基本設計（昭和44(1969)年改正）】

国民年金： 年金額＝保険料納付年数×3,840円

厚生年金： 年金額＝平均標準報酬月額×10/1000×加入月数＋400円×加入月数

第6-1-4表 昭和44(1969)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和44(1969)年11月～	6.2	4.6	7.4
昭和46(1971)年11月～	6.4	4.8	7.6
昭和50(1975)年4月～	6.9	5.3	8.1
昭和55(1980)年4月～	7.4	5.8	8.6
昭和60(1985)年4月～	7.9	6.3	9.1
平成2(1990)年4月～	8.4	6.8	9.6
平成7(1995)年4月～	9.4	7.8	10.6
平成12(2000)年4月～	10.4	8.8	11.6
平成17(2005)年4月～	11.4	9.4	12.6
平成22(2010)年4月～	12.4	9.4	13.6
平成27(2015)年4月～	13.4	9.4	14.6
平成32(2020)年4月～	14.4	9.4	15.6
平成37(2025)年4月～	15.4	9.4	16.6
平成42(2030)年4月～	15.6	9.4	16.8
平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
8.5	6.4	20.4	

(注) 予定利率 5.5%

国民年金

段階保険料月額	
年度	
	円
昭和45(1970)年7月～	450
昭和47(1972)年7月～	550
昭和50(1975)年4月～	650
昭和55(1980)年4月～	750
昭和60(1985)年4月～	850
平成2(1990)年4月～	950
平成7(1995)年4月～	1,050
平成12(2000)年4月～	1,250
平成17(2005)年4月～	1,450
平成22(2010)年4月～	1,640
平準保険料	
	円
	862

(注) 予定利率 5.5%

③ 昭和48(1973)年改正（5万円年金の実現；賃金再評価・物価スライド制の導入）

我が国は急速に高齢化社会を迎えようとしていたが、引き続き核家族化の進展や扶養意識の変化などにより高齢者を取り巻く環境は著しく変化しつつあった。そのため、老後の所得保障の問題に対する国民の関心はかつてないほど高まっていた。また、経済の高度成長に伴い物価水準等が上昇していくなかで、

年金給付の実質価値の低下が問題となっていた。

このような社会状況のなか、昭和 48(1973)年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが厚生年金、国民年金に組み込まれることとなった。また、厚生年金の給付水準は現役の厚生年金被保険者の平均賃金の 60%程度を目標とする考え方で設定され、その結果、標準的なケースでの年金月額が 5 万円程度とされた。国民年金においても標準的な年金月額が 2 万 5 千円程度(夫婦で 5 万円程度)となるような給付水準に改められた。

【老齢年金の基本設計（昭和 48(1973)年改正）】

国民年金：年金額＝保険料納付年数×9,600 円

厚生年金：年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,000 円×加入月数

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入されたことから、保険料設定に際しては、従来のような物価、賃金の上昇を織り込まない静態的な見通しではなく、経済的変動を織り込んだ動態的な将来の収支見通しを用いるようになった。これに伴い、昭和 48(1973)年以降の財政再計算では、収支見通しの基礎となる将来の被保険者数見通しは人口問題研究所(現 国立社会保障・人口問題研究所)の「日本の将来推計人口」に基づいて設定されるようになった。なお、従来どおりの静態的な計算に基づく平準保険料についても参考として引き続き算出された。

第 6 - 1 - 5 表 昭和 48(1973)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
～昭和48(1973)年10月	6.4	4.8	7.6
昭和48(1973)年11月～	7.6	5.8	8.8
昭和53(1978)年11月～	9.1	7.3	10.3
昭和58(1983)年11月～	10.6	8.8	11.8
昭和63(1988)年11月～	12.4	10.6	13.6
平成 5(1993)年11月～	14.2	12.4	15.4
平成10(1998)年11月～	16.0	14.2	17.2
平成15(2003)年11月～	17.8	16.0	19.0
平成20(2008)年11月～	19.6	17.8	20.8
(参考)平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
10.5	13.9	46.9	

(注1) 賃金上昇率

昭和48年度から昭和52年度まで 年率13%

〃 53 〃 57 〃 〃 10%

〃 58 〃 62 〃 〃 8%

〃 63年度以降 〃 7%

運用利回り 6.2%

物価上昇率 5.0%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(名目)	
年度	円
昭和49(1974)年1月～	900
昭和50(1975)年1月～	1,100
昭和51(1976)年1月～	1,300
昭和52(1977)年1月～	1,500
昭和53(1978)年1月～	1,700
昭和54(1979)年1月～	2,000
昭和55(1980)年1月～	2,300
昭和56(1981)年1月～	2,600
昭和57(1982)年1月～	2,900
昭和58(1983)年1月～	3,200
昭和59(1984)年1月～	3,500
昭和60(1985)年1月～	3,800
昭和61(1986)年1月～	4,100
平成 3(1991)年1月～	6,600
平成 8(1996)年1月～	10,500
平成13(2001)年1月～	16,800
平成18(2006)年1月～	25,800
平成23(2011)年1月～	35,800
(参考)平準保険料	
	円
	2,661

(注1) 年金改定率 5.0%

(注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定

④ 昭和 51(1976)年改正及び昭和 55(1980)年改正

オイルショックに伴い猛烈なインフレーションが起こったが、昭和 48(1973)年改正で導入されたばかりの年金額の自動改定規定は直ちに効果を発揮することとなった。

社会情勢の変化を踏まえ、賃金上昇に伴う再評価率の改定等の給付改善と保険料の引上げを主な内容とした法改正が昭和 51(1976)年及び昭和 55(1980)年に行われ、同時に財政再計算も実施された。

また、昭和 51(1976)年改正では、国民年金の国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、給付費の3分の1が国庫負担となった。

【老齢年金の基本設計（昭和 51(1976)年改正）】

国民年金：年金額＝保険料納付年数×15,600円

厚生年金：年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+1,650円×加入月数

第 6 - 1 - 6 表 昭和 51(1976)年財政再計算

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和51(1976)年8月～	9.1	7.3	10.3
昭和56(1981)年8月～	10.9	9.1	12.1
昭和61(1986)年8月～	12.7	10.9	13.9
平成 3(1991)年8月～	14.7	12.9	15.9
平成 8(1996)年8月～	16.7	14.9	17.9
平成13(2001)年8月～	18.7	16.9	19.9
平成18(2006)年8月～	20.7	18.9	21.9
(参考)平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
13.9	20.0	61.5	

(注1) 賃金上昇率 昭和51年度から昭和55年度 10%
昭和56年度から昭和60年度 8%
昭和61年度以降 6%
運用利回り 昭和51年度から昭和55年度 6.5%
昭和56年度から昭和60年度 6.2%
昭和61年度以降 6%

(注2) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(51年度価格)	
年度	円
昭和51(1976)年	1,400
昭和52(1977)年	2,200
昭和53(1978)年	2,500
昭和54(1979)年	2,800
昭和55(1980)年	3,100
昭和56(1981)年	3,400
昭和57(1982)年	3,700
昭和58(1983)年	3,900
昭和59(1984)年	4,100
昭和60(1985)年	4,300
平成 2(1990)年	5,300
平成 7(1995)年	6,300
平成12(2000)年	7,150
平成17(2005)年	7,900
平成22(2010)年～	8,650
(参考)平準保険料	
	円
	5,040

(注1) 利回り 6.0%
年金改定率 8.0%

(注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定

【老齢年金の基本設計（昭和 55(1980)年改正）】

国民年金：年金額＝保険料納付年数×20,160円

厚生年金：年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数+2,050円×加入月数

第 6 - 1 - 7 表 昭和 55(1980)年財政再計算結果

厚生年金

国民年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和55(1980)年10月～	10.6	8.9	11.8
昭和56(1981)年10月～	10.6	9.0	11.8
昭和57(1982)年10月～	10.6	9.1	11.8
昭和58(1983)年10月～	10.6	9.2	11.8
昭和59(1984)年10月～	10.6	9.3	11.8
昭和60(1985)年10月～	12.4	11.2	13.6
昭和61(1986)年10月～	12.4	11.3	13.6
昭和62(1987)年10月～	12.4	11.4	13.6
昭和63(1988)年10月～	12.4	11.5	13.6
平成元(1989)年10月～	12.4	11.6	13.6
平成 2(1990)年10月～	14.2	13.5	15.4
平成 7(1995)年10月～	16.0	15.8	17.2
平成12(2000)年10月～	17.8	17.8	19.0
平成17(2005)年10月～	19.6	19.6	20.8
平成22(2010)年10月～	30.6	30.6	31.8
平成27(2015)年10月～	34.1	34.1	35.3
平成32(2020)年10月～	34.9	34.9	36.1
(参考)平準保険料率			
男子	女子	坑内員	
%	%	%	
19.1	26.4	65.6	

(注1) 年金額は今回の改正法で設定された給付水準が維持されていくものと仮定した。

(注2) 賃金上昇率 7.0%
物価上昇率 5.0%
運用利回り 6.0%

(注3) 平準保険料率については予定利率5.5%で算定

段階保険料月額(55年度価格)	
年度	
	円
昭和55(1980)年	3,770
昭和56(1981)年	4,500
昭和57(1982)年	4,850
昭和58(1983)年	5,200
昭和59(1984)年	5,550
昭和60(1985)年	5,900
昭和61(1986)年	6,250
昭和62(1987)年	6,600
昭和63(1988)年	6,950
平成元(1989)年	7,300
平成 2(1990)年	7,650
平成 7(1995)年	9,400
平成12(2000)年	11,150
平成17(2005)年	12,900
平成22(2010)年	14,650
平成27(2015)年～	15,700
(参考)平準保険料	
	円
	7,980

(注1) 物価上昇率 5.0%
運用利回り 6.0%
年金改定率 8.0%

(注2) 平準保険料については予定利率5.5%で算定

2. 昭和 60(1985)年改正～基礎年金制度の導入

(1) 改正の背景

昭和 30 年代に国民皆年金体制ができ、昭和 40 年代に給付水準の引上げや給付内容の改善を行った我が国の年金制度は、昭和 50 年代に入ると、各制度間の不均衡、格差が目立ち、その是正が課題となった。また、年金財政の長期的安定を図るための給付と負担の見直しも大きな課題となった。

このような課題が生じた第一の背景としては、経済基調の変化と国の財政の悪化がある。昭和 50 年代には高度経済成長が終わり、社会保障を含む改革と財政再建が最大の政治課題となった。

第二の背景は、急速な人口の高齢化と社会保障費の増大である。人口の高齢化と平均寿命の伸長により昭和 50 年代から年金受給者は急増し、昭和 40 年代の大幅な給付改善と相まって、保険料負担の面から年金制度の安定的維持についての懸念が生じ始めた。

第三の背景は、年金制度の分立が内包していた問題点の顕在化である。我が国の年金制度は、様々な歴史的背景から職域により国民年金、厚生年金、共済年金に分立し、それぞれ独自の運営をし、制度の規模や給付内容、保険料率や掛金率に大きな違いがあった。昭和 30 年代、40 年代に各制度が給付改善を行った結果、制度間の格差や不均衡が目立ち始め、その是正、統一を求める意見が強くなっていった。

第四の背景は、昭和 30 年代、40 年代における産業構造、就業構造の変化による年金制度の制度別被保険者数、加入者数の変化の違いである。厚生年金の被保険者数が昭和 30 年代から 50 年代にかけて 3 倍近くに増える一方、船員保険の加入者数や国鉄共済組合の組合員数は減少し、また、国民年金は、加入者数はそれほど増えない一方で受給者は早く発生する等、制度によって加入者数の増減が異なり、それぞれの制度の加入者に対する年金受給者の比率が大きく異なることとなった。このように、産業構造、就業構造の変化が、特定の職業・職域を対象とする年金制度の存続の基盤を揺るがしかねなくなってきた。

上記のような背景を踏まえ、基礎年金の導入を柱とした昭和 60(1985)年年金制度改正が行われた。

(2) 改正の背景

① 基礎年金制度の導入

昭和 60(1985)年改正の一番の柱は、国民年金を全国民に適用し全国民に共通の基礎年金を支給する、基礎年金制度を導入したことである。全国民共通の基礎年金制度を 1 階部分とした上で、厚生年金は基礎年金の上に報酬比例の年金を支給する 2 階部分とすることとし、我が国の年金制度を 2 階建ての構造とした。

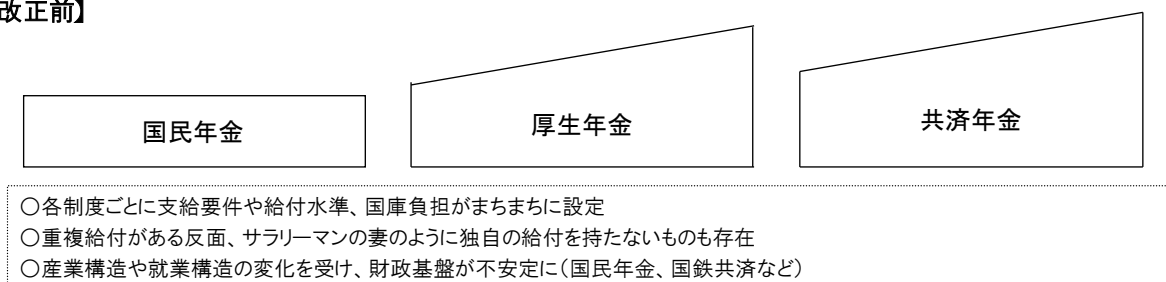
基礎年金額（5 万円）は、20 歳から 59 歳までの 40 年間保険料を納付した場合、国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして、高齢者の生計費等を総合的に勘案して決められた。具体的には、昭和 59(1984)年度の 65 歳以上の単身・無業者の基礎的消費支出に、その後の消費水準の延びを加味して決められた。基礎年金の給付に要する費用は、各制度が被保険者の頭割り負担する拠出金で賄うこととし、この結果、1 階部分は産業構造の変化の影響を受けない制度となった。これに伴い、国庫負担は原則として基礎年金部分に集中することとされ、各制度が負担する基礎年金拠出金に対して、その 3 分の 1 の国庫

負担がなされることとなった。

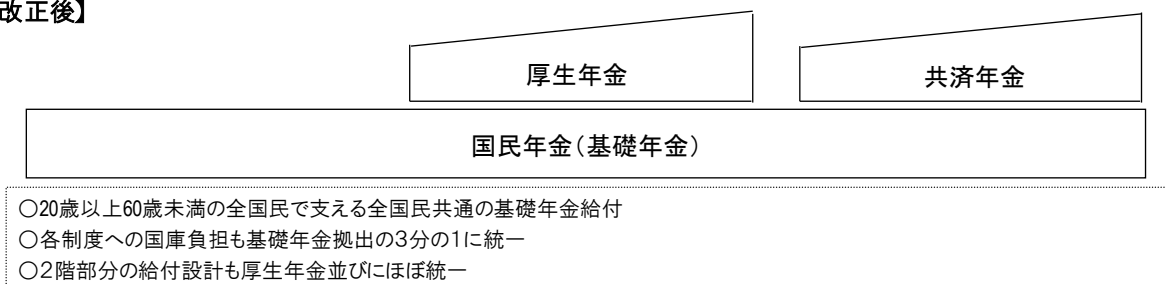
この基礎年金制度の導入により、我が国の年金制度の基礎的部分については、適用、給付、負担すべての面で統一的な扱いとなり、各制度を通じた安定した財政運営の基盤が築かれた。

第6-1-8図 基礎年金制度の導入

【改正前】



【改正後】



② 給付水準の適正化

基礎年金の導入と並ぶ改革の第二の柱として、昭和60(1985)年改正では、年金の給付水準の適正化を行った。それまでの年金の給付設計、年金額の計算方式のままでは、今後年金制度が成熟するにつれて加入者の平均加入期間が伸び、将来の年金水準が現役被保険者の賃金水準とバランスを失する高さになることが予測された。

具体的には、改正前の時点で新たに年金を受け始める人の平均的加入期間は32年間であり、それに対応した標準的な老齢年金の水準は配偶者に対する加給年金を加えて月額17万3,000円(昭和59(1984)年度価格)であり、現役被保険者の平均賃金(平均標準報酬月額)25万4,000円に対して68%の割合であった。これから新たに年金を受け始める人の平均加入期間が40年間へと長くなると、それまでの方式で年金額を計算した場合の標準的な老齢年金の水準は月額21万2,000円と、平均賃金に対して83%にも達することが予測された。

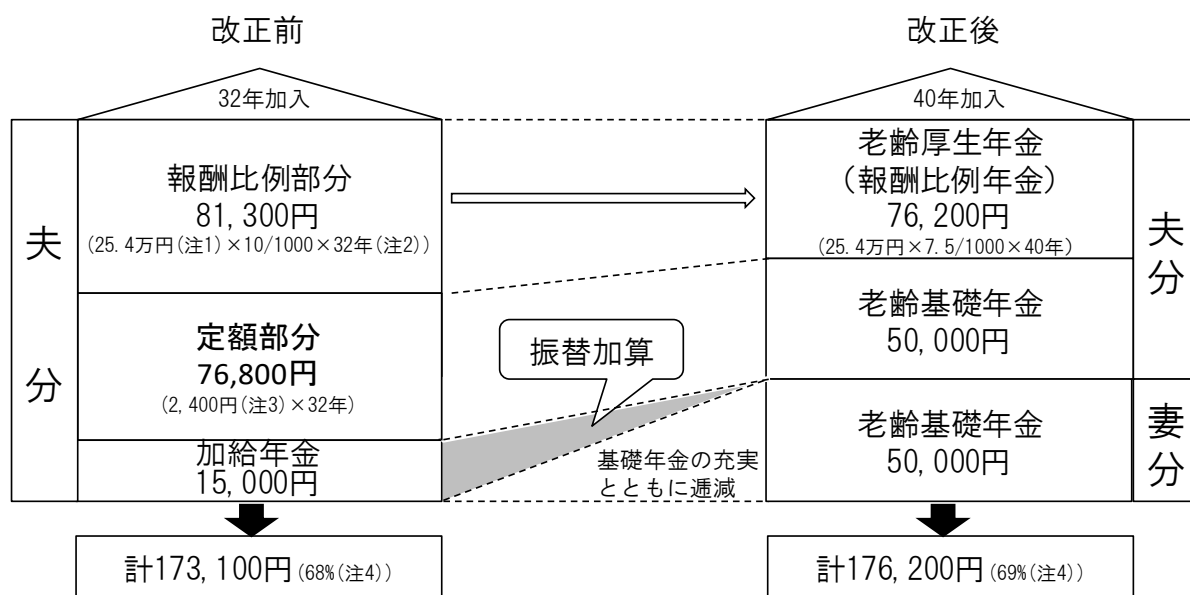
このため、昭和60(1985)年改正では、将来の年金水準も改正前とほぼ同じ、

平均賃金に対し 69%の割合に留めるよう適正化を行った。

その方法としては、厚生年金の定額部分の単価 2,400 円及び報酬比例部分の乗率 1000 分の 10 を、法施行後 20 年かけて徐々に逡減させていき、20 年後に定額部分の単価は 1,250 円、報酬比例部分の乗率は 1000 分の 7.5 とする方法を採った。

この給付水準の適正化により、給付水準と保険料負担とのバランスを回復させ、厚生年金、国民年金とも将来の保険料負担が過大なものにならないようにすることができた。改正前の制度のままでは、保険料率を大幅に引き上げない限り年金財政が破綻を来すことが予測されたが、この給付水準の適正化を行ったことにより、厚生年金保険料率の最終保険料率は 28.9%、国民年金保険料の最終保険料は月額 13,000 円（昭和 59(1984)年度価格）に抑えられることとなった。

第 6-1-9 図 厚生年金の標準的な給付水準（昭和 59(1984)年度価格）



(注 1) 現役男子の標準報酬月額

(注 2) 改正前の平均加入期間

(注 3) 昭和 55(1980)年改正時の単価 2,050 円を昭和 59(1984)年度価格に換算したもの

(注 4) 現役男子の平均標準報酬月額 25.4 万円に対する比率

③ 女性の年金権の確立

昭和 60(1985)年改正では、それまで任意加入とされていた被用者の被扶養配偶者について、基礎年金を全国民共通のものとする考え方に沿って、国民年金の第 3 号被保険者として国民年金に強制加入することとした。これにより、被

用者の被扶養配偶者は、本人の保険料負担はないが配偶者の加入する被用者年金制度が拠出金を負担することにより基礎年金の給付を受けられることとなったため、障害になった場合や離婚した場合にも無年金者となることはなくなった。被用者世帯の夫婦のいずれもが、個人単位の年金を受けられることとなり、また、被用者年金の保険料率や支給開始年齢の男女差も解消することとされたことから、女性の年金権が確立された。

④ その他

昭和 60(1985)年改正では、障害者に対する給付の大幅改善、従業員 5 人未満事業所への厚生年金保険の適用、女性の支給開始年齢引上げ等も行った。また、厚生年金と船員保険は完全統合され、共済年金の給付は 2 階部分まで給付体系、給付水準、支給開始年齢などが厚生年金とほぼ同じになり、共済年金独自の給付は職域年金的性格を持つ 3 階部分のみとなった。

(3) 昭和 60(1985)年改正の意義

昭和 60(1985)年改正は、共済年金を含む全制度について広範で大がかりな改革を行ったものであり、これにより、制度は分立したままでも給付の格差、不均衡は大きく是正されることとなった。将来の給付費の増加を抑制し、ピーク時の保険料率を引き下げることが狙いとした改正も初めてであった。これまでの制度の分立と給付の拡大から制度の統合と給付の抑制へと、年金政策を大きく方向転換するものであった。

この改正により、我が国の年金制度は、今後の高齢化によっても給付と負担の均衡が図られ、安定的に維持できる基盤が確立されたと考えられていた。しかし、その後、改正時の予想をはるかに超えた人口構造や社会経済の変化が起こることとなる。

【老齢年金の基本設計（昭和 60(1985)年改正）】

基礎年金：年金額＝600,000 円×保険料納付年数／40 年

厚生年金：年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1981 年 11 月 厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込 出生率 2.09 平均寿命 男 75.1 歳 女 80.4 歳
	予定利率	年率 7%
	賃金上昇率	年率 5%
	物価上昇率	年率 3%

第6-1-10表 昭和59(1984)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率		
年度	一 種	二 種
	%	%
昭和61(1986)年	12.4	11.3
昭和62(1987)年	12.4	11.5
昭和63(1988)年	12.4	11.7
平成元(1989)年	12.4	11.9
平成 2(1990)年	12.4	12.1
平成 3(1991)年	14.2	14.1
平成 4(1992)年	14.2	14.2
平成 5(1993)年	14.2	14.2
平成 6(1994)年	14.2	14.2
平成 7(1995)年	14.2	14.2
平成12(2000)年	16.0	16.0
平成17(2005)年	18.7	18.7
平成22(2010)年	23.4	23.4
平成27(2015)年	26.3	26.3
平成32(2020)年	28.4	28.4
平成37(2025)年～	28.9	28.9

国民年金

段階保険料月額(59年度価格)	
年度	
	円
昭和61(1986)年	6,800
昭和62(1987)年	7,100
昭和63(1988)年	7,400
平成元(1989)年	7,700
平成 2(1990)年	8,000
平成 3(1991)年	8,300
平成 4(1992)年	8,600
平成 5(1993)年	8,900
平成 6(1994)年	9,200
平成 7(1995)年	9,500
平成12(2000)年	11,000
平成17(2005)年	12,500
平成22(2010)年～	13,000

(注) 年金額は今回の改正法で設定された給付水準が維持されていくものと仮定した。

3. 平成元(1989)年、平成6(1994)年、平成12(2000)年の制度改革～支給開始年齢の引上げと給付水準の見直し等

(1) 完全自動物価スライド等の導入(平成元(1989)年改正)

昭和60(1985)年改正において基礎年金制度を創設し、年金制度の安定化が図られたが、我が国の平均寿命の伸びは著しく、将来的には65歳以上の人口が総人口の2割を超えるほどの高齢化社会となる見通しとなった。

これに対応するため、厚生年金の支給開始年齢の引上げが検討されたものの、見送られることとなり、年金額の完全自動物価スライド制の導入や、20歳以上の学生の国民年金への強制適用等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計(平成元(1989)年改正)】

基礎年金：年金額＝666,000円×保険料納付年数／40年

厚生年金：年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1986年12月 厚生省人口問題研究所推計 2025年見込 出生率2.00 平均寿命 男77.9歳 女83.9歳
	予定利率	年率5.5%
	賃金上昇率	年率4.1%
	物価上昇率	年率2.0%

第6-1-11表 平成元(1989)年財政再計算結果

厚生年金

国民年金

年 度	段 階 保 険 料 率			
	支給開始年齢を60歳に据え置いた場合		支給開始年齢を段階的に65歳まで引き上げていく場合	
	男 子	女 子	男 子	女 子
	%	%	%	%
平成2(1990)年	14.6	14.1	14.6	14.1
平成3(1991)年	14.6	14.25	14.6	14.25
平成4(1992)年	14.6	14.4	14.6	14.4
平成5(1993)年	14.6	14.55	14.6	14.55
平成6(1994)年	14.6	14.6	14.6	14.6
平成7(1995)年	16.8	16.8	16.8	16.8
平成12(2000)年	19.0	19.0	19.0	19.0
平成17(2005)年	22.1	22.1	21.2	21.2
平成22(2010)年	27.5	27.5	23.4	23.4
平成27(2015)年	30.4	30.4	25.6	25.6
平成32(2020)年～	31.5	31.5	26.1	26.1

段階保険料月額(元年度価格)	
年 度	円
平成2(1990)年	8,400
平成3(1991)年	8,800
平成4(1992)年	9,200
平成5(1993)年	9,600
平成6(1994)年	10,000
平成7(1995)年	10,400
平成8(1996)年	10,800
平成9(1997)年	11,200
平成10(1998)年	11,600
平成11(1999)年	12,000
平成12(2000)年	12,400
平成17(2005)年	14,400
平成22(2010)年～	16,100

(2) 支給開始年齢の引上げ等(平成6(1994)年改正)

寿命の伸び等に伴う高齢化の進行については従来から広く認識されていたが、平成に入ってからにはこれに加えて少子化が顕著な問題となってきた。特に、平成元(1989)年の合計特殊出生率1.57は、昭和41(1966)年(ひのえうま)の合計特殊出生率1.58を下回って「1.57ショック」と言われ、広く少子化の進行が認識された。

平成6(1994)年財政再計算において用いられた「日本の将来推計人口」(平成4(1992)年推計)において、中位推計における将来の合計特殊出生率は人口置換水準を下回る1.80とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、本格的に人生80年時代を迎えようとするなかで、活力ある長寿社会を築くことが必要であると認識されるようになっていた。そのため、年金制度のあり方についても60歳定年を前提とせず、65歳でも現役でいられる社会にふさわしいものとするのが求められた。また、年金受給者数が急激に増大するなか、年金制度を将来にわたって安定的に運営していくために給付と負担のバランスをとる措置が必要だと考えら

れていた。

そこで、厚生年金において定額部分の支給開始年齢を男子については 2001(平成 13)年度から 2013(平成 25)年度にかけて、女子についてはその 5 年遅れで 65 歳に引き上げる改正が行われることになった。また、年金のスライドにおける賃金再評価の仕組みは、名目賃金の伸びに応じたスライドから手取り賃金の伸びに応じたスライド(可処分所得スライド)に改められた。

また、厚生年金の保険料負担については新たに賞与から特別保険料 1%を徴収することになった一方で、育児休業期間中の本人保険料負担の免除措置が取られることとなった。その他、在職老齢年金の支給停止の仕組みが改められ、雇用保険との併給調整も行う等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計(平成 6(1994)年改正)】

基礎年金：年金額＝780,000 円×保険料納付年数／40 年

厚生年金：年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1992 年 9 月 厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込 出生率 1.80 平均寿命 男 78.3 歳 女 85.1 歳
	予定利率	年率 5.5%
	賃金上昇率	年率 4.0%
	物価上昇率	年率 2.0%

第 6-1-12 表 平成 6(1994)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率	
年度	%
平成7(1995)年	16.5
平成8(1996)年	17.35
平成9(1997)年	17.35
平成10(1998)年	17.35
平成11(1999)年	19.5
平成12(2000)年	19.5
平成13(2001)年	19.5
平成14(2002)年	19.5
平成15(2003)年	19.5
平成16(2004)年	22.0
平成17(2005)年	22.0
平成22(2010)年	24.5
平成27(2015)年	27.0
平成32(2020)年	29.5
平成37(2025)年～	29.8

国民年金

段階保険料月額(6年度価格)	
年度	円
平成7(1995)年	11,700
平成8(1996)年	12,200
平成9(1997)年	12,700
平成10(1998)年	13,200
平成11(1999)年	13,700
平成12(2000)年	14,200
平成13(2001)年	14,700
平成14(2002)年	15,200
平成15(2003)年	15,700
平成16(2004)年	16,200
平成17(2005)年	16,700
平成22(2010)年	19,200
平成27(2015)年～	21,700

(3) 支給開始年齢の引上げ、給付水準適正化等（平成 12(2000)年改正）

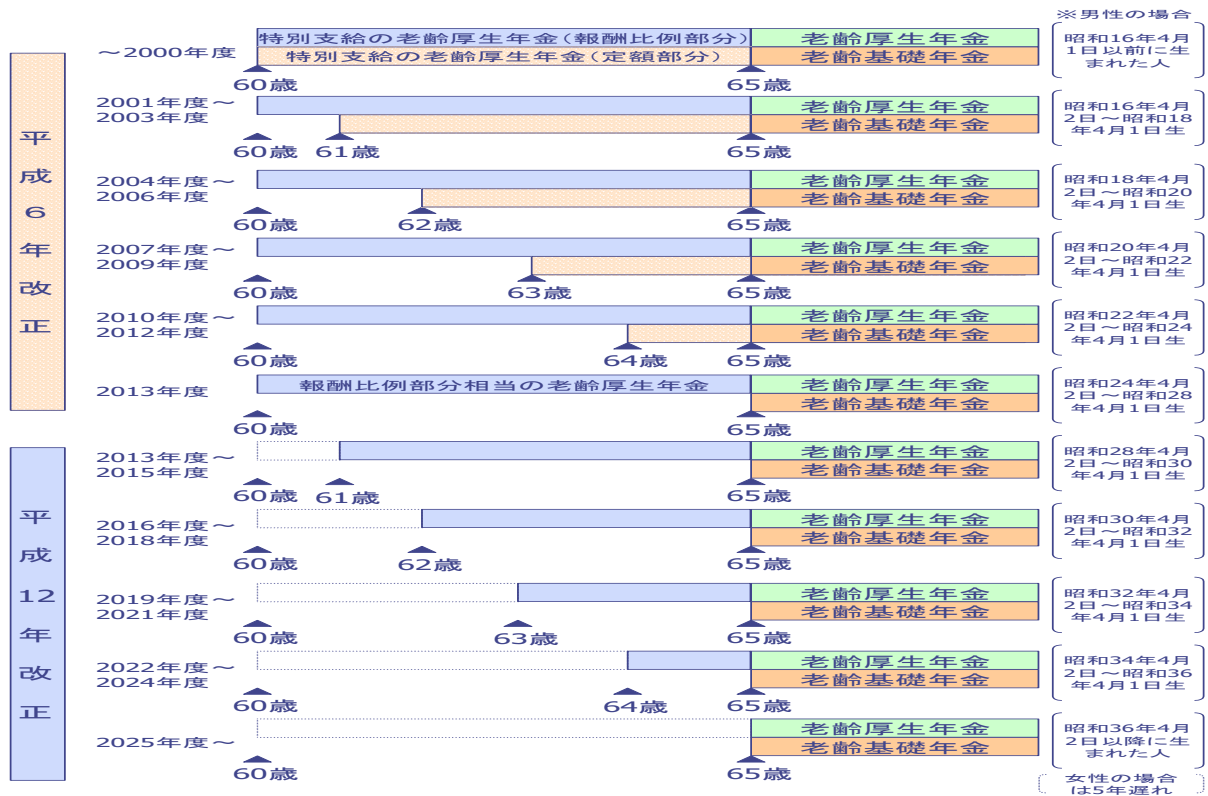
平成 11(1999)年当時、我が国では、先進諸国に例をみないほど急速な少子高齢化が進んでいた。合計特殊出生率は平成 7(1995)年には 1.42 まで低下しており、平成 11(1999)年財政再計算において用いられた「日本の将来推計人口」（平成 9(1997)年推計）において、中位推計の将来の合計特殊出生率は前回推計よりさらに低い 1.61 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、将来的には 65 歳以上人口が総人口に占める割合は 3 割を超える見通しとなっていた。一方、経済は実質マイナス成長に落ち込んだ時期もあり、賃金上昇率や物価上昇率も低水準にあったため、少子高齢化が進み、経済の成長基調が変化するなかで、将来の現役世代の負担はより重くなっていくことが想定された。そこで、給付と負担のバランスを確保しつつ、将来世代の負担を過重なものとしなないように改正が行われることとなった。将来世代の負担の上限としては、厚生年金の保険料率 20%（総報酬ベース）が一つの目安とされた。

また、この改正においては、将来世代の保険料負担を緩和するため、基礎年金への国庫負担については安定した財源を確保しつつ国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げを図ることとされた。しかし、実際には平成 16(2004)年改正を経たその後の平成 21(2009)年に国庫負担割合を引き上げる法律改正を行ったことによって、平成 21(2009)年度から国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げが実現することとなった。これについては、次の平成 16(2004)年改正の部分において詳しく解説することとする。

厚生年金については、報酬比例部分の給付水準が 5% 適正化され、また裁定後の年金額は賃金再評価を行わず物価スライドによって購買力を維持することとされた（しかしながら、賃金再評価を行った場合の年金額の 8 割は保証されるものとした）。さらに、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を男子については平成 25(2013)年度から令和 7(2025)年度にかけて、女子についてはその 5 年遅れで 65 歳に引き上げることになった。また、月給と賞与に同一の保険料率を適用する総報酬制が導入され、育児休業期間中の保険料については事業主負担分も免除される等の改正が行われた。

国民年金については、保険料の半額免除制度、20 歳以上の学生の保険料の納付猶予・追納制度の新設等の改正が行われた。

第6-1-13図 支給開始年齢引上げスケジュール（老齢厚生年金）



【老齢年金の基本設計（平成12(2000)年改正）】

基礎年金；年金額＝804,200円×保険料納付年数／40年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均総報酬(再評価後)×5.481/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1997年1月 国立社会保障・人口問題研究所推計 2025年見込 出生率1.61 平均寿命 男78.8歳 女85.8歳
	予定利率	年率4.0%
	賃金上昇率	年率2.5%
	物価上昇率	年率1.5%
	年金改定率 (新規裁定者分)	年率2.5% (ただし、2024(令和6)年財政再計算期までは2.3%)

第 6 - 1 - 14 表 平成 11(1999)年財政再計算結果

厚生年金

段 階 保 険 料 率				
年 度	国庫負担1/3		国庫負担1/2	
	対総報酬	(標準報酬 月額換算)	対総報酬	(標準報酬 月額換算)
	%	%	%	%
平成12(2000)年	-	17.35	-	17.35
平成13(2001)年	-	17.35	-	17.35
平成14(2002)年	-	17.35	-	17.35
平成15(2003)年	13.58	(17.35)	13.58	(17.35)
平成16(2004)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)
平成17(2005)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)
平成22(2010)年	17.42	(22.35)	16.35	(20.95)
平成27(2015)年	19.35	(24.85)	18.12	(23.25)
平成32(2020)年	21.27	(27.35)	19.8	(25.4)
平成37(2025)年～	21.6	(27.8)	19.8	(25.4)

(注) 保険料率は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成16年10月に19.85%とし、以降は5年毎に2.5%ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年10月に18.65%とし、以降は5年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準月額報酬ベース)

国民年金

段階保険料月額(11年度価格)		
年 度	国庫負担1/3	国庫負担1/2
	円	円
平成12(2000)年	13,300	13,300
平成13(2001)年	13,287	13,287
平成14(2002)年	13,090	13,090
平成15(2003)年	12,897	12,897
平成16(2004)年	12,706	11,203
平成17(2005)年	13,200	10,000
平成22(2010)年	17,200	13,000
平成27(2015)年	21,200	16,000
平成32(2020)年～	25,200	18,500

(注) 保険料は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成17年4月に13,200円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に800円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年度の国庫負担割合引上げ時に3000円(平成11年度価格)引下げ、平成17年4月に10,000円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に600円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとしている。

第2節 平成16(2004)年改正と公的年金財政の枠組み

我が国の公的年金制度は、給付は全国民共通の基礎年金を土台とし、被用者については2階部分の年金が上乘せされる構造となっているが、財政単位としては、自営業者等の第1号被保険者の定額保険料を財源に第1号被保険者分の費用を支出する「国民年金」(年金特別会計の国民年金勘定に相当)と、被用者(第2号被保険者)の所得比例の保険料を財源に被用者(第2号被保険者)及びその被扶養配偶者(第3号被保険者)分の費用を支出する「厚生年金」(厚生年金勘定に相当)に分かれている(なお、共済年金は平成27(2015)年10月に厚生年金に一元化された。)

国民年金及び厚生年金は、それぞれ被保険者から保険料を徴収し、積立金を管理運用し、共通の基礎年金の負担をするとともに制度ごとの独自の給付(2階部分等)を行う独立した財政単位であるが、その財政は基礎年金の費用負担を通じて結びついており、基礎年金の給付に必要な費用は、毎年度、国民年金、厚生年金及び共済組合がそれぞれの会計から拠出金を払い込むことにより賄われている。

したがって、財政検証は、国民年金、厚生年金及び基礎年金の収支等が互いに整合性を保つよう実施する必要がある。

また、平成16(2004)年の制度改正において、国民年金及び厚生年金の長期的な給付と負担の均衡(財政均衡)を自動的に図る仕組みが導入されており、この年金財政の枠組みの下で財政検証は実施することとされている。

ここでは、財政検証を実施する際の基本的な枠組みである公的年金の財政単位や、平成16(2004)年改正において新たに導入された給付と負担の均衡を図る仕組み等について解説する。

1. 公的年金の財政の仕組み

公的年金の財政単位は国民年金と厚生年金に分かれており、共通の基礎年金を通じてその費用負担により結びついている。ここでは、基礎年金、厚生年金、国民年金の収支等の流れを明らかにし、それぞれの財政がどのような費用と財源により成り立っているかを解説する。

(1) 公的年金財政の構造

公的年金は国の特別会計として厚生年金勘定、国民年金勘定、基礎年金勘定を

有しており、公的年金の収支はこの3つの勘定を通して行われる。この収支の流れの概要を示したのが第6-2-1図である。

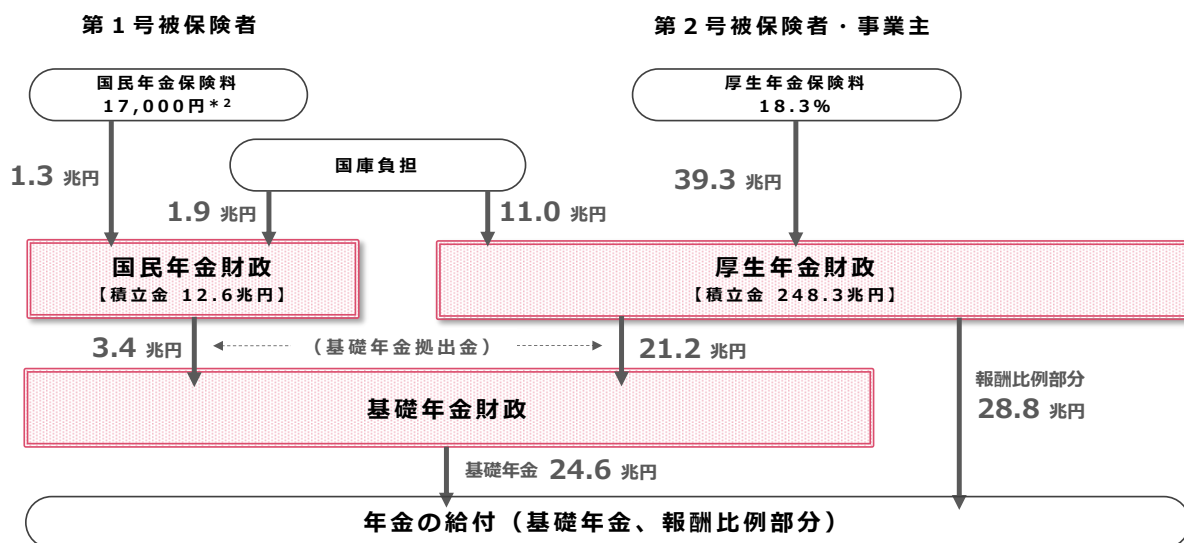
国民年金、厚生年金の保険料については、それぞれ国民年金勘定、厚生年金勘定に納付される。一方、年金給付については、独自の給付（2階部分）についてはそれぞれの保険料が納付される国民年金勘定、厚生年金勘定から給付されるが、共通の基礎年金（1階部分）については保険料納付のない基礎年金勘定から支出される。この基礎年金勘定から支出される基礎年金給付費を賄うのが基礎年金拠出金であり、毎年度、国民年金勘定、厚生年金勘定からその年度の給付に必要な額が拠出される。すなわち、基礎年金勘定については、原則として、基礎年金拠出金による完全な賦課方式となっており積立金は有していない。なお、国民年金と厚生年金の按分については、その年度の被保険者数（ただし、第1号被保険者数については納付者に限る。）の人数比で按分することとされている。

よって、国民年金勘定、厚生年金勘定の主な支出は、基礎年金拠出金（1階部分）に加えて、国民年金、厚生年金それぞれ独自の給付（2階部分）となる。その費用を賄うための主な収入は、保険料収入と基礎年金給付の2分の1相当の国庫負担となっており、支出が保険料収入と国庫負担を上回る場合に積立金及びその運用収入が活用されることとなる。

このように、国民年金勘定、厚生年金勘定については賦課方式を基本としているものの、一定の積立金を有し活用されている。

（注）国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような2階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付がある。

第6-2-1図 公的年金財政の構造（令和5（2023）年度）



出所) 数値は「公的年金財政状況報告-令和5(2023)年度-」より作成。一部の収支項目は省略し、概略を示したものである。

*1 「国民年金」という用語については、全国民共通の1階部分全体を指す場合と、第1号被保険者に係る部分のみを指す場合があるが、本資料のように、財政単位としての「国民年金」を考える場合は、第1号被保険者に係る部分のみを指していることに留意する必要がある。

*2 平成16年度価格である

(2) 基礎年金の財政の仕組み

基礎年金の財政については、全国民共通の1階部分である基礎年金の給付をそのときの現役世代全体で支えるという考え方がとられている。

具体的には、毎年度の基礎年金給付に要する費用をその年度の各公的年金制度からの基礎年金拠出金による収入で賄う方式で運営することとされており、各公的年金制度の負担は被保険者の人数比（原則として20～59歳。国民年金の免除、未納を除く。）で按分することとされている。

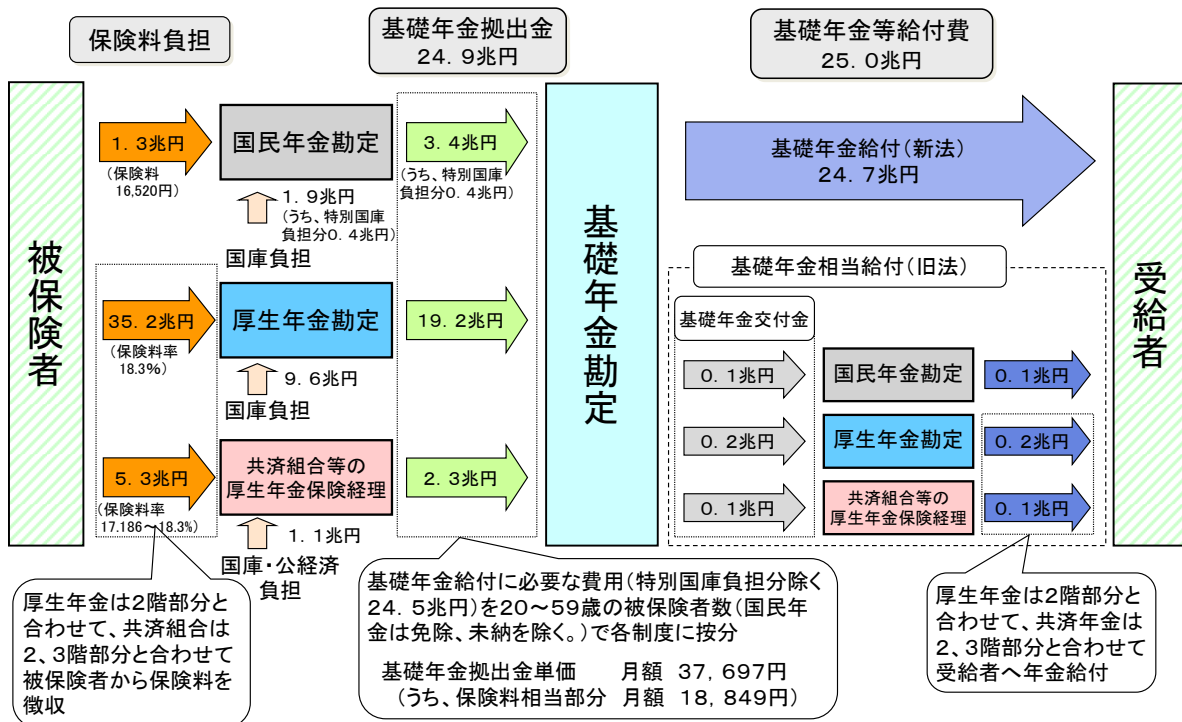
また、基礎年金の将来見通しにおいては、

- ・ 毎年度の基礎年金に要する費用
- ・ 毎年度の支出を賄うために国民年金、厚生年金等の各制度が負担すべき基礎年金拠出金とその国庫負担

を推計することとなる。

基礎年金の収支で注意すべきは基礎年金交付金の仕組みであり、国の特別会計の歳入、歳出と財政検証の関係を理解する上で不可欠である。

第6-2-2図 基礎年金の収支の構造（令和5（2023）年度）



基礎年金制度は、昭和61(1986)年4月に導入されたものであるが、その際、制度導入前の旧法による給付のうち昭和36(1961)年4月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する給付については、費用負担上、基礎年金と同様の取扱いをすることとされた。

そこで、年金財政の観点からみた基礎年金給付費は下記の2つをあわせたものとなっている。

- ・昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された年金の給付に要する費用
- ・国民年金、厚生年金及び共済年金の昭和60(1985)年改正前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち基礎年金に相当する部分等、基礎年金とみなされる給付(みなし基礎年金)に要する費用

みなし基礎年金は旧法の厚生年金として裁定された給付を例にとれば、受給者には厚生年金の名称で上乘せ部分(2階部分)と一体のものとして支給されており、国の会計上も、年金特別会計の厚生年金勘定からの支出となる。

一方、みなし基礎年金の給付に要する費用については、新法の基礎年金として裁定された給付と合算して、毎年度、必要な費用を各制度からの拠出金で賄う仕組みであるため、その費用の全額を年金特別会計の基礎年金勘定から上乘せ部分

とあわせて実際の支給を行っている国民年金、厚生年金等の各勘定へ交付（基礎年金交付金）することとされている。

みなし基礎年金の給付は基礎年金制度が成熟するまでの経過的なもので、いずれ消滅するが、その費用（基礎年金交付金）の総額は令和5（2023）年度の実績で0.3兆円（確定値）となっている。

基礎年金給付費を賄うために毎年度、各制度が拠出すべき額は基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。特別国庫負担には次のようなものがある。

- ・ 保険料全額免除期間に係る給付費
- ・ 保険料が一部（3／4、半額、1／4）免除された期間に係る給付費の一部
- ・ 20歳前障害に係る障害基礎年金給付費の一部
- ・ 昭和60（1985）年改正前の国民年金の老齢年金における経過的加算部分給付の1／4
- ・ 昭和60（1985）年改正前の国民年金の5年年金給付費の1／8

基礎年金給付費の額から特別国庫負担を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となる。

（3）厚生年金の財政の仕組み

厚生年金の財政の仕組みを考えるにあたっては、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りの他に、存続厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）の代行部分の財政検証における取扱いについても注意が必要である。

以下、この2つの項目を中心として、さらに、平成27（2015）年10月の被用者年金制度の一元化に伴う拠出金・交付金の仕組み等についても解説する。

① 実質的な収入、支出

厚生年金の実質的な収入、支出については基礎年金交付金による資金のやり取りがあることから、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳入、歳出とは異なる。

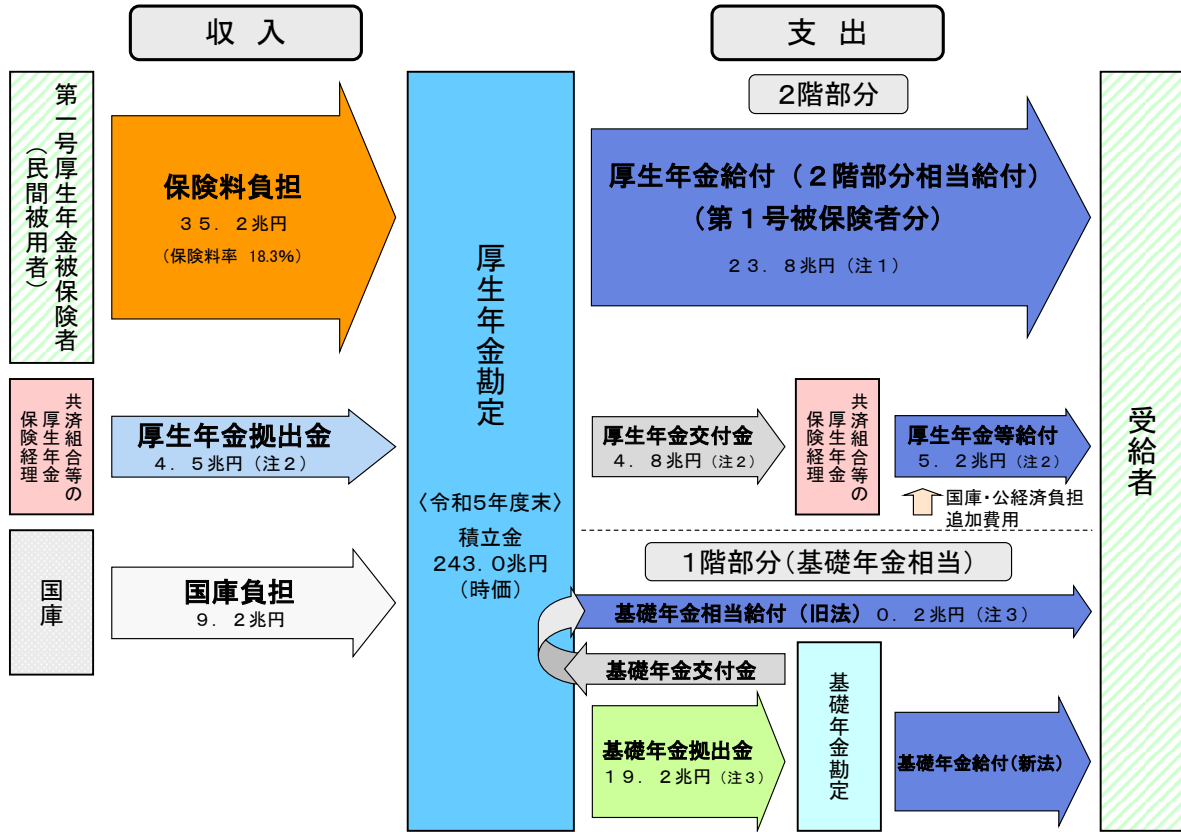
年金特別会計（厚生年金勘定）から受給者に支払われる給付は、昭和60（1985）年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには2階部分の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である1階部分の定額給付が含まれる。

このため、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳出には、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金」に重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで、重複を除いて、年金財政上の観点から厚生年金の実質的な収入、

支出を捉えるためには、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

第6-2-3図 厚生年金の収入と支出の構造（令和5（2023）年度）



注1 厚生年金給付(2階部分相当給付)(第1号被保険者分)の額は、厚生年金勘定の給付費の額から基礎年金交付金の額(確定値ベース)を控除することにより算出している。
 注2 共済組合等の厚生年金保険経理において、厚生年金拠出金及び厚生年金交付金の額は確定値ベースであり、厚生年金等給付費の額は、2階部分相当給付であることから共済組合等の厚生年金保険経理の給付費の額から基礎年金交付金の額(確定値ベース)を控除することにより算出している。
 注3 基礎年金拠出金及び基礎年金相当給付(旧法)の額は、確定値ベースである。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入)による軽減後の額である。

② 厚年基金の代行部分の取り扱い

厚年基金は企業年金の一形態であり、厚生年金の報酬比例部分の一部を代行し、独自の上乗せ給付を行っている。

厚年基金の加入者に係る厚生年金の保険料は、代行部分に相当する保険料(免除保険料：料率2.4～5.0%)については国へ納めることが免除され、その代わりに厚年基金へ納めることとなる。また、代行部分の年金給付については国の代わりに厚生年金基金から給付が行われる(代行給付：報酬比例部分のうち物価スライド・再評価を除いた部分)。

厚年基金により代行された給付については、厚年基金が存続している間、国は支給義務を免除される。厚年基金が解散や代行返上を行った場合には、最終的に国は厚年基金から代行部分のために積み立てられた積立金(最低責

任準備金)の移換を受け、代行部分の支給義務を引き継ぐこととなる。

また、最低責任準備金が免除保険料と厚年基金における代行給付の差額をもとに算定される仕組みとなっていることから、代行部分は厚生年金の財政と完全に中立なものとなっており、基金の解散、代行返上等が厚生年金の財政に影響を生じさせないものとなっている。

このように、厚年基金の代行部分は、財政上、国が管理・運営する厚生年金本体と一体のものとなっていることから、財政の見通しを作成する上では、一体のものとして考えることが適切である。

したがって、財政検証においては、代行部分を一体のものとして将来の推計を行っており、収入、支出、積立金については、国が管理運営する厚生年金本体のものに、代行部分相当額が加えられている。

【財政検証の財政見通しにおける収入、支出、積立金】

保険料収入	…	厚生年金本体の保険料収入 + 代行部分の保険料収入 (免除保険料相当額)
運用収入	…	厚生年金本体の運用収入 + 代行部分の積立金等より発生する運用収入
年金給付費	…	厚生年金本体の年金給付費 (実質ベース) + 代行部分の年金給付費 (代行給付相当額)
積立金	…	厚生年金本体の積立金 + 代行部分の積立金 (最低責任準備金相当額) 等

将来推計の計算においては、保険料収入、年金給付費、積立金について厚生年金本体と代行部分相当額の実績値を合算し、この合算した実績値を初期値として将来推計を行っているところであり、代行部分と厚生年金本体を別々に推計したものを合算しているわけではない。

なお、過去において国庫負担の一部を将来に繰り延べる措置がとられているが、財政検証においては代行部分の積立金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えるなどして将来推計を行っている。

また、平成 25(2013)年度に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、

- ・平成 26(2014)年 4 月 1 日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- ・平成 26(2014)年 4 月 1 日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。

- ・平成 26(2014)年 4 月 1 日から 5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、特例解散を発動できる。

などの厚年基金制度の見直しが行われた。

③ 被用者年金一元化後の財政の仕組み

平成 27(2015)年 10 月に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたが、被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけて引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。さらに、被用者年金一元化の際に共済年金の積立金を 1・2 階部分と 3 階部分に区分し、1・2 階部分については被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）とすることとした。

また、被用者年金一元化後の厚生年金は、1・2 階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、

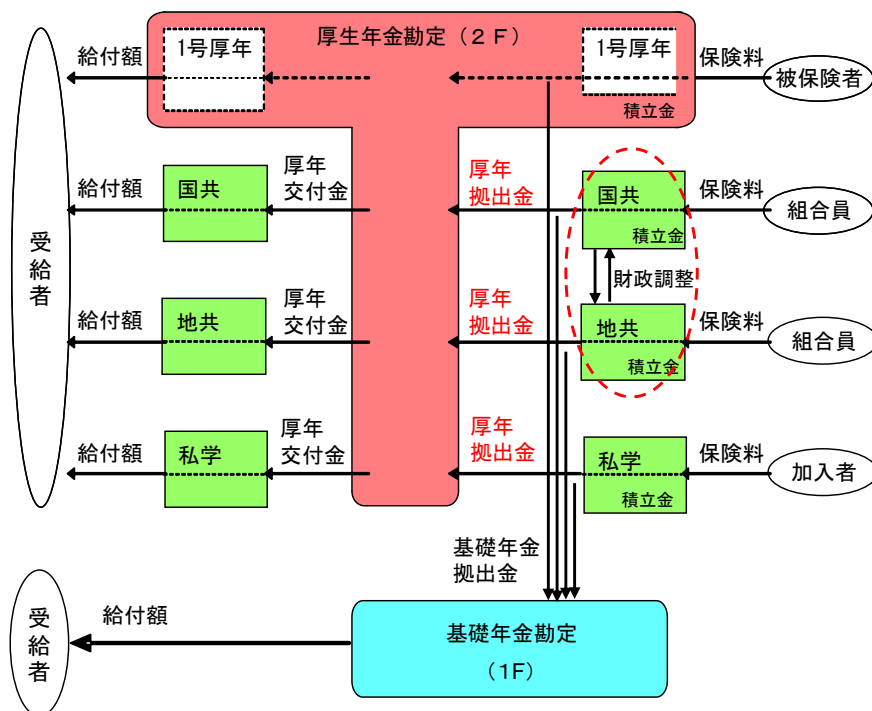
- ・共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する 1・2 階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、
- ・共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される

仕組みとなっている。

第6-2-4図 被用者年金一元化後の拠出金・交付金の仕組み

<拠出金・交付金の算定方法>

- ①各年度における給付金全体を、国及び共済組合等が負担
原則として応能負担(各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分)
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上
- ③国は1号厚年分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付
(見込み額をもとに算定し、翌年度に実績値で清算)



財政検証を行う際は、上記の仕組みによって共済組合等が納付する拠出金および政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定することとされている(厚生年金保険法第84条の5)

**第 6 - 2 - 5 表 厚生年金拠出金・交付金の仕組み
及び予想額算定等に係る根拠条文**

厚生年金保険法（抄）

被 用 者 年 金 一 元 化 法 施 行 後	<p>(交付金)</p> <p>第八十四条の三 政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。）ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用（以下「厚生年金保険給付費等」という。）として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。</p> <p>(拠出金及び政府の負担)</p> <p>第八十四条の五 実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。</p> <p>2 次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分（中略）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。</p> <p>3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>
被 用 者 年 金 一 元 化 法 施 行 前	<p>(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)</p> <p>附則第十八条</p> <p>2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>

(4) 国民年金の財政の仕組み

国民年金の財政の仕組みを考えるにあたっては、厚生年金と同様、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りについて注意が必要である。

国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような2階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付があり、基礎年金制度と拠出金や交付金のやり取りを行う財政の仕組みは、厚生年金と同じである。

年金特別会計（国民年金勘定）から受給者へ支払われる給付は、昭和60(1985)年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには国民年金独自の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である1階部分の定額給付が含まれている。

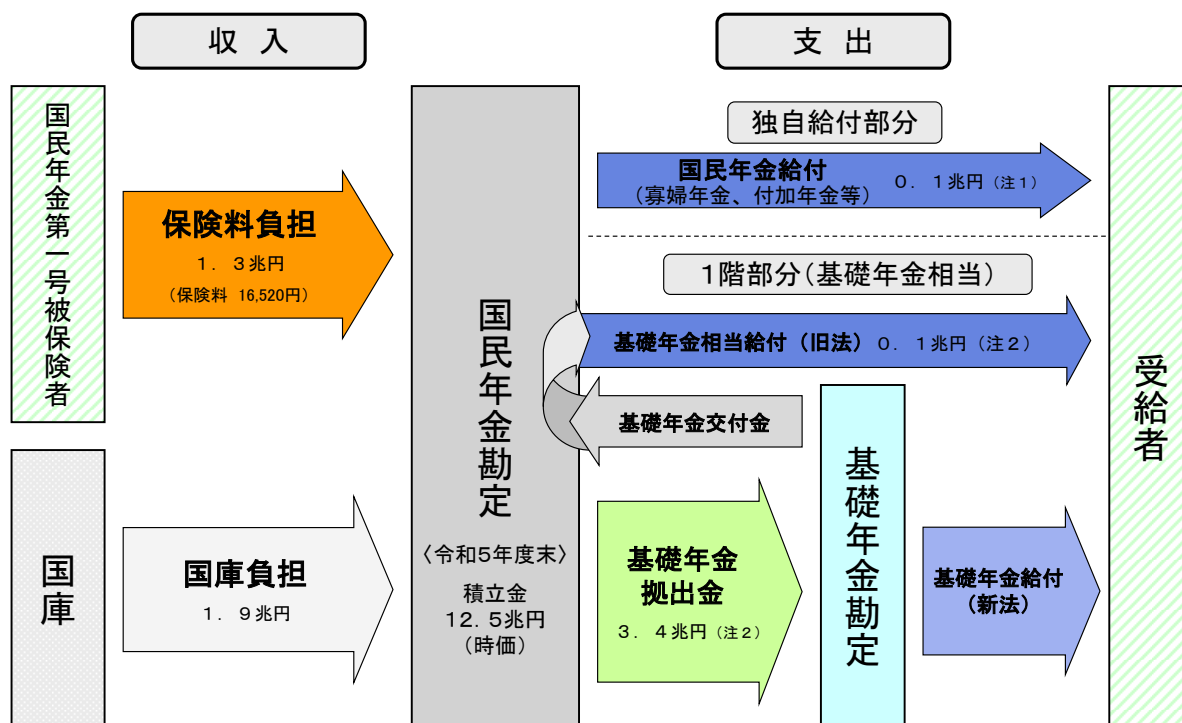
一方、1階部分（基礎年金及びみなし基礎年金）の給付については、基礎年金の名称で裁定される給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各公的年金制度が負担する仕組みとなっており、国民年金も厚生年金と同様に、基礎年金拠出金を負担することとなる。この負担は、国の会計上は、年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金相当額を繰り入れることによりなされる。

すなわち、年金特別会計（国民年金勘定）の歳出には、厚生年金と同様、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金相当額」に重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで重複を除いて、年金財政上の観点から国民年金の実質的な収入、支出を捉えるため、年金特別会計（国民年金勘定）の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

また、国民年金についても国庫負担の繰延べ措置がとられているが、財政検証においては、厚生年金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えて将来推計を行っている。

第6-2-6図 国民年金の収入と支出の概要（令和5（2023）年度）



注1 国民年金給付(寡婦年金、付加年金等)の額は、国民年金勘定の決算ベースにおける給付費の額から基礎年金交付金の額(確定値ベース)を控除することにより算出している。

注2 基礎年金拠出金及び基礎年金相当給付(旧法)の額は、確定値ベースである。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入)による軽減後の額である。

2. 平成 16(2004)年改正により導入された公的年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の持続可能性を確保するためには、長期的な給付と負担について均衡を図ることが不可欠であり、そのための仕組みが組み込まれている。

平成 16(2004)年改正前の国民年金及び厚生年金では、5年に1度の財政再計算と併せて実施する所要の制度改革がその役割を果たしてきた。この仕組みの下、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなったため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。

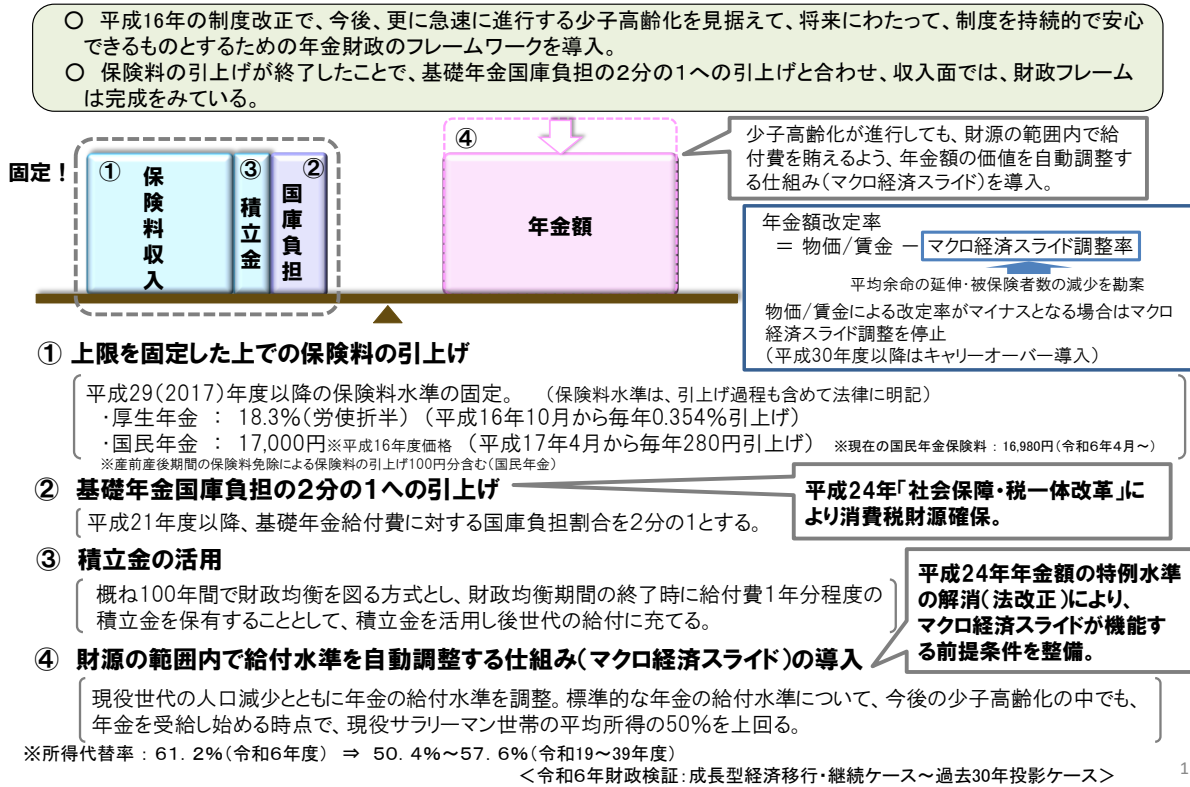
また、平成 16(2004)年改正前における制度では、給付水準を法律で定める一方で、将来の保険料（率）の水準については、段階的に引上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面5年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上5年に1度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このような制度改革を繰り返しては、今後の制度改革により将来の年金がどのようなになるか不透明となってしまうため、平成 16(2004)年改正では、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。

具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている。

以下、平成 16(2004)年改正で導入された仕組みについて解説する。

第6-2-7図 平成16(2004)年改正における財政フレーム (給付と負担の均衡を図る仕組み)



(1) 保険料水準の固定

平成16(2004)年改正により、保険料水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うことを基本とする制度となった。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられないなか、若年層を中心として負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料水準を法律に明記し固定したものである。

厚生年金の保険料は、賃金を基準に決定される標準報酬に対して賦課される(厳密には、月収を基準に決定される標準報酬月額とボーナスを基準に決定される標準賞与額それぞれに対して賦課される)ものであるが、平成16(2004)年改正では、この水準を平成29(2017)年以降18.3%(本人負担9.15%、事業主負担9.15%)で固定することとされた。また、国民年金については保険料月額を平成29(2017)年度以降16,900円(平成16(2004)年度価格)で固定することとされた。なお、国民年金の保険料については令和元(2019)年度以降、産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げにより17,000円(平成16(2004)年度価格)で固定されている。

ここで、平成16(2004)年度価格とは、平成16(2004)年度の賃金水準でみた場合の保険料水準のことであり、賃金水準が上昇すれば、その上昇に応じて実際に徴

収される保険料の名目額も上昇することを意味している。具体的には、法律に定められた平成 16(2004)年度価格の保険料額に平成 16(2004)年度以降の賃金（税・社会保険料控除前）の上昇率を乗じて算出される額が実際に徴収される保険料額となる。なお、令和 8 (2026)年度の保険料月額が平成 16(2004)年度価格では 17,000 円であるが、名目額では 17,920 円となっている。

第 6 - 2 - 8 表 厚生年金、国民年金の保険料水準の引上げ

	厚生年金 (保険料率:対総報酬) [労使折半]	国民年金 (保険料月額:平成 16 年度価格)
平成 15(2003)年度末	13.58%	13,300円
16(2004)	13.934% 10月引上げ	13,300円
17(2005)	14.288%	13,580円
18(2006)	14.642%	13,860円
19(2007)	14.996%	14,140円
20(2008)	15.35%	14,420円
21(2009)	15.704%	14,700円
22(2010)	16.058%	14,980円
23(2011)	16.412% 9月引上げ	15,260円 4月引上げ
24(2012)	16.766%	15,540円
25(2013)	17.12%	15,820円
26(2014)	17.474%	16,100円
27(2015)	17.828%	16,380円
28(2016)	18.182%	16,660円
29(2017)	18.3%	16,900円
30(2018)	18.3%	16,900円
令和元(2019)	18.3%	17,000円

(2) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合を 3分の1 から 2分の1 へ引き上げることは、将来世代の過重な保険料負担を回避し、高齢期の生活を支える年金の給付水準を確保するためにも不可欠な課題となっていた。

少子高齢化の急速な進行が見込まれる中で、高齢者にとってもまた若い世代にとっても、年金制度が維持され、期待される機能を果たすことの重要性は増しており、社会経済の活力を維持する基盤を盤石なものとする意味でも、国庫負担割

合の引上げは重要な課題であった。

この国庫負担割合の引上げについては平成 12(2000)年改正の際に法律上明記されており、年金制度に対する国民の信頼を確保するうえでも平成 16(2004)年改正によって引き上げを実現し、その具体的な道筋を明らかにすることが求められていた。

その中で平成 16(2004)年改正では法律の本則上で基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 とし、平成 16(2004)年度から引上げに着手し平成 21(2009)年度までに完全に引上げることとされ、引上げの道筋が法律上明記されることとなった。

その後、段階的な国庫負担割合の引上げとして

- ① 平成 16(2004)年度の税制改正による年金課税の適正化により確保される

財源（満年度ベースで 1,600 億円程度）に相当する分として基礎年金国庫

負担割合を 1000 分の 11 引上げ（平成 16(2004)年度は、年金課税の適正

化の 2 ヶ月分の財源に相当する 272 億円の国庫負担を引上げ）

- ② さらに平成 17(2005)年度以降、平成 17(2005)年度、平成 18(2006)年度

税制改正における定率減税の縮減・廃止による増収分を充当することによ

り、国庫負担割合を適切な水準にまで引上げ

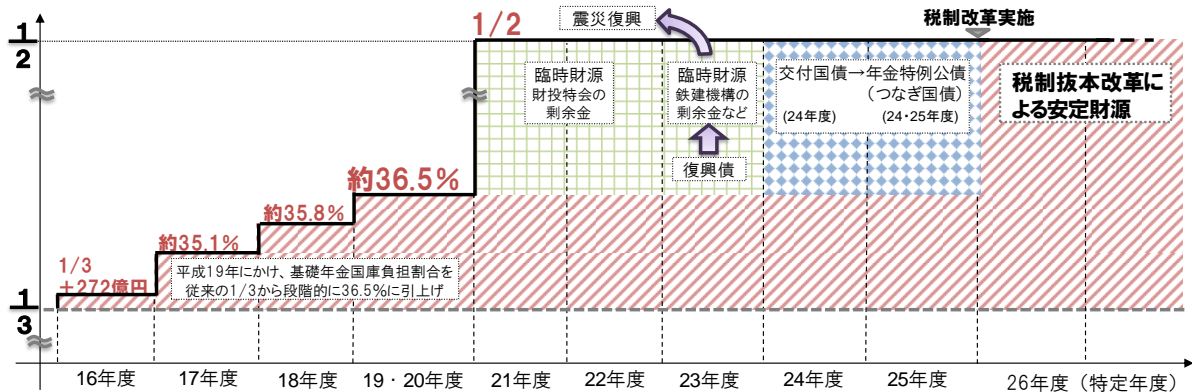
を行うことにより、平成 16(2004)年度以降の基礎年金の国庫負担割合は以下のとおり引き上げられてきた。

- ・平成 16(2004)年度：3 分の 1 + 272 億円
- ・平成 17(2005)年度：3 分の 1 + 1000 分の 11 + 1,101 億円（約 35.1%）
- ・平成 18(2006)年度：3 分の 1 + 1000 分の 25（約 35.8%）
- ・平成 19(2007)～平成 20(2008)年度：3 分の 1 + 1000 分の 32（約 36.5%）

なお、平成 21(2009)年度以降については毎年、臨時の法制上・財政上の措置を講ずることによって国庫負担割合 2 分の 1 を維持していたが、平成 24(2012)年に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され国庫負担引上げが完成することとなった。

第6-2-9図 基礎年金国庫負担割合2分の1の実現について

- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
- 今般、国年法等改正法について、24年度だけでなく25年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）」に修正して成立。
- 26年度以降は、年金機能強化法で、消費税増税（8%）により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現することとされており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度（＝特定年度）」を「平成26年度」と定めている。



（3）積立金の在り方と年金財政の均衡期間

平成11(1999)年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式（永久均衡方式）を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や巨額の積立金を保有し続けることとなることについて議論があったところである。

賦課方式を基本とする公的年金において積立金を保有する目的は人口や経済の変動に対応するためであり、特に、現在よりさらに少子高齢化が進行する将来に備えるためである。また、年金は人の生涯にわたる長期の制度であるため、長期的に財政の均衡を図ることも重要である。

しかしながら、100年以上先の遠い将来となると人口の大多数がこれから生まれる世代であり、賦課方式の年金制度に大きな影響を与える人口構成についても極めて不確実性が高い。そのような遠い将来に備えて巨額の積立金を保有する必要性については疑問が生じる上、仮に平成16(2004)年改正による財政フレームにおいて永久均衡方式を採用すると、極めて不確実性の高い100年以上先の将来に備えて給付水準調整を続けるということになってしまう。

そこで、平成16(2004)年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間を財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式（有限均衡方式）を採用した。また、財政均

衡期間の最終年度は給付費の1年分程度の積立金を保有することとし、積立金については、財政均衡期間においてその運用収益と元本を活用することとなった。

財政均衡期間については、今回の財政検証においては令和102(2120)年度までの95年間としているが、財政均衡期間は財政検証ごとに先に移動していくものである。これにより令和103(2121)年度以降の将来についても段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られる仕組みとなっている。

(4) 給付と負担の均衡を図る仕組み

～マクロ経済スライドによる給付水準調整の導入

保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなるため、年金財政の均衡を図るため給付水準を調整する必要がある。

そこで、社会全体の年金制度を支える力の変化（被保険者数の減少）と平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動を基準に、給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」という仕組みを導入した。

本来の年金スライドの仕組みは1人当たり賃金（可処分所得）の伸びや物価の伸びに応じて改定することが基本であるが、マクロ経済スライドは年金財政の均衡が図られるまでの間、この改定率を被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して調整し、年金額の伸びを抑えるというものである。

以下、この年金スライドの仕組みについて解説する。

① 本来の年金スライドの仕組み

平成16(2004)年改正では、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する仕組みが導入されたが、このマクロ経済スライドが行われるのは年金財政の均衡を図るための特例期間のみであり、その後は本来の改定方法に復帰することとなっている。

基本的な改定の考え方

厚生年金（報酬比例部分）については、65歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は現役の被保険者の1人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定され、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は物価水準に応じて改定されることを基本としている。

基礎年金については、賃金や消費支出の伸び等を勘案した政策改定が行われてきたが、平成16(2004)年の改正により、今後、新規裁定年金は厚生年金と同じ改定率、すなわち1人当たり可処分所得の伸び率で改定され、既裁定年金は平成16(2004)年改正前と同様、物価に応じて改定されることを基本と

している。

新規裁定年金が賃金を基準に改定されることにより、年金給付総額も長期的には賃金の変動に連動することとなる。

賦課方式を基本とする公的年金は主な財源である保険料と年金給付がいずれも賃金に連動して動くことにより、急激なインフレ等の激しい経済変動に対しても一定の安定性を持っており、その時々賃金水準に応じた年金給付が可能となっている。

スライドの指標及び適用時期

新規裁定年金は可処分所得に応じて改定されるが、実際の改定率の算出にあたっては、税・社会保険料控除前の賃金（以下「グロス賃金」という。）の変化率とグロス賃金に占める可処分所得の割合（以下「可処分所得割合」という。）の変化率により求めることとされている。グロス賃金は、被用者年金制度（厚生年金及び共済年金）の標準報酬を用いることとしているが、可処分所得割合については、平成 16(2004)年改正により、固定された厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定することとされた。

また、平成 16(2004)年改正前は賃金（可処分所得）による改定については 5 年に 1 度の財政再計算年度に過去 5 年分の改定を行い、それ以外の年度には物価による改定のみを行っていたが、16 年改正では、毎年度、自動的に賃金（可処分所得）による改定を行うことが法律に組み込まれた。

さらに、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が年金額に反映されることから、短期的な賃金水準の変動による年金額への影響を軽減するため、賃金の伸び率を物価上昇率相当分と物価を上回る実質賃金上昇率相当分に分解し、実質賃金上昇率については前後 3 年平均した率を用いて年金の改定を行うこととした。

既裁定年金の物価による改定については前年の消費者物価指数（CPI）の伸び率を基準とするが、賃金（可処分所得）による改定については年金改定を行う 4 月時点では賃金の実績が前々年度分までしか確定していないため、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が反映できるよう、受給者が 67 歳になるまで改定を行うこととした。

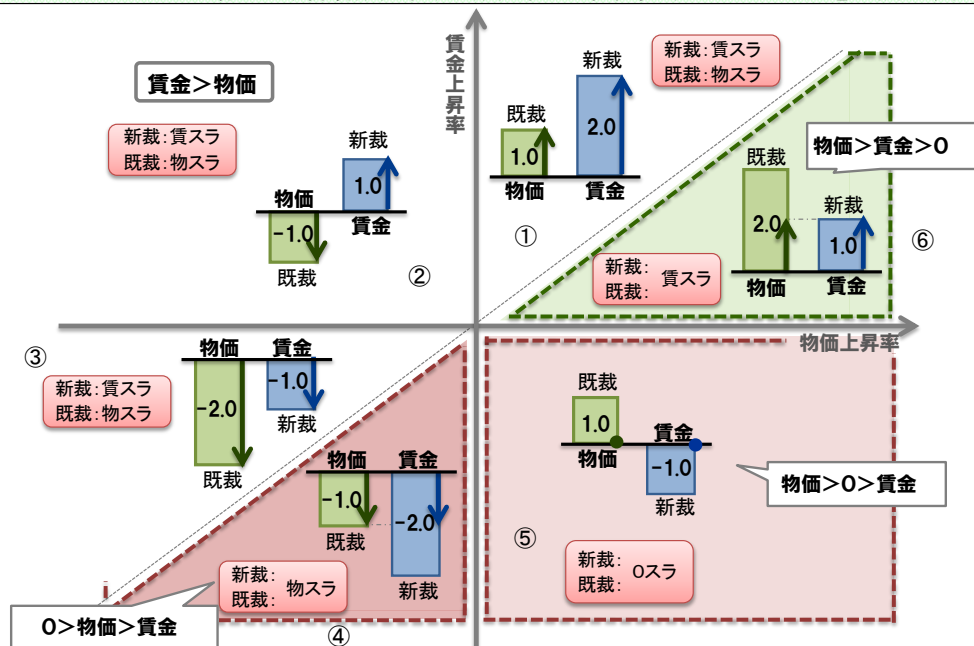
以上をまとめると、具体的な年金の改定率は次のようになる。

図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和3(2021)年度からは賃金変動率が物価変動率を下回る場合、賃金変動率に合わせて年金額を改定する考え方が徹底されることとなった(第6-2-12図)。

第6-2-11図 賃金の伸びと物価の伸びが逆転した場合の年金改定

改正前の改定ルールは次の3つの考え方で構成

- ① 新規裁定者は賃金変動、既裁定者は物価変動をベースに改定
- ② 物価変動>賃金変動の場合は既裁定者も賃金変動をベースに改定
- ③ 改定率がマイナスになる場合は、新規裁定者、既裁定者とも物価変動のマイナス分を下限に改定



※グラフ中の賃金変動率、物価変動率の値は、例示。

- (1) 賃金の伸びが物価の伸びより大きい場合 (①、②、③)
 - 通常の改定(新規裁定=賃金による改定、既裁定=物価による改定)
- (2) 賃金・物価ともにマイナスで賃金の下落が大きい場合 (④)
 - 既裁定者の年金額の改定率が新規裁定者の改定率(=現役世代の賃金上昇率)より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、実質価値を割り込んでまで既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることを影響を考慮し、ともに物価でスライドさせている。
- (3) 賃金のみがマイナスの場合 (⑤)
 - 既裁定者の年金額の改定率が新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、名目額を割り込んでまで既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることを影響を考慮し、ともにスライドなしとしている。
- (4) 賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸び<物価の伸び、の場合 (⑥)
 - 既裁定者の年金額の改定率が新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなるため、既裁定者の改定率を新規裁定者の改定率に合わせている。

段階的に解消することとされた。これにより、平成 27(2015)年 4月に物価スライド特例は解消され、マクロ経済スライドが発動された。

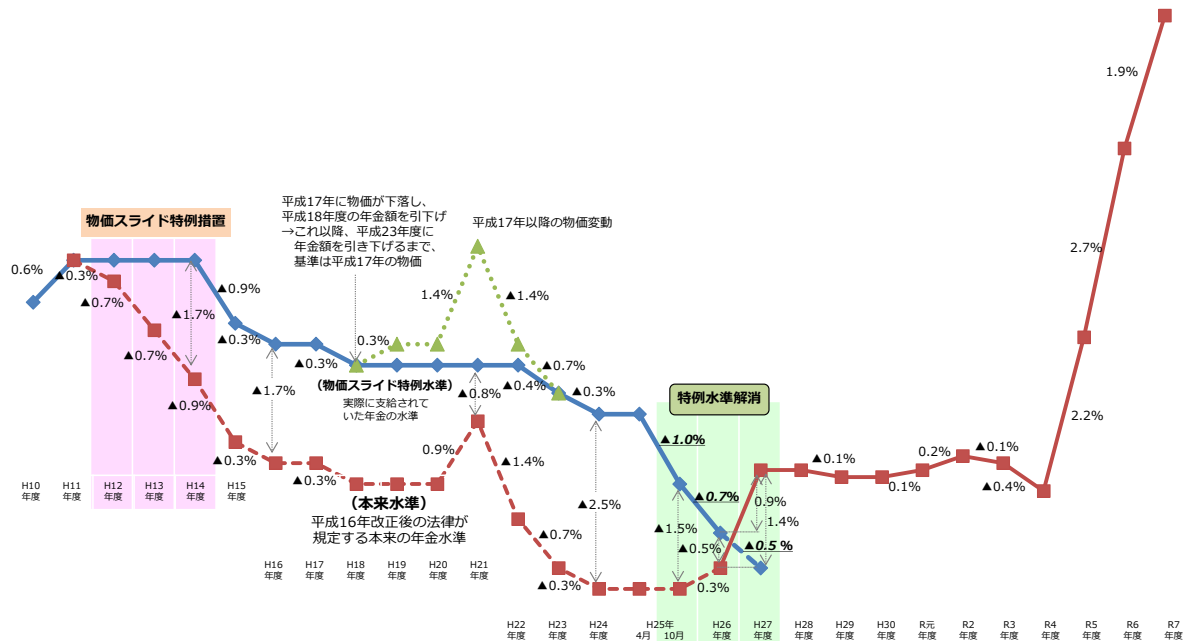
第 6 - 2 - 13 表 平成 16(2004)年改正以降の改定率の推移 (基礎年金)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物価変動率	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%
賃金変動率	-	-	-	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%
スライド調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲0.9%
改定率 (本来水準)	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.9%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.3%	1.4%
ケース				⑥	⑤	⑥	④	④	④	⑤	⑥	⑥
改定率 (特例水準)	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	4月 0.0% 10月 ▲1.0%	▲0.7%	-

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
物価変動率	0.8%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%	3.2%	2.7%	
賃金変動率	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%	▲0.1%	▲0.4%	2.8%	3.1%	2.3%	
スライド調整率	-	-	-	▲0.2% + ▲0.3%	▲0.1%	-	-	▲0.3% + ▲0.3%	▲0.4%	▲0.4%	▲0.4%
改定率	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	▲0.1%	▲0.4%	2.2% (新規裁定) 1.9% (既裁定)	2.7%	1.9%	
ケース	⑤	④	⑤	⑥	⑥	⑤	④	①	⑥	⑥	

- (注1) 基礎年金については、平成18年度年金額までは前年の物価上昇率で改定することとされていた。
(注2) 「本来水準」とは、物価スライド特例を適用しなかった場合の年金水準を指す。
(注3) 「ケース」とは、第2-4-11図(令和3年度以降は第2-4-12図)のうち、どのケースに当てはまるかを示している。
(注4) 平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越され、令和元年度は、平成30年度に繰り越された未調整分(▲0.3%)も含んでいる。(いわゆるキャリアオーバー)
また令和5年度は、令和3、4年に繰り越された未調整分(▲0.3%)も含んでいる
(注5) 令和5年度については、賃金変動率が物価変動率を上回ったため、新規裁定者と既裁定者で改定率が異なっている。

第 6 - 2 - 14 図 年金額改定の推移



- (注1) 平成26年度までは、過去、物価下落時に年金額を据え置いた(物価スライド特例措置)経緯から、特例的に本来よりも高い金額(特例水準)が支払われていたが、平成27年度に特例水準が解消(H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%)。
なお、特例水準の年金額は物価が上昇しても据え置かず、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合にその分だけ引き下げるといふルール。
(注2) 令和5年度の年金額改定は新規裁定者としている

② 給付水準調整期間中の年金のスライド（マクロ経済スライド）の仕組み

スライド調整率と給付水準調整期間中の年金のスライド

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（給付水準調整期間）、年金の改定率を抑制することにより行う。

この給付水準調整は現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの観点から行われ、次の（A）、（B）の率によりスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の改定率を抑制する。

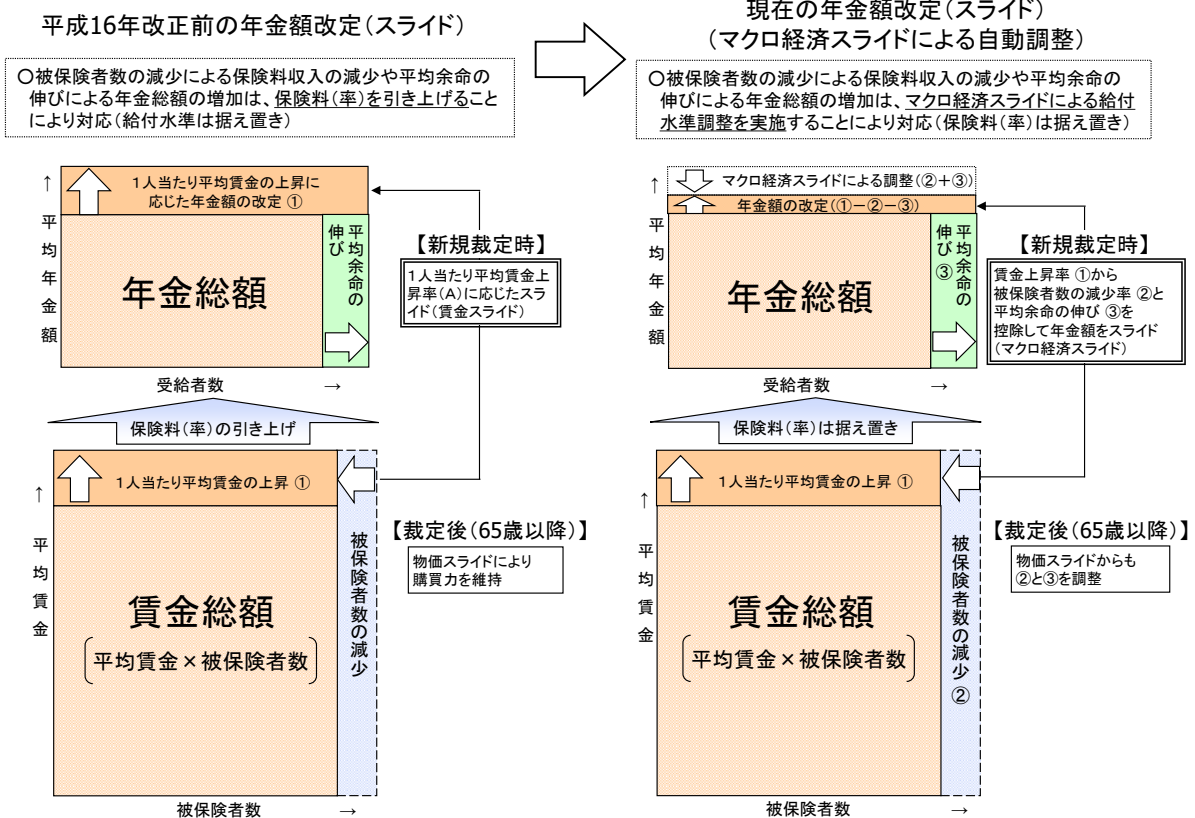
（A） 被保険者数の減少 … 現役世代（支え手）の減少

（B） 平均余命の伸び … 高齢者の年金受給期間の増加

$\text{スライド調整率} = \text{公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）} \\ + \text{平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3\%）}$
--

なお、スライド調整率に用いる公的年金の全被保険者数の実績は短期的な変動による影響を軽減するため、3年平均を用いることとしている。また、年金の改定を行う4月時点で確定している実績は前々年度のものまでであることから、賃金（可処分所得）による改定と同様に適用時期が遅れることとなる。

第6-2-15図



給付水準調整期間中の具体的な年金の改定率は、年金を受け取り始める65歳時点の新規裁定年金の水準については本来の賃金(可処分所得)による改定率からスライド調整率を減じたものとなり、既裁定年金については本来の物価による改定からスライド調整率を減じたものとなる。

新規裁定年金の改定率	=	賃金上昇率	-	スライド調整率
		(可処分所得上昇率)		
既裁定年金の改定率	=	物価上昇率	-	スライド調整率
スライド調整率	=	公的年金の全被保険者数の減少率の実績(3年平均) + 平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)		

(注) 全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を0%とする。

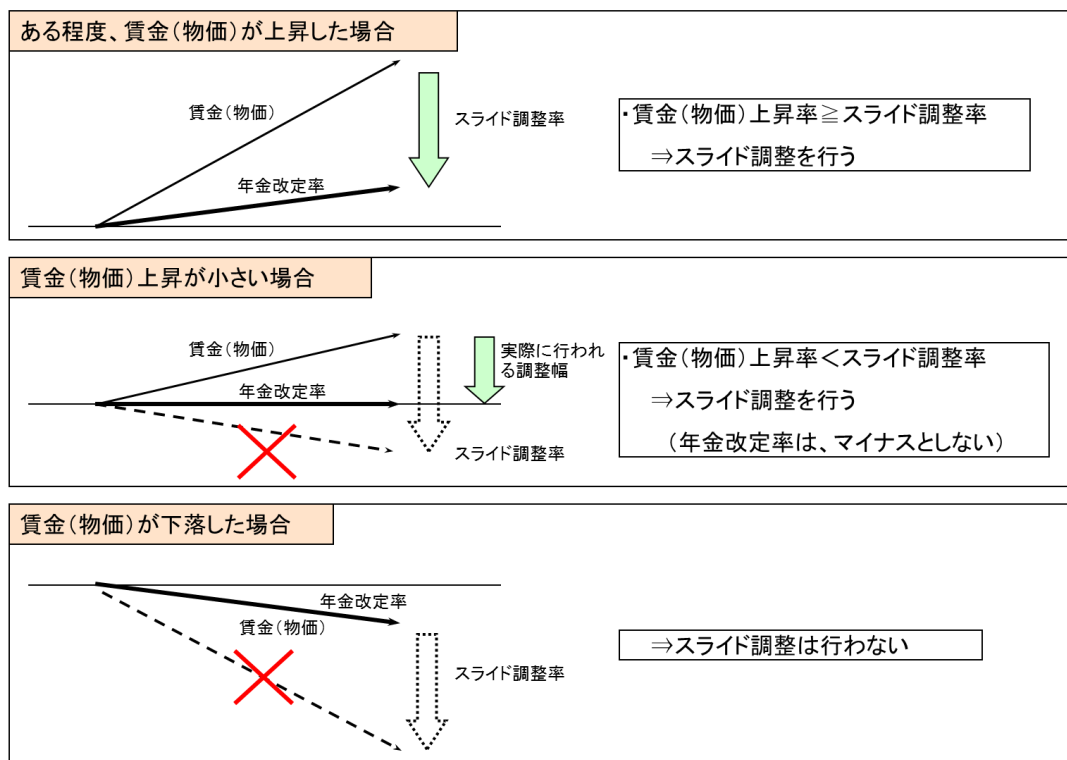
物価、賃金が低下する場合の給付水準調整

平成16(2004)年改正における給付水準調整は賃金や物価の上昇に応じて年金額が増額改定される際、その改定率を抑制することにより行うこととされた。

したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には賃金や物価に応じた年金の減額改定は行わぬが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている。

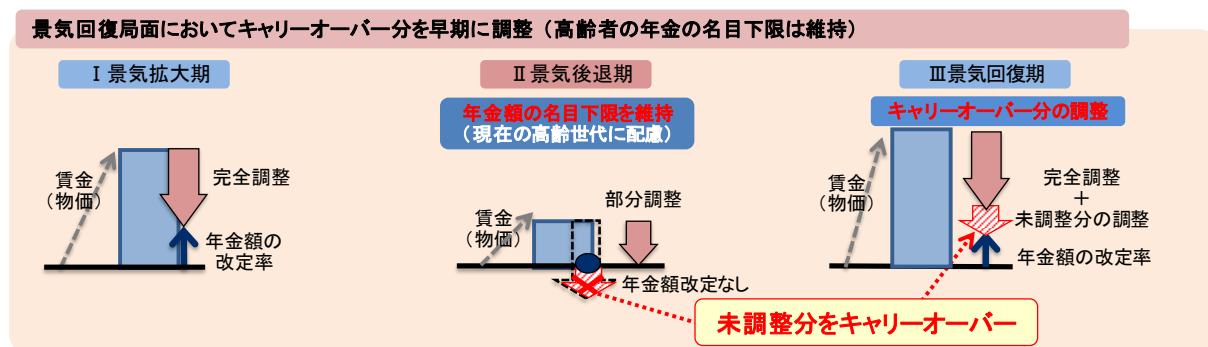
また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には年金の名目額を引き下げることはしないこととされている。

第6-2-16図



なお、マクロ経済スライドの仕組みは平成28(2016)年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、名目下限措置を維持し賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整する仕組み(キャリーオーバー)に見直され、平成30(2018)年4月から導入された(第6-2-17図)。

第6-2-17図 マクロ経済スライドのキャリアオーバーの仕組み



(5) 給付水準調整を終了する仕組み

～ 国民年金と厚生年金のそれぞれの財政均衡を図る仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね100年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証において給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになる。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第6-2-18図である。

国民年金については支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は

STEP 1 国民年金の長期的な財政が均衡するように基礎年金の給付水準調整期間を決定し、

STEP 2 STEP 1で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえて厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定するという2つのステップに分けて推計を行っている。

このように、基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となっている。

この結果、基礎年金の給付水準は国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に影響を受けることとなる。

第6-2-18 図 給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。



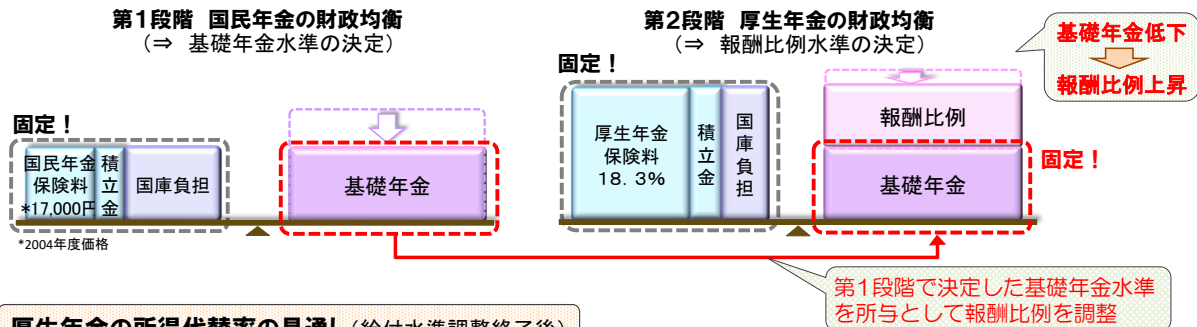
〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

○ したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

(注) 令和6(2024)年財政検証においては、財政均衡期間を2120年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

第6-2-19 図 マクロ経済スライド調整の枠組み

第1段階: **基礎年金**の調整終了年度の決定 ← **国民年金の財政均衡**により決定
 第2段階: **報酬比例**の調整終了年度の決定 ← **厚生年金の財政均衡**により決定



厚生年金の所得代替率の見通し（給付水準調整終了後）

※ ()内は平成16(2004)年財政再計算からの変化

	平成16(2004)年財政再計算	令和元(2019)年財政検証 (ケースⅢ)	令和6(2024)年財政検証 (過去30年投影ケース)
報酬比例(2階)	21.8%	24.6% (+2.8%ポイント)	24.9% (+3.1%ポイント)
基礎年金(1階)	28.4%	26.2% (▲2.2%ポイント)	25.5% (▲2.9%ポイント)
合計 [給付水準調整終了]	50.2% 基礎・比例[2023年]	50.8% (+0.6%ポイント) 基礎[2047年], 比例[2025年]	50.4% (+0.2%ポイント) 基礎[2057年], 比例[2026年]

(6) 給付水準の下限

給付水準の下限の設定

平成 16(2004)年改正において給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、厚生年金の標準的な年金額の所得代替率を給付水準の指標として用いることとし、この指標により給付水準は将来にわたり所得代替率 50%を確保することと定められた。

第 6 - 2 - 20 図 給付水準の指標となる所得代替率

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{モデル年金額} (*)}{\text{現役男子の平均手取り収入額 (ボーナス込み)}}$$

(*) 現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金 + 夫婦 2 人分の老齢基礎年金

分子 → 賃金上昇率 (- スライド調整率) により変動
 分母 → 賃金上昇率 により変動

		備考
① 現役男子の平均的な標準報酬額	: 45.5 万円	2023年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
② 現役男子の手取り収入	: 37.0 万円	:= ①×0.813 (0.813: 可処分所得割合)
③ モデル年金額	: 22.6 万円	
うち 報酬比例年金	: 9.2 万円	:= ①×0.926×5.481/1000×40年 (0.926: 再評価率)
うち 基礎年金 (夫婦2人分)	: 13.4 万円	平成16年改正法附則第2条の規定に基づき 前年度(2023年度)までの実質賃金上昇率を全て反映したもの
④ 所得代替率	: 61.2 %	:= ③÷②

指標に用いられる「モデル年金額」は、現役男子の平均的な賃金で 40 年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和と定義し、「所得代替率」は、現役男子の平均手取り収入額 (ボーナス込み) に対するモデル年金額の比率と定義している。

年金スライドの所得代替率への影響

所得代替率は、計算式から明らかなように分母が賃金 (可処分所得) に応じて変動するため、分子も賃金 (可処分所得) に応じて変動すれば一定の水準を維持する一方、年金の改定率が分母の賃金 (可処分所得) の伸びより小さくなれば所得代替率は低下することとなる。

マクロ経済スライド終了後は、新規裁定年金については本来の賃金 (可処分

所得)による改定となるため、所得代替率は一定の水準を維持することとなる。

一方、マクロ経済スライドの適用期間中は新規裁定年金の改定率は賃金(可処分所得)上昇率からスライド調整率を控除したものとなるため、その分、所得代替率は低下することとなる。

なお、65歳到達以降の既裁定者については物価上昇率による改定が行われるため、マクロ経済スライドの終了後においても一般的に賃金(可処分所得)上昇率よりも低い改定が行われ、現役世代(男子)の平均手取り収入(ボーナス込み)に対する年金額の比率は加齢とともに低下していくこととなる。ただし、財政検証においては新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅は2割までにとどめることを前提としている。

給付水準の下限を下回る場合

少子化が想定以上に進行した場合、一定の経済成長を確保できなかった場合などは、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けると所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。

この場合、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において将来の年金財政の見通しを明らかにしつつ給付水準の自動調整を続けていき、次の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ることとなる見込みとなった時点において給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしている。併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い所要の措置を講ずることとしている。

ただし、令和6(2024)年度の所得代替率は61.2%であり、給付水準の調整により所得代替率が50%に近づくのは、早くとも30年以上先となる見込みである。

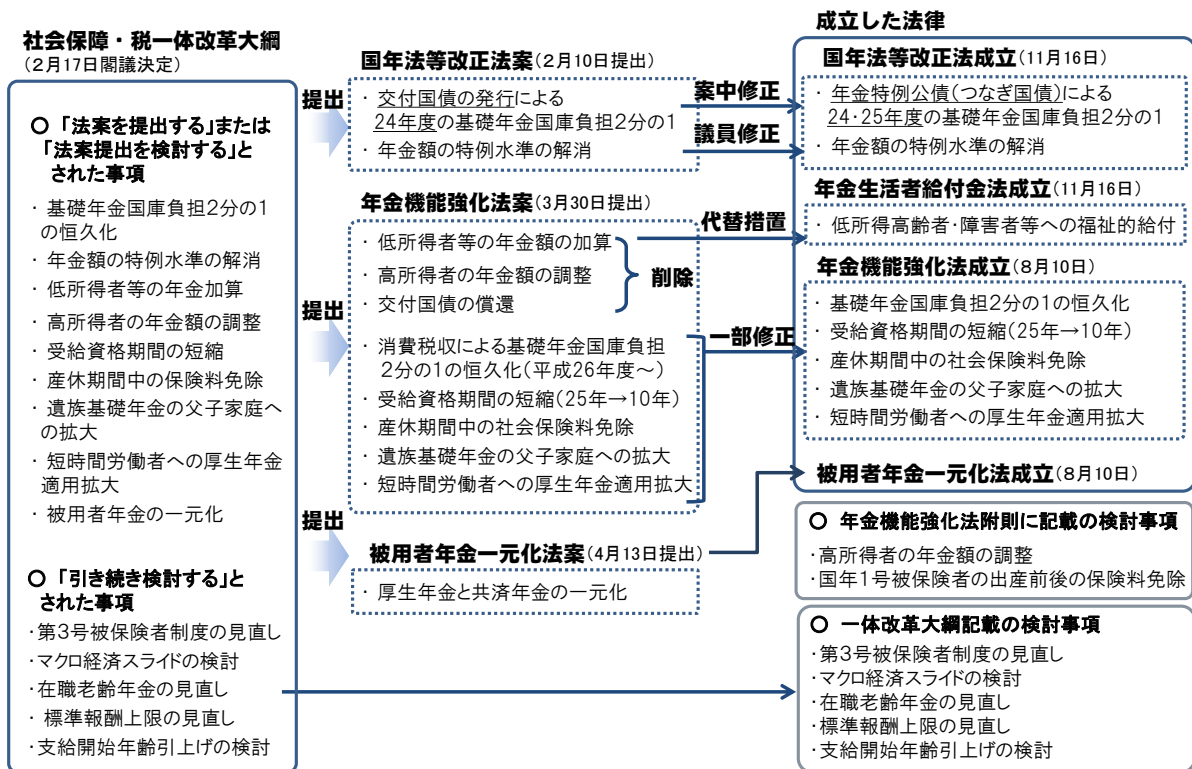
また、給付水準調整は公的年金の被保険者数(20~59歳の全ての国民に基本的に加入義務がある国民年金の被保険者数と20歳未満又は60歳以上の被用者年金の被保険者数の和)の減少率に受給者の平均余命の伸びを勘案して設定した一定率(年0.3%)を加えた率により調整が行われる。この調整率は20~59歳人口や高齢者の労働参加の動向に連動するが、長期的には人口に連動すると考えられ、今後20年は将来の出生率の動向に左右されないため、比較的安定しているものである。したがって、少子化の進展等に伴ってより大きな給付水準の調整が必要となったとしても、基本的には調整のスピードが速まるのでなく調整期間が延長することにより年金財政の均衡が図られることとなり、所得代替率が50%を下回る時期が大幅に早まることはない。

3. 社会保障・税の一体改革と平成 16(2004)年改正の枠組みの完成

平成 16(2004)年改正によって年金財政の均衡を自動的に図る仕組みが導入された結果、以前までのように定期的に給付水準等を見直すための制度改正を行う必要はなくなった。実際、平成 16(2004)年改正以降は、平成 21(2009)年度に基礎年金の国庫負担割合を2分の1へと引き上げる法律改正が行われたのみで、その他の給付と負担に係る大きな制度改正は行われていない。

平成 16(2004)年改正は国庫負担2分の1への引上げについて安定財源が確保されていないなど、未完成の部分があったが、平成 24(2012)年に社会保障・税一体改革が行われ、関連法律が成立したことで、平成 16(2004)年改正のフレームワークが完成した。以下では社会保障・税一体改革について解説する。

第6-2-21 図 社会保障・税一体改革（年金分野）の経緯



（１）平成 16(2004) 年年金財政フレームの完成

平成 16(2004)年改正により、負担を固定し、その負担の範囲内で給付水準を調整する（マクロ経済スライドによる調整）ことで年金の持続可能性を図ることとなっていた。ただし、当面のこの財政フレームワークは基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とするための恒久財源が確保されず、臨時財源での対応を続けてきたことやマクロ経済スライド発動の前提である年金額の特例水準の解消が図られていないなど、不完全な状態にあった。

しかし、社会保障・税一体改革における年金 4 法の成立は平成 16(2004) 年年金財政フレームを機能させることに大きく貢献した。まず、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下、「年金機能強化法」という。）により、基礎年金の国庫負担に消費税率の引上げで確保される安定財源が充当されることとなり、基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の恒久化が実現した。また、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、年金額の特例水準が段階的に解消されることとなり、長期的に給付と負担の均衡を図るために必要なマクロ経済スライドの発動の前提が整った。

これは、平成 16(2004)年改正による年金財政フレームが完成したことを意味しており、これにより、長期的な給付と負担の均衡を確保し、持続的な制度運営が可能となった。

（２）年金制度におけるセーフティネット機能の強化

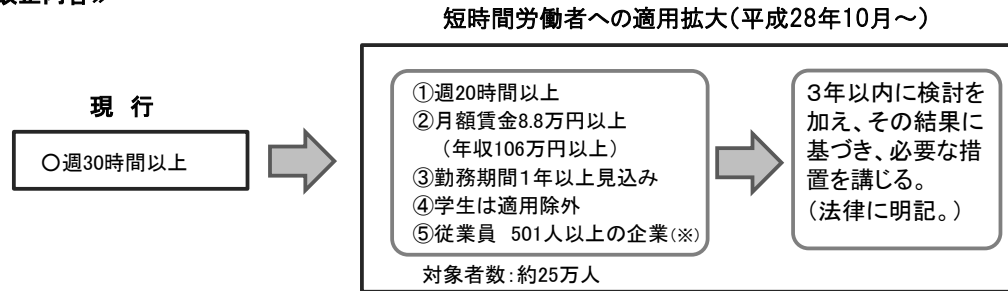
年金 4 法の成立に伴い、社会保障・税一体改革の目的の一つであったセーフティネット機能の強化という観点からもいくつか制度の改善を行っている。

まず、従来から主に自営業者を対象としてきた国民年金制度において、被用者でありながら被用者保険の保障を受けられない非正規雇用の労働者が増加していた。このことに対して、年金機能強化法において短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用を平成 28(2016)年 10 月から一定の程度で拡大することとした。

第6-2-22 図 平成28(2016)年10月施行の適用拡大の枠組み

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
- 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(年金機能強化法))が成立した。

《改正内容》



《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

第二に、消費税率の10%への引上げに合わせて消費税増税の財源を活用することにより、年金の受給に必要な資格期間を現在の25年から10年に短縮し、より多くの人を年金受給に結びつける措置を講じた。

第三に、これまで支給範囲が母子家庭または子に限られていた遺族基礎年金について、母親が死亡した場合の父子家庭にも支給される措置が平成26(2014)年4月より施行された。

第四に、社会保障・税一体改革におけるいわゆる三党合意に基づき、低所得・低年金対策として消費税率の10%への引上げに合わせて消費税を財源とした給付金の支給制度が創設され、年金制度の枠外で月額5000円を基準に保険料納付済期間に応じた給付等を支給する仕組みが令和元(2019)年10月より施行された。

他には、次世代育成支援の観点から、産前産後休業中の厚生年金被保険者について、本人負担分・事業主負担分ともに社会保険料の負担を免除する措置を講じた。

(3) 被用者年金制度の一元化

被用者については一般の被用者が厚生年金の適用対象となっている一方で、公務員等についてはそれぞれの共済組合の適用対象とされている。共済年金については制度内容は厚生年金とほぼ同じとなっているものの、保険料率については厚生年金と異なる水準となっており、またその他にも若干の違いがある。

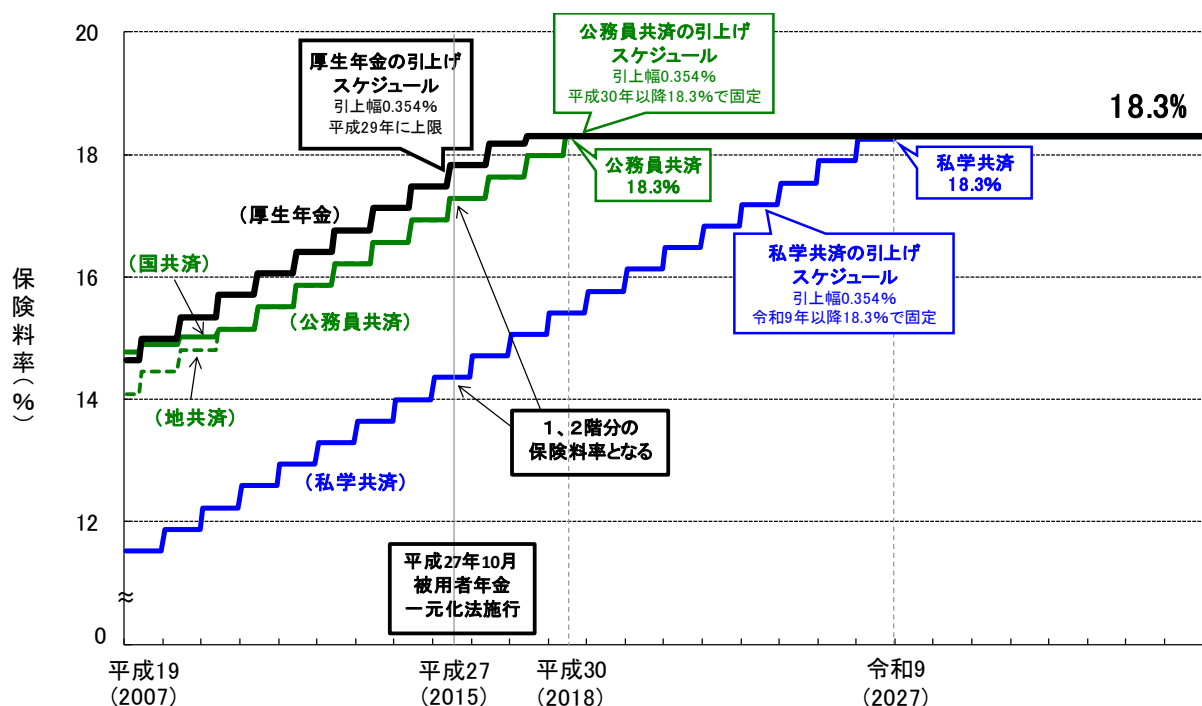
昭和60(1985)年に基礎年金制度が導入された時点では、共済組合は国家公務員

等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合が存在したが、国家公務員等共済組合の一部であった三共済（JR、JT及びNTT）が平成9（1997）年4月に厚生年金へ統合され、また農林漁業団体職員共済組合については平成14（2002）年4月に厚生年金へ統合されたところである。

そして、平成24（2012）年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成27（2015）年10月に残存していた三共済（国共済、地共済、私学共済）が厚生年金へ統合されることとなった。

なお、被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の1・2階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率（18.3%）に統一することとなった。

第6-2-23 図 一元化に伴う保険料水準の統一スケジュール



(注)一元化後における私学共済の保険料の一部について、実施機関積立金以外の積立金の一部をもって充てることができることとなっている。

4. 平成 26 年以降の制度改正

平成 26(2014)年以降の年金制度改正として年金財政に影響を与えるものとしては、まず、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 114 号)が挙げられる。この法律の概要は第 6-2-24 図のとおりであるが、これにより、短時間労働者への厚生年金の適用拡大を促進するものとして、500 人以下の企業も労使の合意に基づき企業単位で適用拡大を可能とする改正が平成 29(2017)年 4 月に施行されている。また、同法により、国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料の免除およびこれに伴う国民年金保険料の引上げ(月額 100 円)(平成 31(2019)年 4 月施行)や、年金額の改定ルールの見直しとして、①マクロ経済スライドについて、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整(平成 30(2018)年 4 月施行)、②賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方の徹底(令和 3(2021)年 4 月施行)といった改正が行われている。

第 6-2-24 図 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

- 1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進**(平成29年4月施行)
500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。
(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)
※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。
- 2. 国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料の免除**(平成31年4月施行)
次世代育成支援のため、国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。
- 3. 年金額の改定ルールの見直し**((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)
公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。
(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。
(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。
- 4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し**(平成29年10月(一部公布日から3月以内)施行)
合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。
- 5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備**(公布日から3月以内施行)
日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

さらに、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）により、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、令和4（2022）年10月からは100人超、令和6（2024）年10月からは50人超と段階的に拡大された。また、令和4（2022）年4月からは、高齢期の就労促進を早急に年金額に反映するため在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとされたとともに、年金の受給開始時期の選択肢が60歳から75歳の間に拡大された。

第6-2-25 図 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

（令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布）

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年改正法）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】
 - ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（現行500人超→100人超→50人超）。
 - ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
 - ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。
2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】
 - ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとする。
 - ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する（支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円（令和2年度額）に引き上げる。）。
3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。
4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】
 - ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる（※）とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
 - ※ 企業型DC：厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC（iDeCo）：公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
 - ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大（100人以下→300人以下）、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。
5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】
 - ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
 - ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
 - ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ（具体的な年数は政令で規定）
 - ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
 - ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4（2022）年4月1日（ただし、1①は令和4（2022）年10月1日・令和6（2024）年10月1日、1②・③は令和4（2022）年10月1日、4①は令和4（2022）年4月1日・同年5月1日等、4②は公布日から6月を超えない範囲で政令で定める日・令和4（2022）年10月1日等、5②・③は令和3（2021）年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3（2021）年3月1日 等）

1

5. 財政検証の位置づけ

(1) 定期的な財政検証の必要性

年金制度は人の一生に関わる長期の制度であり、年金財政は概ね100年という長期間の均衡を図ることとされている。

年金数理に基づく財政計算を行う目的はこのような長期の制度である公的年金について、長期にわたる将来の給付水準や年金財政の状況を推計し、年金制度の持続可能性や給付水準の十分性などを検証することにより、年金制度を健全に運営していくための指針を与えることにある。

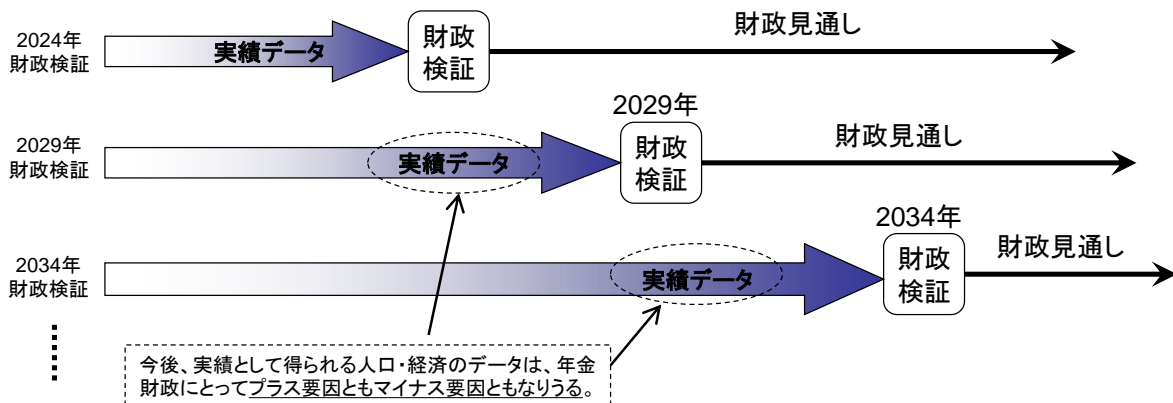
財政計算における前提の設定にあたっては、計算を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って妥当な設定を行うとともに、一定の幅を持って設定し、人口や経済の動向に応じて年金財政がどのようになるかを示すことが重要である。

しかし、将来の人口や経済の動向は不確実であり、これを正確に予測することは不可能であるため、時間の経過とともに実績と前提に乖離が生じることは避けられない。

このため、時間の経過につれて新たに蓄積された最新のデータを基に、人口や経済の前提等の計算の基礎となる数値をあらためて算定し直した上で財政計算を行うことにより、年金財政の健全性を定期的に検証することが年金財政を長期的かつ安定的に運営するにあたっては必要不可欠である。また、幅のある複数の前提を設定した上で将来の人口や経済の姿に応じて年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるのかを示しているのである。

このように、公的年金制度においては、定期的にその時点までの最新の実績データを基に財政計算に用いる諸前提を見直した上で新たな将来見通しを作成するという一連の作業が「財政検証」（または「財政再計算」）として継続的に行われている。

第6-2-24図 財政検証のイメージ



今回の財政検証もこのような意味で行われた一連の作業であり、年金財政の将来の状況を正確に予測（forecast）したものというよりも現時点で得られるデータを将来の年金財政へ投影（projection）したものであるという性格を持っていることに留意が必要であり、結果を幅広く解釈した上で、今後の進むべき方向を読み解くことが重要である。

（２）平成 16(2004) 年年金制度改正以前の財政再計算の位置づけ

厚生年金は昭和 29(1954)年改正以降、国民年金は昭和 36(1961)年の制度施行以降平成 16(2004)年改正に至るまで、財政再計算を少なくとも 5 年毎に実施することが義務づけられてきた。財政再計算では法定の給付水準を維持した場合を基本として、人口構造の変化、産業構造、雇用構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえた上で、新たに被保険者数・年金受給者数・年金給付費等の推計を行い、給付と負担が均衡する将来の保険料引上げ計画を策定することとなっていた。すなわち、財政再計算では給付水準が維持されるとした場合、将来どの程度の保険料（率）が必要となるのかを「再計算」することとされていた。

このようなプロセスにおいて、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなり、5 年に 1 度の財政再計算のたびに必要に応じて給付水準も含め給付と負担の関係を見直す制度改正が行われてきた。

（３）保険料固定方式の下での財政検証

平成 16(2004)年改正では、制度改正を繰り返すことにより将来の年金の姿が不透明となることを避ける観点から、保険料を固定した上でその固定した財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整するという年金財政の枠組みを導入した。

保険料水準を固定したことにより、従来の保険料の引上げ計画を策定する財政再計算が行われることはなくなったが、保険料固定方式の下でも人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて財政状況を検証していくことは必要であるため、少なくとも 5 年に 1 度、「財政の現況及び見通し」を作成する財政検証を行うこととされた。

厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①～⑤を実施することとされている。

- ① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について今後おおむね 100 年間における見通しを作成すること。
- ② 今後おおむね 100 年間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を

定めること。

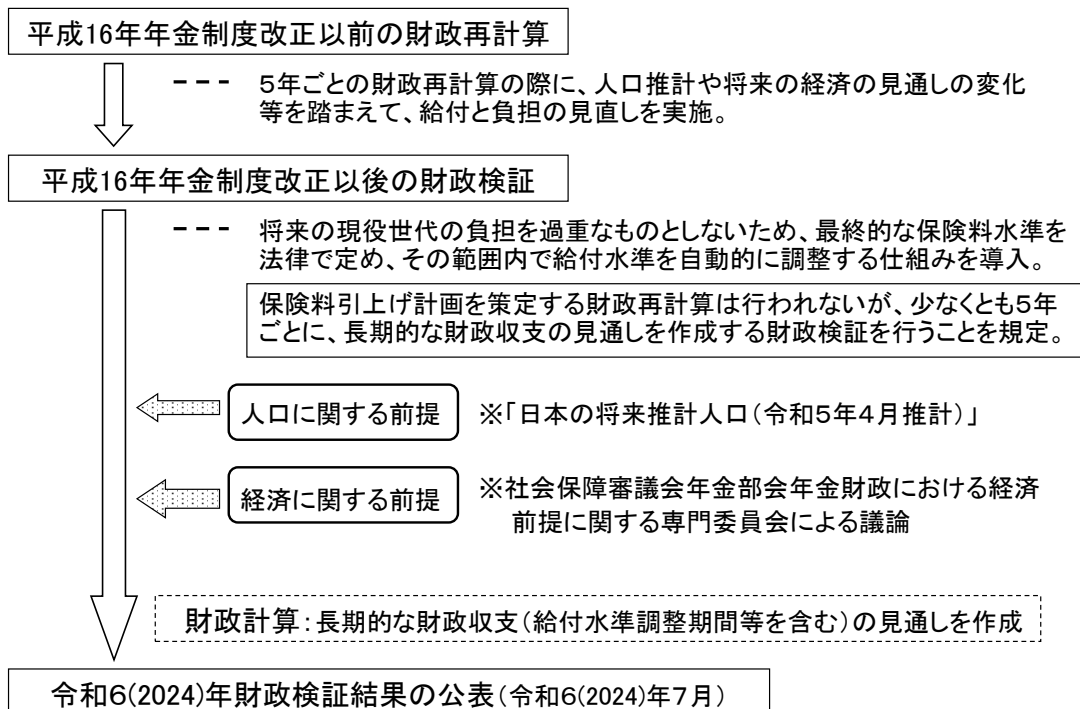
- ③ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなると認められる場合には給付水準調整の終了年度を定めること。
- ④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること。
- ⑤ ①及び④の見通しを公表すること。

すなわち、財政検証は概ね 100 年間の財政均衡期間の収支の見通しを作成し、財政均衡期間の年金財政の均衡を図るためにはマクロ経済スライドによる給付水準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了しても年金財政の均衡が図られる見通しとなるときに給付水準の調整を終了することとなる。

②に関して、この開始年度は政令で平成 17(2005)年度と定められ、給付水準調整が機能しうる状態となっている。今回の財政検証では、①おおむね 100 年にわたる収支の見通し及び④給付水準調整の終了年度等の見通しを作成し、併せて、③給付水準調整の終了が可能かどうかの判断を行うこととなる。

このように、財政検証は直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、平成 16(2004)年改正法に基づき、長期的な収支の均衡が図られているか（持続可能性）と給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し（給付の十分性）を調べ、年金財政の健全性の検証を行うものである。

第 6 - 2 - 25 図 令和 6 (2024) 年財政検証が行われるまでのプロセス



**第6-2-26表 平成16(2004)年年金制度改正後の財政検証と
改正前の財政再計算との根拠条文の比較**

厚生年金保険法（抄）

平成 十六 年 改 正 後	<p>(財政の均衡)</p> <p>第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(財政の現況及び見通しの作成)</p> <p>第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(調整期間)</p> <p>第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。</p> <p>2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。</p> <p>3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。</p>
平成 十六 年 改 正 前	<p>(保険料)</p> <p>第八十一条</p> <p>4 保険料率は、保険給付に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。</p>

国民年金法（抄）

平成十六年改正後	<p>(財政の均衡)</p> <p>第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>(財政の現況及び見通しの作成)</p> <p>第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(調整期間)</p> <p>第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。</p> <p>2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。</p> <p>3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。</p> <p>(基礎年金拠出金)</p> <p>第九十四条の二</p> <p>3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>
平成十六年改正前	<p>(保険料)</p> <p>第八十七条</p> <p>3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。</p> <p>(基礎年金拠出金)</p> <p>第九十四条の二</p> <p>3 第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。</p>

第3節

令和6(2024)年前の財政検証

前節でも述べたとおり、平成16(2004)年の制度改正以降は将来の保険料水準を固定した上で、少なくとも5年に1度行われる「財政検証」において長期的に財政の均衡が保たれるかについて検証することとなっている。

ここでは、平成16(2004)年以降に行われた財政検証（平成16(2004)年、平成21(2009)年、平成26(2014)年及び令和元(2019)年）について試算の前提や結果等の概要を概観する。それぞれの財政検証の詳細については「厚生年金・国民年金平成16年財政再計算結果」、「平成21年財政検証結果レポート」、「平成26年財政検証結果レポート」及び「2019(令和元)年財政検証結果レポート」を参照されたい。

1. 平成16(2004)年財政再計算（財政検証）

(1) 主な前提

① 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

将来の人口の前提は国立社会保障・人口問題研究所が平成14(2002)年1月に発表した「日本の将来推計人口」の中位推計を基準ケースとしている。

第6-3-1表 中位推計における合計特殊出生率及び平均寿命
—平成16(2004)年財政再計算—

合計特殊出生率		平均寿命	
2000年 (実績)	2050年	2000年 (実績)	2050年
1.36	→ 1.39	男：77.64年 → 80.95年 女：84.62年 → 89.22年	

② 労働力率の前提

将来の労働力率の前提は平成14(2002)年7月に職業安定局が推計した「労働力率の見通し」を使用した。この推計の推計期間は令和7(2025)年までであるため、それ以降は令和7(2025)年の数値で一定としている。

第6-3-2表 労働力率の前提（平成16(2004)年財政再計算）

	2001年 (実績)	2025年
男性 60～64 歳	72.0%	→ 85.0%
女性 30～34 歳	58.8%	→ 65.0%

③ 経済前提

・物価上昇率

平成20(2008)年までは「改革と展望－2003年度改定」（内閣府）に準拠した。2009年以降は、消費者物価上昇率の過去20年（1983～2002年）平均が1.0%であること及び「改革と展望－2003年度改定」において平成16(2004)から平成20(2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定した。

・賃金上昇率、運用利回り

平成16(2004)年度から平成20(2008)年度までは「改革と展望－2003年度改定」に準拠した。また、平成21(2009)年度以降は社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定した。この報告では構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み（「平成13年度年次経済財政報告」（内閣府））に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計している。

第6-3-3表 平成16(2004)年財政再計算の経済前提

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0.0 [0.3]	0.6 [0.8]	1.3 [0.8]	2.0 [0.8]	2.3 [0.8]	2.7 [0.8]	2.1 [1.1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8 [0.8]	0.9 [0.3]	1.6 [0.3]	2.3 [0.3]	2.6 [0.3]	3.0 [0.3]	3.2 [1.1]

注：運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19(2007)年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り（平成14(2002)年度末の預託実績より算出）を勘案した数値となる。

④ その他の前提

上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提（障害年金の発生率等）が用いられている。これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。

（２）給付水準の将来見通し

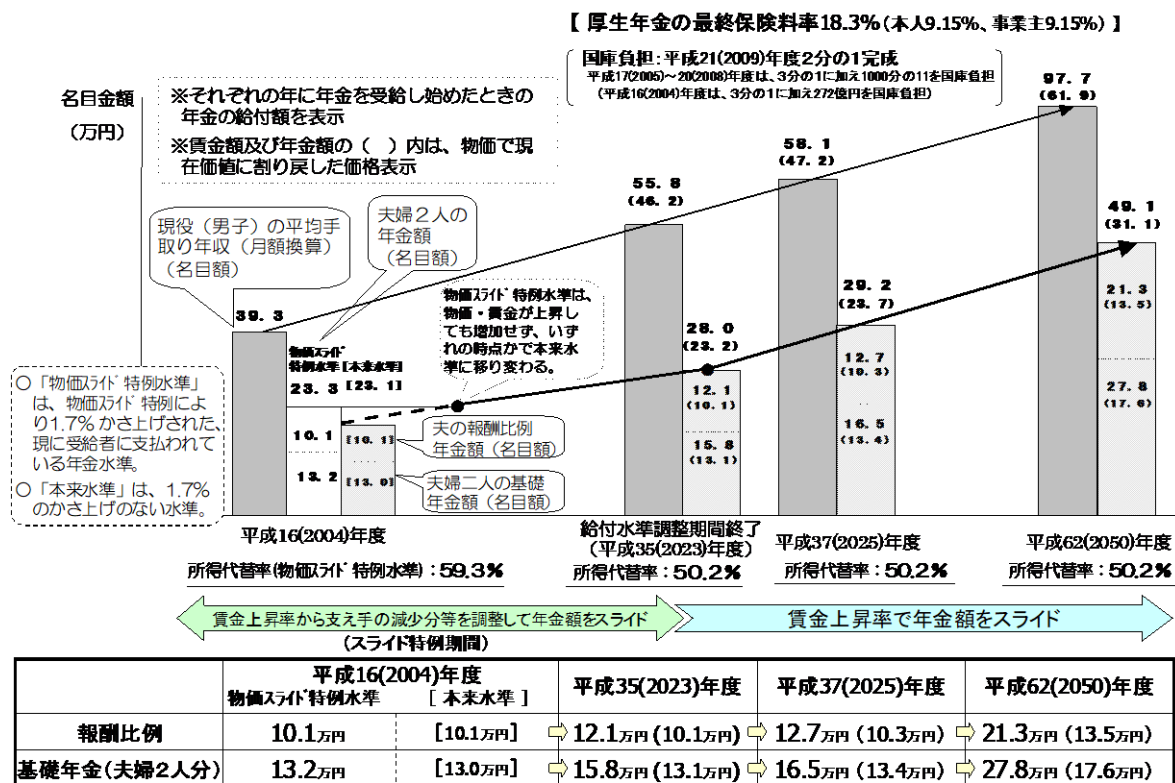
① 厚生年金における標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し

社会・経済状況について基準ケースを前提とし、年金を受け取り始める時点（65歳）での厚生年金の標準的な年金の所得代替率と年金額の推移を表したのが第6-3-4図である。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、令和5（2023）年度まで適用される見通しとなる。その間、所得代替率は低下し、平成16（2004）年度の59.3%から令和5（2023）年度には50.2%まで低下することとなる。

マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われても物価上昇率で現在価値に割り戻した年金額はほぼ横ばいであり、おおむね年金の購買力の水準を維持できる見通しとなっている。

第6-3-4図 保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド
—厚生年金（夫婦2人の基礎年金含む）平成16（2004）年財政再計算—



② 社会・経済状況が変動した場合の厚生年金における所得代替率の見通し

平成 16(2004)年財政再計算では、少子化の動向及び経済状況が変動した場合について最終的な給付水準等の見通しを示している。設定した前提は次のとおりである。

・ 少子化の動向の前提

	合計特殊出生率の前提（2050年）
少子化改善ケース	1.52
基準ケース	1.39
少子化進行ケース	1.10

・ 経済前提（平成 21(2009)年度～）

	賃金上昇率 [実質]	実質的な運用利回り [実質(対賃金上昇率)]
経済改善ケース	2.5%[1.5%]	3.3%[0.8%]
基準ケース	2.1%[1.1%]	3.2%[1.1%]
経済悪化ケース	1.8%[0.8%]	3.1%[1.3%]

少子化の動向及び経済の動向がどちらも好転した場合、マクロ経済スライドによる給付水準調整は令和元(2019)年度に終了し、所得代替率は 52.4%となる。

少子化の動向及び経済の動向がどちらも悪化した場合、令和 6(2024)年度に所得代替率が 50%を下回った後もマクロ経済スライドによる給付水準調整を続けない限り、年金財政の均衡は確保されない見込みである。このような場合には、その直前の財政検証時においてマクロ経済スライドによる調整の終了その他の措置を講じるとともに、給付と負担の在り方について再検討を行い所要の措置を講じることとなっている。仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて令和 92(2100)年度において支出の 1 年分の積立金を確保することとすれば、マクロ経済スライドは令和 15(2033)年度まで適用され、所得代替率は 45.3%となる見通しである。

2. 平成 21(2009)年財政検証

(1) 主な前提

① 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が平成 18(2006)年 12 月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の 3 通りをそれぞれ設定している（第 6-3-5 表）。

第 6 - 3 - 5 表 合計特殊出生率及び平均寿命（平成 21(2009)年財政検証）

合計特殊出生率		平均寿命	
2005年(実績)	2055年	2005年(実績)	2055年
1.26	出生高位: 1.55 出生中位: 1.26 出生低位: 1.06	男: 78.53 年 女: 85.49 年	死亡中位: 男: 83.67 年 女: 90.34 年 死亡低位: 男: 84.93 年 女: 91.51 年 死亡高位: 男: 82.41 年 女: 89.17 年

② 労働力率の前提

独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（平成 20(2008)年 3 月)における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定している。この推計の推計期間は令和 12(2030)年までであるため、それ以降は令和 12(2030)年の数値で一定としている（第 6 - 3 - 6 表）。

第 6 - 3 - 6 表 労働力率の前提（平成 21(2009)年財政検証）

	2006年(実績)		2030年
男性 60~64歳	70.9 %	→	96.6 %
女性有配偶 30~34歳	47.7 %	→	65.8 %
女性無配偶他 30~34歳	90.1 %	→	96.1 %

③ 経済前提

社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成 21 年財政検証における経済前提の範囲について(検討結果の報告)」（平成 20(2008)年 11 月 12 日）及び内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」（平成 21(2009)年 1 月）をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の 3 つのケースを設定した。

平成 28(2016)年度以降の長期の経済前提は、経済前提専門委員会における検討結果の報告で示された範囲の中央値をとって設定した(第 6 - 3 - 7 表)。経済前提専門委員会では、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえ、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いて推計される実質経済成長率や利潤率を用いて長期間の平均的な経済前提の範囲が推計されている。

第6-3-7表 長期の経済前提（平成21(2009)年財政検証）

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	備考
経済中位 ケース	1.0%	名目 2.5% 実質(対物価) 1.5%	名目 4.1% 実質(対物価) 3.1%	全要素生産性上昇率1.0% の場合の範囲の中央値
経済高位 ケース	1.0%	名目 2.9% 実質(対物価) 1.9%	名目 4.2% 実質(対物価) 3.2%	全要素生産性上昇率1.3% の場合の範囲の中央値
経済低位 ケース	1.0%	名目 2.1% 実質(対物価) 1.1%	名目 3.9% 実質(対物価) 2.9%	全要素生産性上昇率0.7% の場合の範囲の中央値

また、平成27(2015)年度以前の経済前提は内閣府「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」（平成21(2009)年1月）に準拠して設定している。

④ その他の前提

上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提（障害年金の発生率等）が用いられている。これらの諸前提は被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。また、国民年金第1号被保険者に係る保険料の納付率や免除率については社会保険庁の目標や過去の実績データに基づいて設定している

（2）給付水準の将来見通し

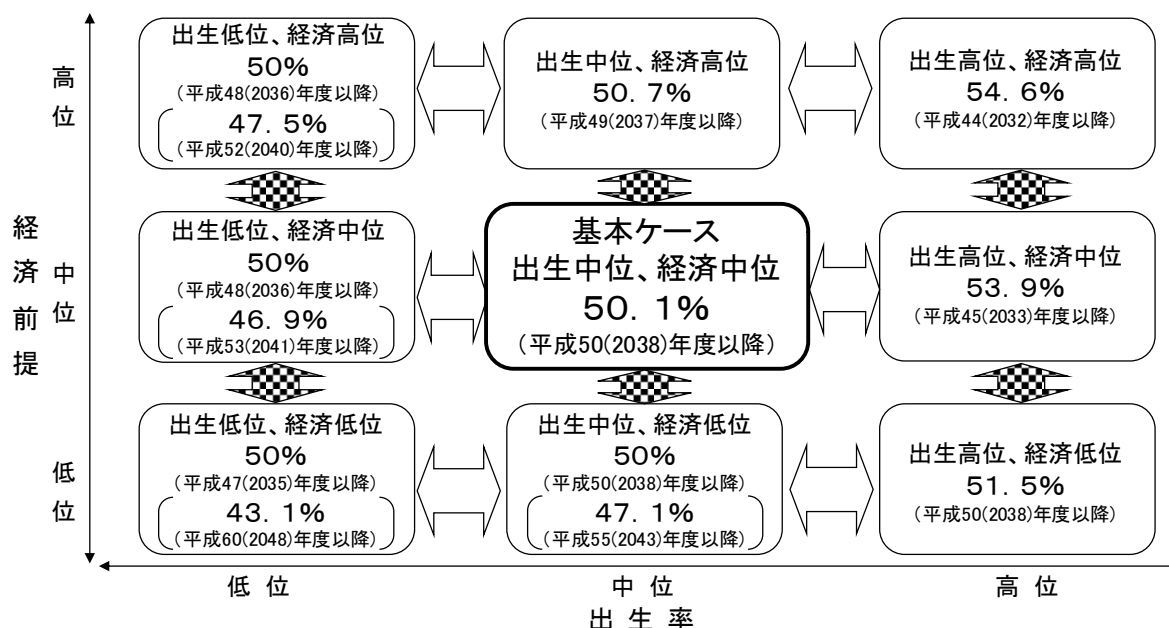
① 厚生年金における標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し

今後の人口や社会・経済状況についてそれぞれ複数の前提を置いて、年金を受け取り始める時点（65歳）での厚生年金の標準的な年金の所得代替率の最終的な水準を見通したものが第6-3-8図である。

出生率と経済前提がともに中位のケースである場合、令和97(2105)年度までのおおむね100年間にわたって年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は令和20(2038)年度まで適用されることとなり、最終的な所得代替率は50.1%となる見通しとなっている。

出生率が低位のケース及び出生率が中位で経済前提が低位のケースについては、給付水準の調整により所得代替率が50%に達する見通しとなっている。第6-3-8図における所得代替率が50%に達する見通しにおいて、50%に達した後においても仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の最終的な所得代替率を（ ）内に示している。

第6-3-8図 厚生年金の標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し
 —平成21(2009)年財政検証—



(注1) 図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。()内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注2) 上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52.3% (平成47(2035)年度以降)、死亡低位の場合47.9% (平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合)の見通しである。

(注3) マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

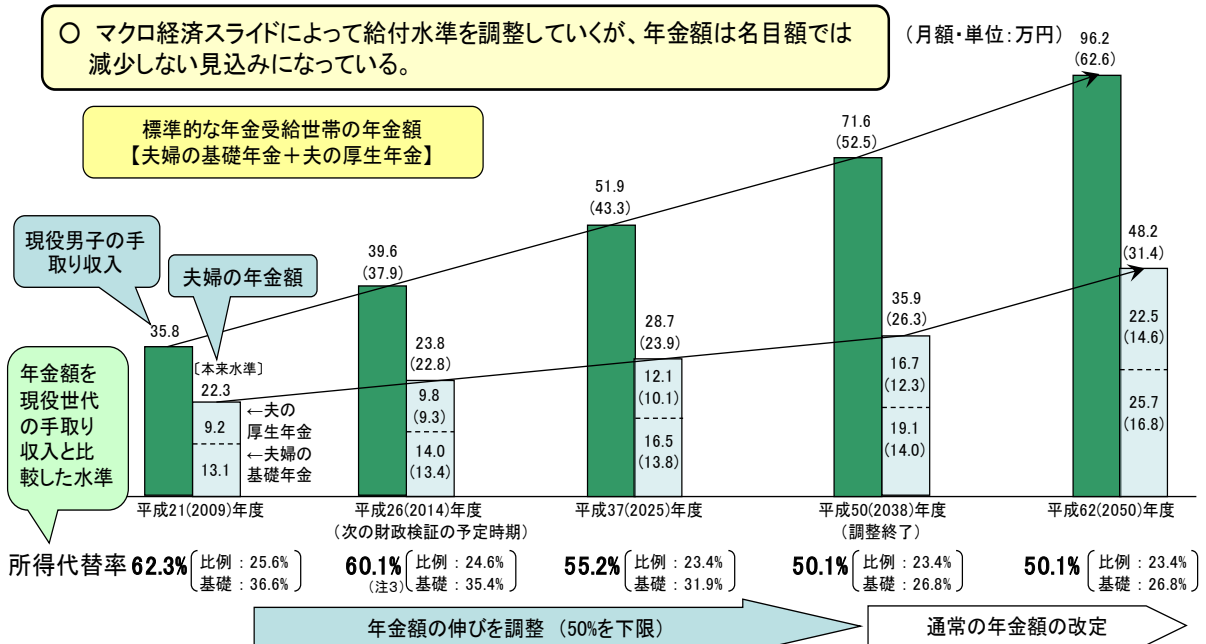
② 標準的な年金額の見通し（出生中位、経済中位のケース）

出生率が中位で経済前提が中位のケースについて、年金を受け取り始める時点（65歳）での標準的な年金額や所得代替率の見通しを示したものが第6-3-9図である。

マクロ経済スライドによる給付水準調整が適用されることによって所得代替率は低下するものの、経済中位ケースでは実質賃金上昇率を長期的に年1.5%と見込んでおり、この程度の実質賃金上昇があればマクロ経済スライドによる給付水準調整が行われても、物価上昇率で現在価値に割り戻した年金額は緩やかながらも増加していく見通しとなる。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は令和20(2038)年度に終了する見込みであるが、報酬比例部分については令和元(2019)年度に終了する見込みとなっており、報酬比例部分と基礎年金部分で給付水準の調整期間が異なる見込みとなっている。

第6-3-9図 厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み
(年金を受給し始めた時の年金額)
—平成21(2009)年財政検証—



(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。
(注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。
(注3) 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされているが、今回の財政検証はこれに該当していない。
(次の財政検証の予定時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は50%を下回る見込みとはなっていない。)
(注4) 報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。
(注5) 図中の数値は各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
(注6) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。
(注7) 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

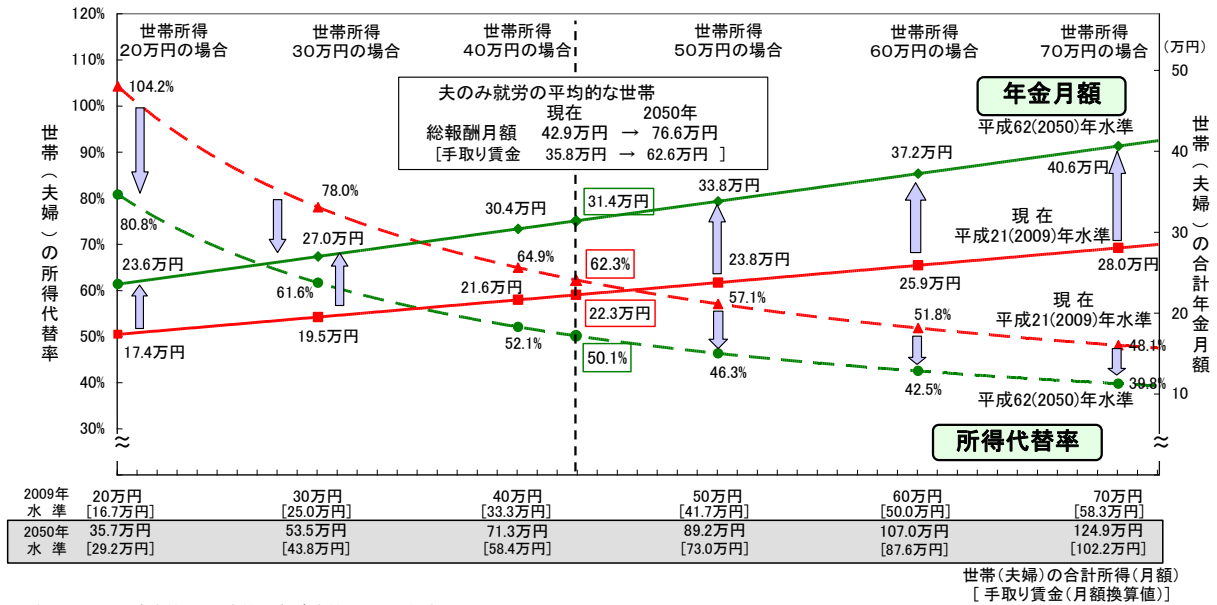
③ 世帯(夫婦)所得別の年金月額及び所得代替率

世帯の所得と年金額及び所得代替率との関係を示したものが第6-3-10図である。世帯(夫婦)の合計所得が同じである場合、世帯類型(夫のみ就労、夫婦共働きなど)が異なっても年金額や所得代替率は等しくなる。報酬比例部分があるため世帯(夫婦)の合計所得が高いほど年金額は増加するが、所得の高低によらない定額の基礎年金部分があるため、その世帯における手取り賃金との比率である所得代替率は合計所得が高いほど低下することを示している。

平成21(2009)年水準と令和32(2050)年水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行うことにより、所得代替率は低下することになる。ただし、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。

第6-3-10図 世帯（夫婦）所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21(2009)年財政検証—

- 世帯(夫婦)の合計所得が増加すると、所得代替率は低下するが、年金額は増加する。
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



- (注1) 人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケースの場合。
 (注2) 世帯(夫婦)の合計所得の[]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。
 (注3) 年金額は、スライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。
 (注4) 2050年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で2009年度価値に割り戻した値である。
 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

3. 平成 26(2014)年財政検証とオプション試算

(1) 主な前提

① 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が平成 24(2012)年 1 月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の 3 通りをそれぞれ設定している（第 6－3－11 表）。

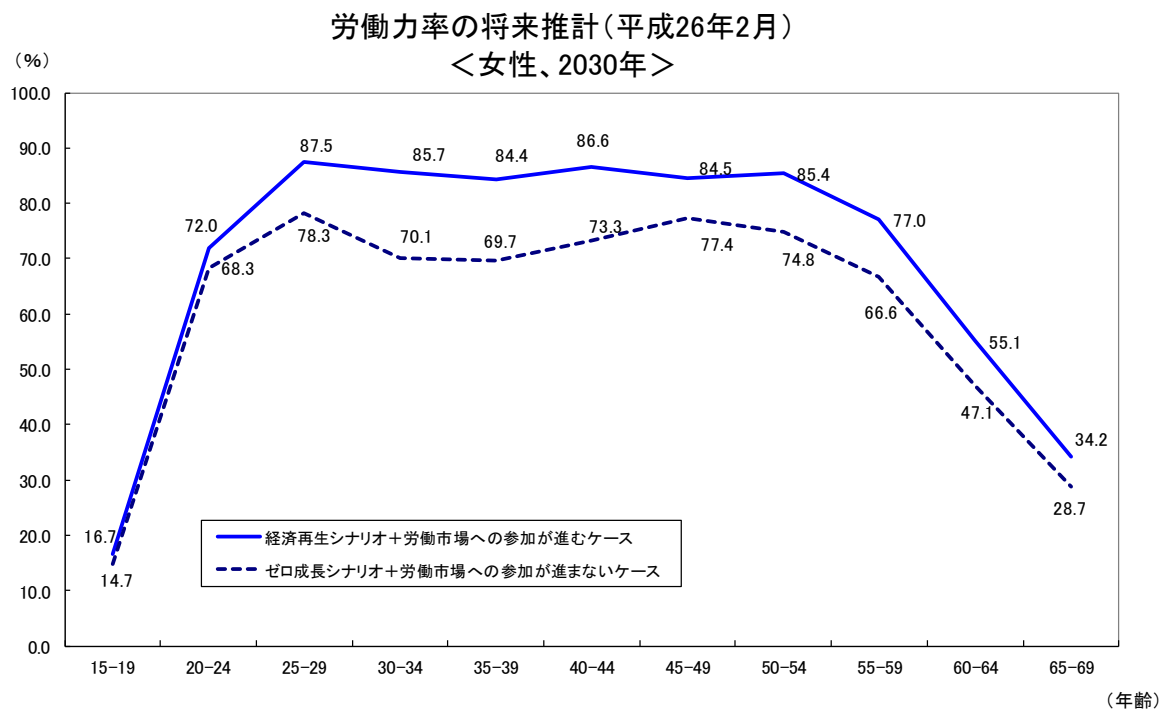
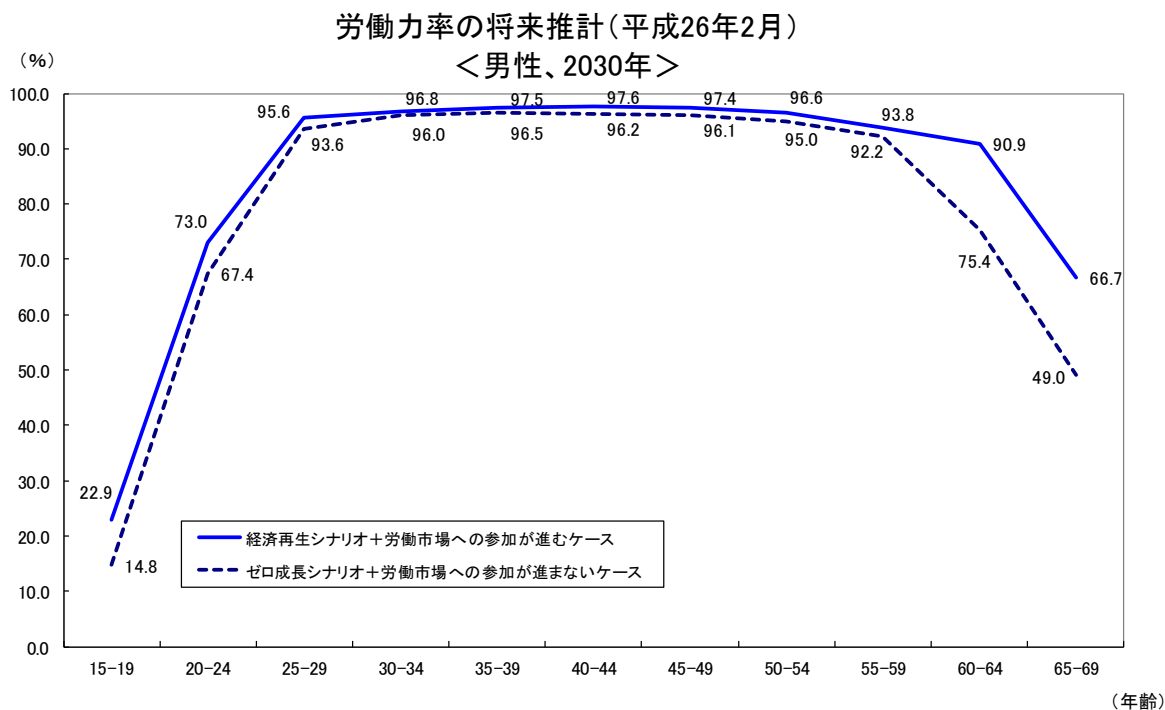
第 6－3－11 表 合計特殊出生率及び平均寿命（平成 26(2014)年財政検証）

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	出生高位 1.60 出生中位 1.35 出生低位 1.12	男 79.55 女 86.30	死亡高位 { 男 83.22 女 89.96 死亡中位 { 男 84.19 女 90.93 死亡低位 { 男 85.14 女 91.90

② 労働力率の前提

平成 26(2014)年 2 月に独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）がまとめた「労働力需給の推計」の「労働市場への参加が進むケース」と「労働市場への参加が進まないケース」を用いている。労働力率の動向は経済成長と密接な関係があるため経済前提に応じて使い分けている（第 6－3－12 図）。なお、この推計の推計期間は令和 12(2030)年までであるため、それ以降は令和 12(2030)年の数値で一定としている。

第6-3-12図 労働力率の前提（平成26(2014)年財政検証）



③ 経済前提

経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」を設置し、2年半、17回にわたる公開の場における議論を経て取りまとめられた検討結果の報告（平成26(2014)年3月12日）に基

づき設定された。

令和 5 (2023)年度以前の経済前提は内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(平成 26(2014)年 1 月 20 日)の「経済再生ケース」、「参考ケース」それぞれに準拠して設定している。

令和 6 (2024)年度以降の長期の経済前提は専門委員会における検討結果の報告で示された範囲の中央値をとって幅の広い 8 ケースの経済前提を設定した(第 6-3-13 表)。長期の経済前提の設定にあたっては、コブ・ダグラス型生産関数を用いたマクロ経済に関する試算の枠組みに基づき、8 通りのシナリオを設定して実質経済成長率等の推計を行った。

第 6-3-13 表 長期の経済前提 (平成 26(2014)年財政検証)

	将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)	
	労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質対物価)	運用利回り		経済成長率(実質対物価)2024年度以降20~30年	
					実質<対物価>	スプレッド<対賃金>		
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

④ その他の前提

有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提は、被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定した。このうち国民年金保険料の納付率については「今後の取組強化等により平成 30(2018)年度に 65%まで向上した場合」を基本に「現状の納付率 60%で推移した場合」についても設定した。

(2) 給付水準の将来見通し

① 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

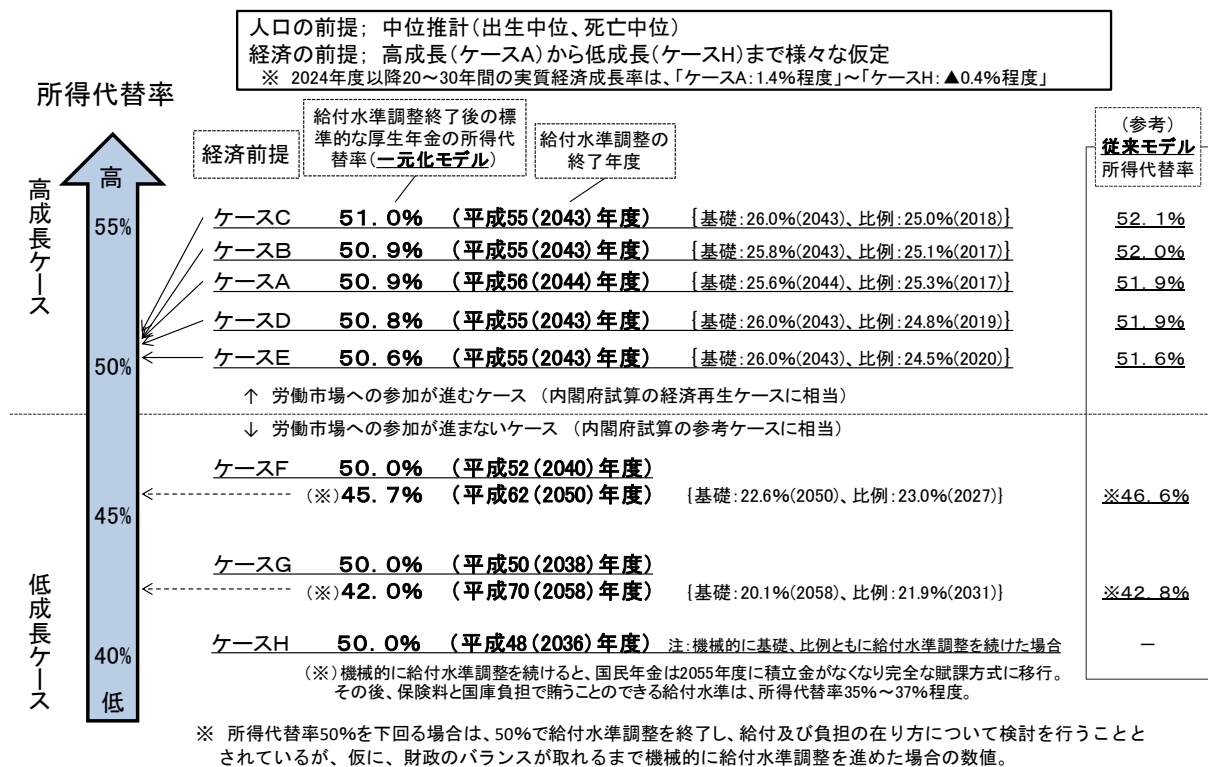
人口が中位推計で推移した場合、幅広く設定した経済前提に応じてマクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものが第 6-3-14 図である。

8 ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み日本経済が再生するケース(ケース A~ケース E)では、所得代替率 50%以上を確保する結果となった。

一方、女性や高齢者の労働市場への参加が進まず、低成長となるケース（ケースF～H）においては、財政の均衡を図るためには給付水準の下限（所得代替率50%）を超えて給付水準調整が必要との結果となった。特に最も低成長のケースHでは、物価や賃金の伸び率が低いためマクロ経済スライドが十分に機能せず、給付水準調整の途上である令和37(2055)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する見込みとなった。完全な賦課方式に移行した場合、保険料と国庫負担のみで賄うことのできる給付水準は所得代替率35～37%であり、最も厳しい経済前提では給付水準はこの水準まで低下する見通しである。

また、どのケースでも報酬比例年金に比べて基礎年金の調整期間が長く、基礎年金の水準低下が大きくなっている。

第6-3-14図 幅広い経済前提における所得代替率の見通し
(平成26(2014)年財政検証)



平成26(2014)年財政検証以降は被用者年金の一元化を踏まえた一元化モデルによる所得代替率を示している。基準となる厚生年金男子の平均賃金は共済年金の男子組合員も含めて算出され、この賃金水準で計算される平成26(2014)年度の所得代替率は62.7%(基礎36.8%、比例25.9%)となっている。なお、平成26(2014)年財政検証より前に用いていた従来モデルでは、平成26(2014)年度の所得代替率は64.1%(基礎38.2%、比例25.9%)であり、一元化モデルに比べ平均手取り賃金が低く、所得代替率は見かけ上高いことに注意が必要である。

② 人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

出生率の前提を中位推計から高位推計にした場合、調整期間は5～9年短縮し所得代替率は3～5%上昇する見通しとなっている。一方、低位推計とすると調整期間は4～14年延長し所得代替率は4～7%低下する見通しとなっている。このように、賦課方式を基本とする公的年金において出生率の動向が与える影響は大きいことが分かる。

死亡率の前提を高位推計、低位推計に変化させた場合、調整期間は3～7年、所得代替率は2～3%それぞれ変化する見通しとなっている。

国民年金の納付率が変化した場合については、現在60%程度の納付率を維持したと仮定しても、2018年度に65%まで上昇する前提の場合と比べ、所得代替率への影響は0.1～▲0.1%ポイントであり、影響は極めて軽微である。

③ 標準的な年金額の見通し（出生中位、経済中位のケース）

新規裁定時の標準的な年金について、購買力でみた実質額の将来見通しを示したのが第6-3-15図である。

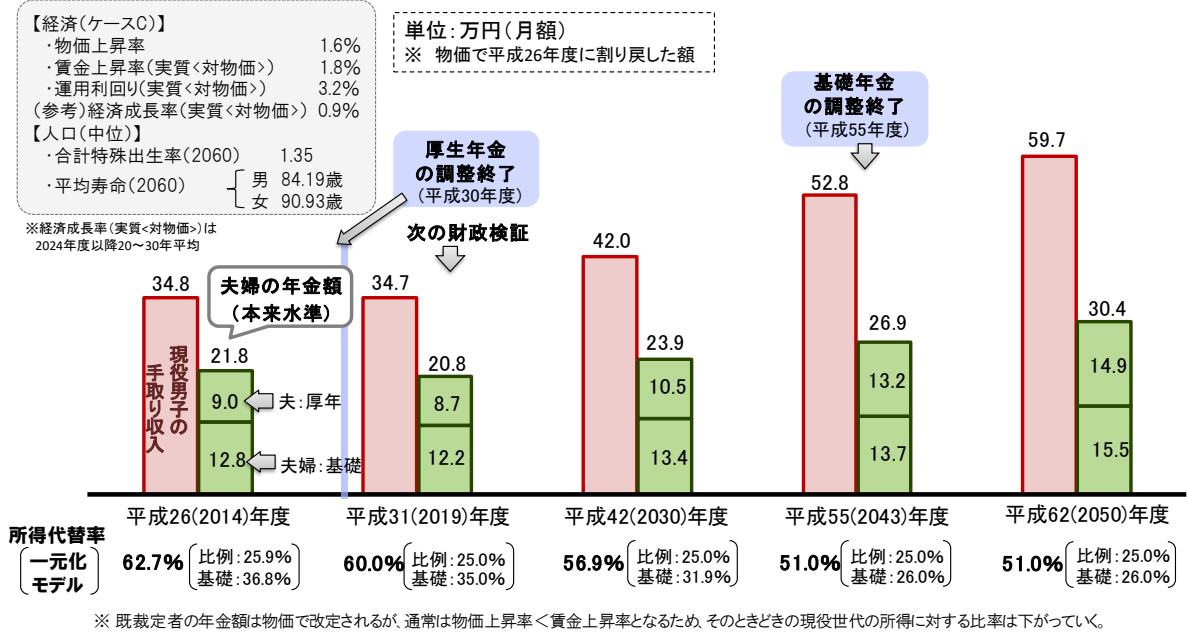
平成26(2014)年度に21.8万円のモデル年金（現役男子の平均的な賃金で40年間集合した者の報酬比例年金と夫婦2人分の老齢基礎年金の合計額）はケースC及びケースEでは実質額で増加し、令和32(2050)年度でケースCが30.4万円、ケースEが26.6万円となるが、ケースGは、実質額が概ね横ばいとなり、給付水準調整が終了する令和40(2058)年度で21.6万円となる。年金の購買力はケースC及びケースEでは上昇し、ケースGでも概ね横ばいとなっている。

ただし、基礎年金の購買力をみるとケースC及びケースEでは令和32(2050)年度でも平成26(2014)年度を上回る購買力を確保しているが、ケースGでは平成26(2014)年度に12.8万円の夫婦2人分の基礎年金は給付水準調整が終了する令和40(2058)年度には10.4万円まで低下しており、低成長ケースでは基礎年金の購買力の低下が課題となることが示されている。

第6-3-15図 年金額の将来見通し（人口：出生中位、死亡中位）
 -平成26(2014)年財政検証-

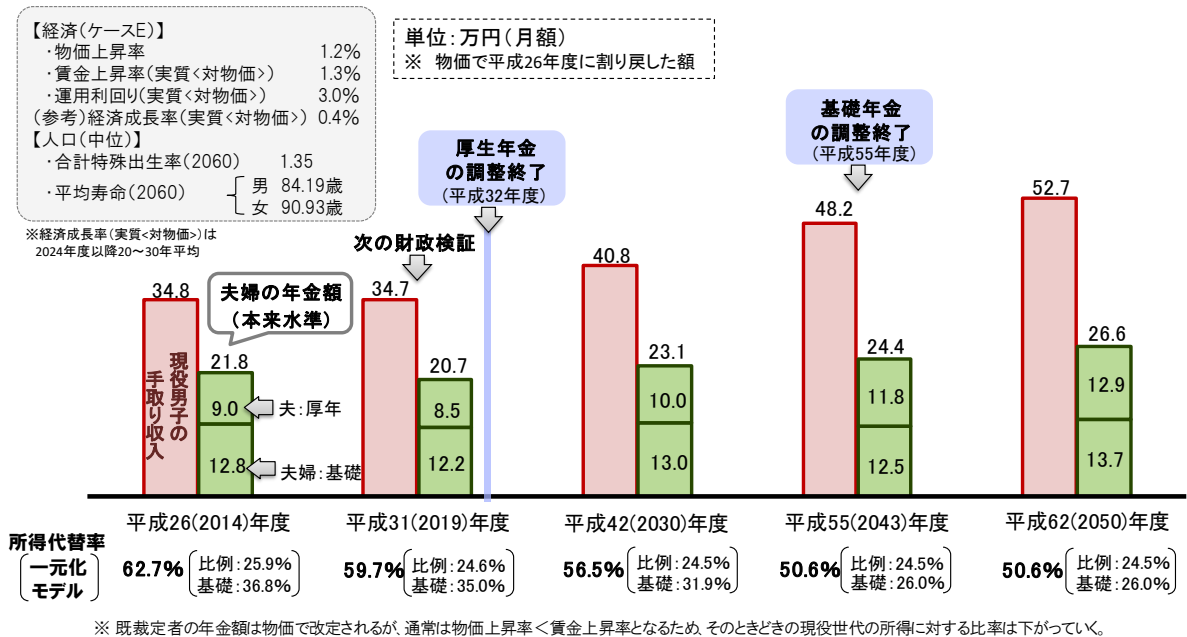
【経済：ケースC】

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成30年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.0%』が維持される。



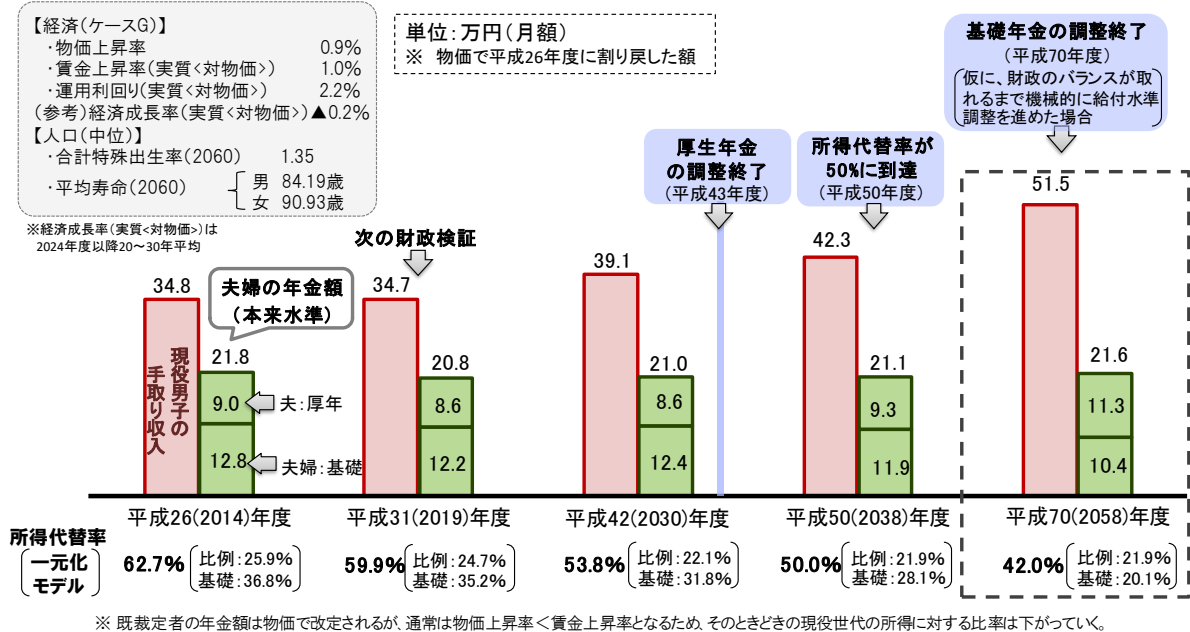
【経済：ケースE】

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。



【経済：ケースG】

○ マクロ経済スライドによる調整で平成50年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成70年度』、『厚生年金で平成43年度』で終了し、『所得代替率42.0%』になる。



④ 世帯(夫婦)の賃金水準別の年金月額及び所得代替率

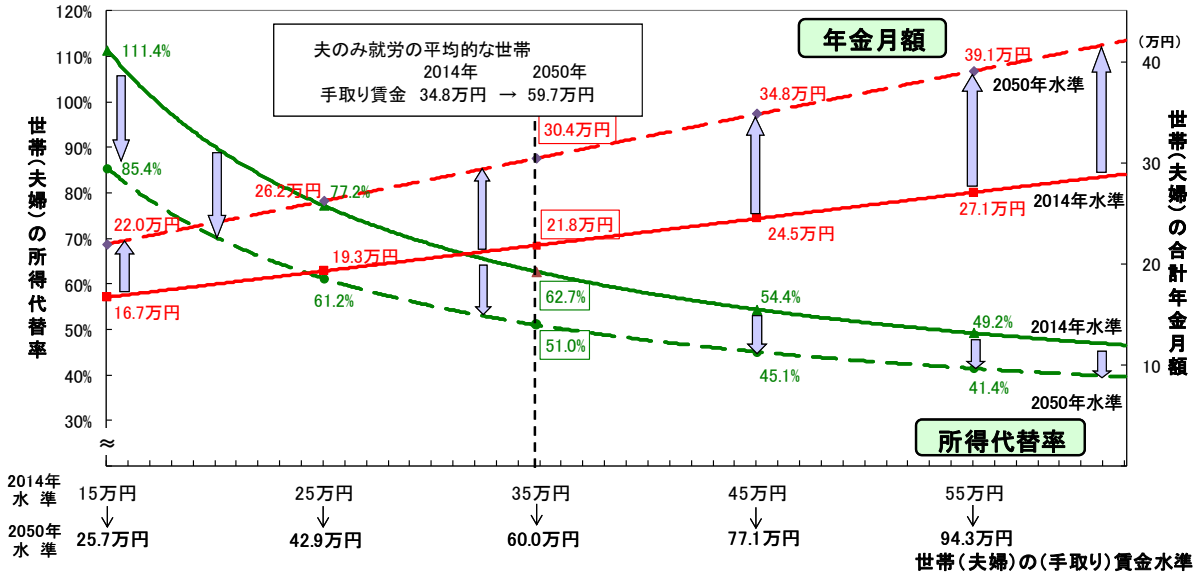
世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第6-3-16図である。

平成26(2014)年水準と令和32(2050)年水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行うことにより所得代替率は低下することになるが、実質賃金上昇によりケースC及びケースEにおいては物価上昇率を用いて現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。また、この変化は賃金水準による年金額や所得代替率の違いを維持したまま一律に変化することとなる。

第6-3-16図 賃金水準別の年金月額及び所得代替率

【経済：ケースC】

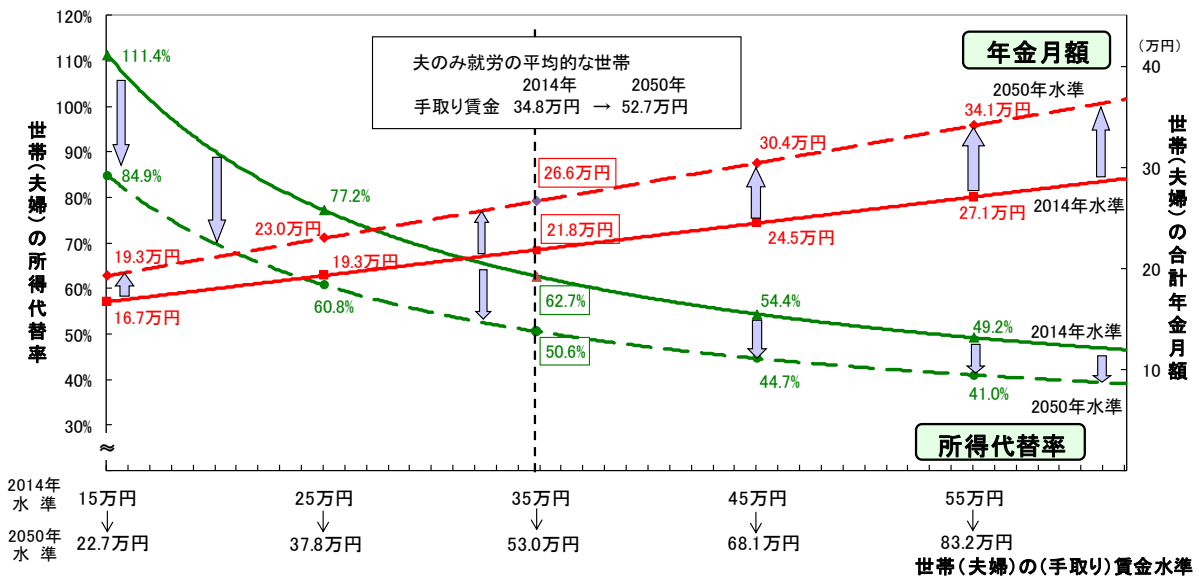
- ・ 世帯(夫婦)の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1: 年金月額は、新規裁定者の本来水準。
注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

【経済：ケースE】

- ・ 世帯(夫婦)の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1: 年金月額は、新規裁定者の本来水準。
注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

(3) オプション試算

オプション試算は、「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成 25(2013)年 8 月)やこの報告書を受けて成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成 25(2013)年法律第 112 号)において指摘された年金制度の課題について、今後の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定して実施した試算である。この試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではない。

具体的には、次の 3 種類のオプション試算を実施している。

① マクロ経済スライドの仕組みの見直し

物価、賃金の伸びが低い場合、マクロ経済スライドは十分に発動せず、給付水準調整が遅れることとなるが、その分、将来の受給者の給付をより抑制する必要がある。どのような経済状況であったとしても、マクロ経済スライドがフルに発動する仕組みとした場合、将来の給付水準がどの程度上昇するか等について試算した。

この際、経済前提については経済の変動を仮定し、平成 30(2018)年度以降、物価や賃金が景気の波により 4 年周期、変動幅 $\pm 1.2\%$ の変動を繰り返すものと仮定した。このような経済前提の下では、景気の底で物価や賃金の伸びが低いときに現行の仕組みではマクロ経済スライドの発動が不十分となる。

この前提のもと、給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率がどの程度上昇するかを試算した結果が第 6-3-17 図である。いずれのケースも給付水準調整終了後の給付水準は改善するが、一定の成長を仮定するケース C やケース E に比べ、低成長のケース G においてより改善幅が大きくなっている。

第6-3-17図 オプション試算結果（マクロ経済スライドの仕組みの見直し）

(オプションI)物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合

・経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定。
 （物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定）
 ・上記の経済状況において、マクロ経済スライドがフルに発動される仕組みとした場合を試算。

物価・賃金の伸びが低い場合はマクロ経済スライドによる調整を行わない場合(現行の仕組み)

物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合

	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度		給付水準調整後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度
ケースC (経済変動あり)	50.8% (2043) 〔比例:25.0% (2018) 基礎:25.8% (2043)〕		+0.4%	51.2% (2043) 〔比例:25.0% (2018) 基礎:26.2% (2043)〕	
ケースE (経済変動あり)	50.2% (2044) 〔比例:24.5% (2020) 基礎:25.7% (2044)〕		+0.8%	51.0% (2042) 〔比例:24.5% (2020) 基礎:26.5% (2042)〕	
ケースG (経済変動あり)	39.5% (2072) 〔比例:21.7% (2033) 基礎:17.8% (2072)〕		+5.0%	44.5% (2050) 〔比例:22.1% (2030) 基礎:22.4% (2050)〕	
ケースH (経済変動あり)	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2051年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行			41.9% (2054) 〔比例:20.9% (2034) 基礎:21.0% (2054)〕	

人口の前提： 中位推計(出生中位、死亡中位)

② 被用者保険の更なる適用拡大

社会保障・税の一体改革において平成28(2016)年10月に適用拡大が実施されているが、これを更に拡大すると仮定した場合の試算である。適用拡大の対象範囲として、①学生、雇用契約期間1年未満、年収70万円未満の者を除く220万人を新たに適用する場合、②年収70万円未満の者を除く全ての雇用者を適用対象とし1,200万人を新たに適用する場合の2通りを仮定した。

試算結果は第6-3-18図のとおりである。いずれの場合もマクロ経済スライドによる調整終了後の所得代替率の改善がみられ、その改善幅は適用拡大①で0.5%程度、適用拡大②では経済前提により4~7%ポイント程度となっており、1,200万人ベースで適用拡大を行う適用拡大②で大幅な改善がみられた。また、いずれの場合においても基礎年金の給付水準が改善し、報酬比例年金は横ばいか若干の低下となり、1階と2階の調整期間のバランスの改善が図られている。

第6-3-18図 オプション試算結果（被用者保険の更なる適用拡大）

（オプションⅡ-①）被用者保険の更なる適用拡大を行った場合
① 週20時間以上の短時間労働者を適用（約220万人拡大）

<適用拡大の前提>

- 一定以上の収入（月5.8万円以上）のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者に適用拡大（220万人ベース）
- ・月収5.8万円未満の者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大（25万人ベース）を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施（220万人ベース）

【現行の仕組み(25万人)】

【適用拡大した場合(220万人)】

	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度		給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度
ケースC	51.0% (2043) 〔 比例:25.0% (2018) 基礎:26.0% (2043) 〕		+0.5%	51.5% (2042) 〔 比例:24.9% (2018) 基礎:26.5% (2042) 〕	
ケースE	50.6% (2043) 〔 比例:24.5% (2020) 基礎:26.0% (2043) 〕		+0.5%	51.1% (2042) 〔 比例:24.5% (2020) 基礎:26.6% (2042) 〕	
ケースG	42.0% (2058) 〔 比例:21.9% (2031) 基礎:20.1% (2058) 〕		+0.5%	42.5% (2056) 〔 比例:21.9% (2031) 基礎:20.6% (2056) 〕	
【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】					
ケースH (経済変動あり)	41.9% (2054) 〔 比例:20.9% (2034) 基礎:21.0% (2054) 〕		+0.3%	42.2% (2054) 〔 比例:20.9% (2034) 基礎:21.3% (2054) 〕	

※ 人口の前提： 中位推計（出生中位、死亡中位）

注1：現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大（25万人ベース）を反映。

注2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.3%程度上昇する前提。

（オプションⅡ-②）被用者保険の更なる適用拡大を行った場合
② 一定以上の収入のある全雇用者を適用（約1,200万人拡大）

<適用拡大の前提>

- 一定以上の収入（月5.8万円以上）のある、全ての雇用者に適用拡大（1,200万人ベース）
- ・雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
- ・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大（25万人ベース）を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施（1,200万人ベース）

【現行の仕組み(25万人)】

【適用拡大した場合(1,200万人)】

	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度		給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度
ケースC	51.0% (2043) 〔 比例:25.0% (2018) 基礎:26.0% (2043) 〕		+6.3%	57.3% (2032) 〔 比例:24.7% (2019) 基礎:32.7% (2032) 〕	
ケースE	50.6% (2043) 〔 比例:24.5% (2020) 基礎:26.0% (2043) 〕		+6.9%	57.5% (2029) 〔 比例:24.1% (2022) 基礎:33.3% (2029) 〕	
ケースG	42.0% (2058) 〔 比例:21.9% (2031) 基礎:20.1% (2058) 〕		+5.1%	47.1% (2046) 〔 比例:21.9% (2034) 基礎:25.2% (2046) 〕	
【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】					
ケースH (経済変動あり)	41.9% (2054) 〔 比例:20.9% (2034) 基礎:21.0% (2054) 〕		+3.9%	45.8% (2047) 〔 比例:20.9% (2036) 基礎:24.9% (2047) 〕	

※ 人口の前提： 中位推計（出生中位、死亡中位）

注1：現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大（25万人ベース）を反映。

注2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため3.3%程度上昇する前提。

③ 保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

寿命が伸長するなかでより長く働き保険料を拠出することを進めるため、高齢期の保険料拠出がより年金額に反映するよう、基礎年金の仕組みを改め、45年まで保険料を拠出することを可能とし、拠出期間の延びに合わせて基礎年金が増額する仕組みに改めた場合の影響を試算した。さらに、65歳を超えて働く者が繰り下げ受給を選んだ際、繰り下げ受給が年金額の増加に結びつくよう、65歳以上の在職老齢年金を廃止することも仮定した。

試算結果は第6-3-19図のとおりである。保険料拠出が40年から45年に5年間延びた影響により、おおむね45/40給付水準が上昇する結果となっている。これによりケースGやケースHのような低成長ケースにおいても40%台後半の給付水準を確保することができる見通しとなった。

また、以上の制度改正を前提とした上で個人の選択として65歳以降も就労し、それに合わせて受給開始年齢を繰り下げた場合、どの程度の給付水準を確保できるかも試算した結果も第6-3-19図に示している。

第6-3-19 図 オプション試算結果（保険料拠出期間の延長）

(オプションⅢ) 高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合

<年金制度の見直しの前提>

- 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
 - ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。
- 65歳以上の在職老齢年金を廃止。

現行の仕組み

拠出期間の延長に合わせて基礎年金を増額

40年拠出モデル(65歳受給開始)

45年拠出モデル(65歳受給開始)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケース	現行の仕組み (40年拠出)	増額	延長後の仕組み (45年拠出)
ケースC	51.0% (2043) [比例: 25.0% (2018) 基礎: 26.0% (2043)]	+6.6%	57.6% (2042) [比例: 27.6% (2020) 基礎: 30.0% (2042)]
ケースE	50.6% (2043) [比例: 24.5% (2020) 基礎: 26.0% (2043)]	+6.5%	57.1% (2042) [比例: 27.2% (2022) 基礎: 30.0% (2042)]
ケースG	42.0% (2058) [比例: 21.9% (2031) 基礎: 20.1% (2058)]	+6.4%	48.4% (2053) [比例: 24.1% (2033) 基礎: 24.3% (2053)]

【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】

ケースH (経済変動あり)	41.9% (2054) [比例: 20.9% (2034) 基礎: 21.0% (2054)]	+6.0%	47.9% (2051) [比例: 23.0% (2035) 基礎: 24.9% (2051)]
------------------	--	-------	--

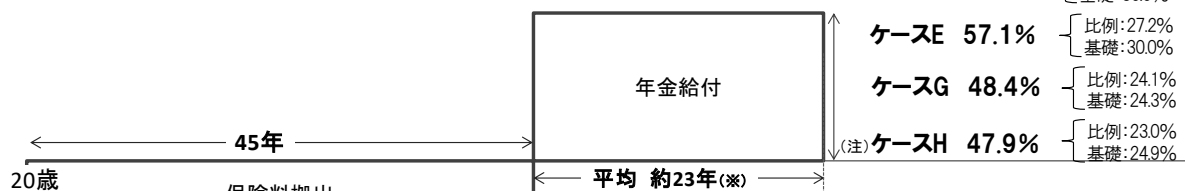
※ 人口の前提: 中位推計(出生中位、死亡中位)

(オプションⅢ) 退職年齢と受給開始年齢を65歳以上とした場合の給付水準の上昇

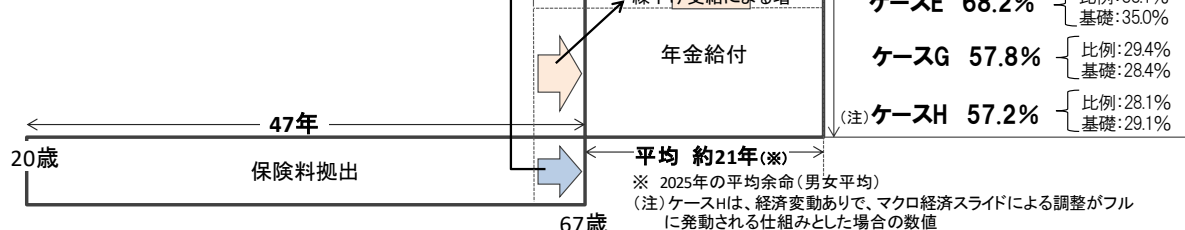
- 65歳以上の就労者の増加が見込まれることから、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の線下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- 高齢で働く者の保険料拠出がより年金額に反映するよう、次の制度改正を前提とした。
 - ・基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
 - ・65歳以上の在職老齢年金を廃止。

給付水準調整終了後の所得代替率

<45年拠出、65歳受給開始モデル>



<47年拠出、67歳受給開始モデル>



4. 令和元(2019)年財政検証とオプション試算

(1) 主な前提

① 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が平成 29(2017)年 4 月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の 3 通りをそれぞれ設定している（第 6-3-20 表）。

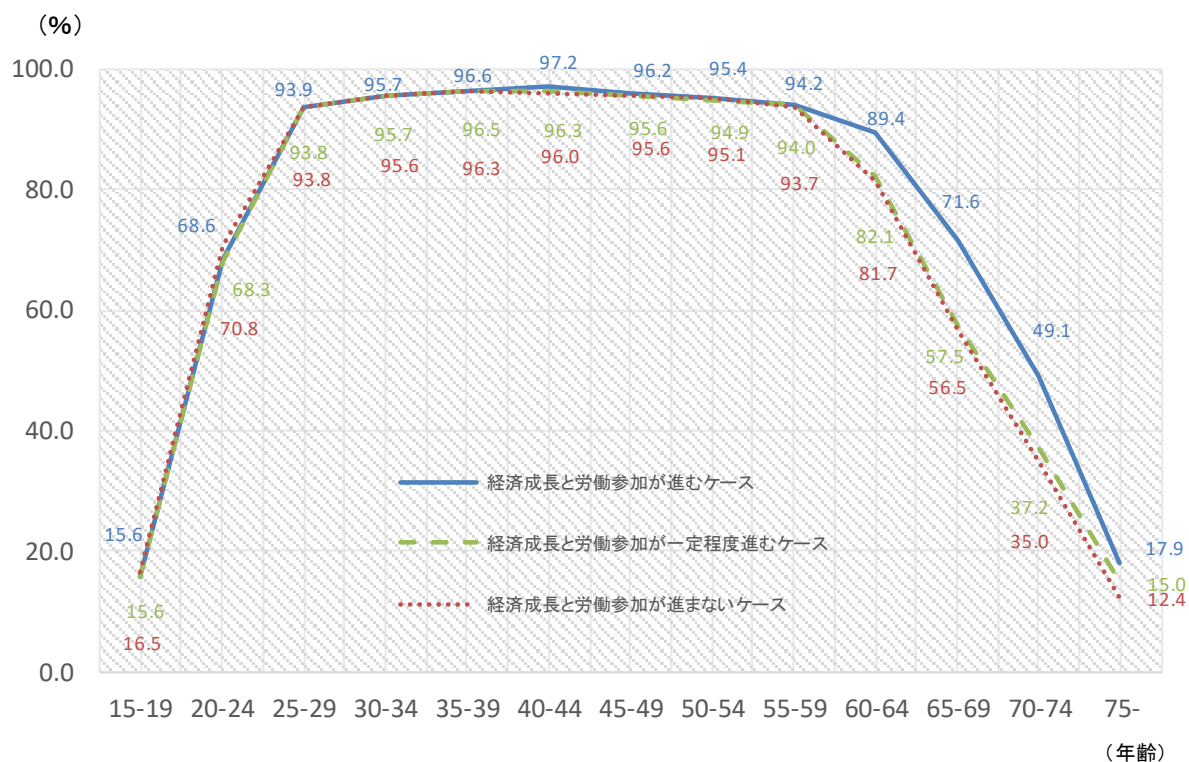
第 6-3-20 表 合計特殊出生率及び平均寿命

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	出生高位 1.65 出生中位 1.44 出生低位 1.25	男 80.75 女 86.99	死亡高位 <small>(余命の延びが小さい)</small> 死亡中位 死亡低位 <small>(余命の延びが大きい)</small>
			男 83.83 女 90.21 男 84.95 女 91.35 男 86.05 女 92.48

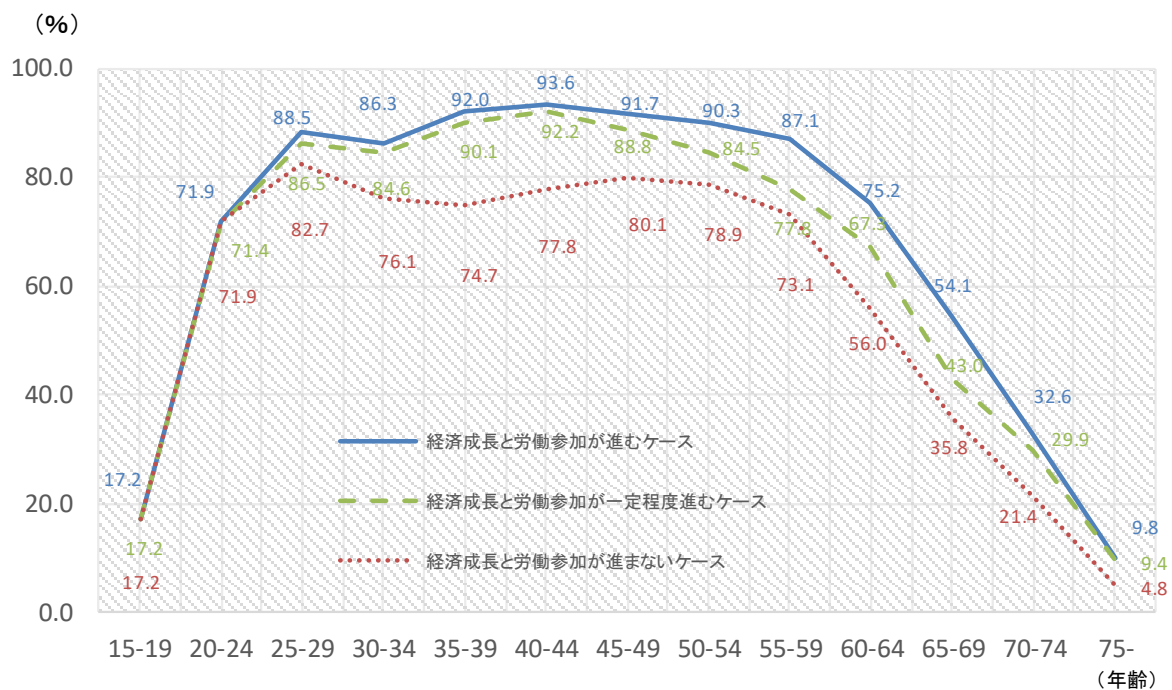
② 労働力率の前提

平成 31(2019)年 3 月に独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）がまとめた「労働力需給の推計」における「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」および「経済成長と労働参加が進まないケース」を用いている（第 6-3-21 図）。労働力率の動向は経済成長と密接な関係があるため、経済前提に応じて使い分けている。なお、この推計の推計期間は令和 22(2040)年までであるため、それ以降は令和 22(2040)年の数値で一定としている。

第6-3-21図 労働力率の前提
労働力率の将来推計
＜男性、2040年＞



＜女性、2040年＞



③ 経済前提

経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を設置し、専門的・技術的な議論を経て取りまとめられた検討結果の報告（令和元(2019)年3月13日）に基づき設定された。

令和10(2028)年度以前の経済前提は内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（令和元(2019)年7月）の「成長実現ケース」、「ベースラインケース」それぞれに準拠して設定している。

令和11(2029)年度以降の長期の経済前提は将来の日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通しなどを踏まえ、マクロ経済的な観点から整合性のとれた推計に基づき、幅の広い6ケースの経済前提を設定した(第6-3-22表)。

第6-3-22表 長期の経済前提（令和元(2019)年財政検証）

		将来の経済状況の仮定		経済前提				（参考） 経済成長率 （実質） 2029年度以降 20～30年
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライン ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ			経済成長と 労働参加が 進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%

④ その他の前提

有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提は、被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定した。このうち国民年金保険料の納付率については、今後の取組強化等により現年度納付率は令和5(2023)年度に70%、過年度保険料の納付分を含めた最終納付率は令和3(2021)年度に75%となるとして設定した。

(2) 給付水準の将来見通し

① 幅広い経済前提における所得代替率の見通し

人口が中位推計で推移した場合、幅広く設定した経済前提に応じてマクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものが

第6-3-23図である。

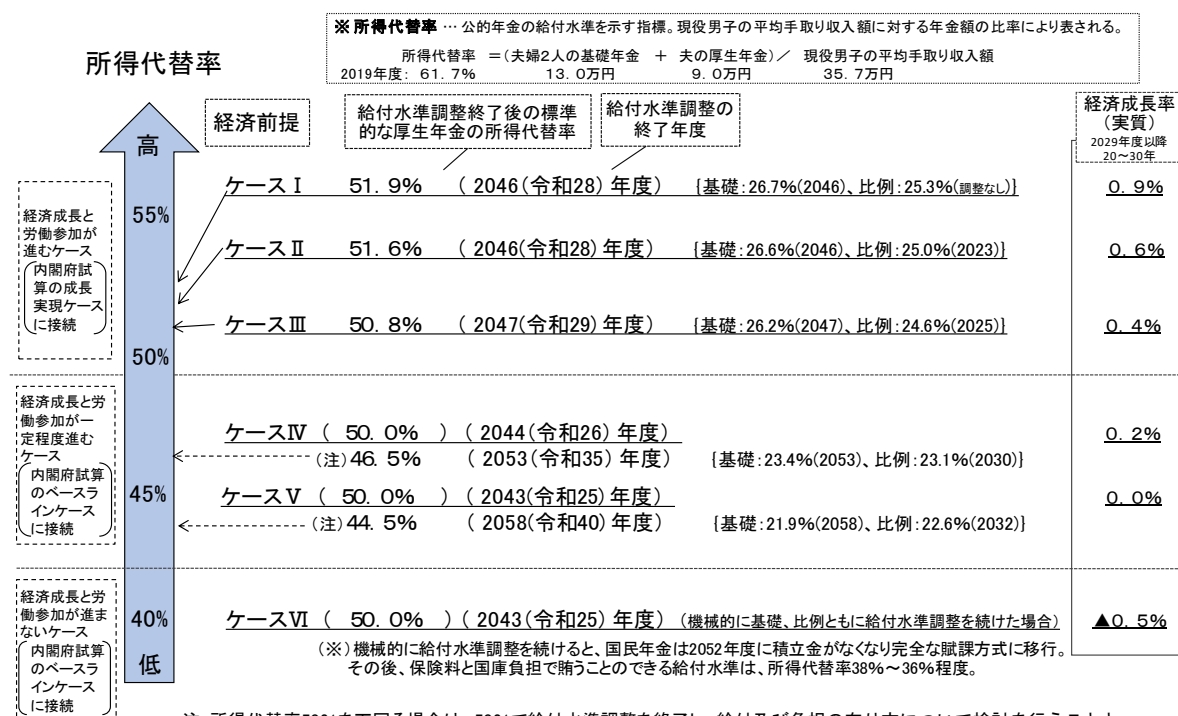
6ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が成長するケース(ケースⅠ～Ⅲ)では、将来にわたって所得代替率50%以上を確保する結果となった。

しかしながら、女性や高齢者の労働市場への参加が一定程度進むケース(ケースⅣ、Ⅴ)や進まないケース(ケースⅥ)においては、財政の均衡を図るためには給付水準の下限(所得代替率50%)を超えて給付水準調整が必要との結果となった。

特にマイナス成長のケースⅥでは、物価や賃金の伸び率が低いためマクロ経済スライドが十分に機能せず、給付水準調整の途上である令和34(2052)年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する見込みとなった。完全な賦課方式に移行した場合、保険料と国庫負担のみで賄うことのできる給付水準は所得代替率36～38%であり、最も厳しい経済前提では給付水準はこの水準まで低下する見通しである。

また、どのケースでも報酬比例年金に比べて基礎年金の調整期間が長く、基礎年金の水準低下が大きくなっている。前回の財政検証でも同様の傾向にあったが、今回は厚生年金の被保険者の増加や運用収益増といった年金財政へのプラス要素もあり、これまで見られたような基礎年金部分の将来の所得代替率の低下に歯止めがかかった。

第6-3-23図 所得代替率の見通し(令和元(2019)年財政検証)



(3) 人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

出生率の前提を中位推計から高位推計にした場合、調整期間は4～7年短縮し所得代替率は2～4%上昇する見通しとなっている。一方、低位推計とすると調整期間は3～11年延長し所得代替率は3～5%低下する見通しとなっている。このように、賦課方式を基本とする公的年金において出生率の動向が与える影響は大きいことが分かる。

また、死亡率の前提を中位推計から高位推計にすると調整期間は4～7年短縮し、所得代替率は2～3%上昇する見通しとなっている。一方、低位推計にすると調整期間は3～10年延長し、所得代替率は2～3%低下する見通しとなっている。高位推計、低位推計は寿命が約1年変化する前提であり、受給期間の伸びまたは短縮の影響により給付水準が低下または上昇する。

(4) 標準的な年金額の見通し（出生中位、経済中位のケース）

新規裁定時の標準的な年金額について、購買力でみた実質額の将来見通しをケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤについて示したのがそれぞれ第6-3-24図、第6-3-25図、第6-3-26図である。

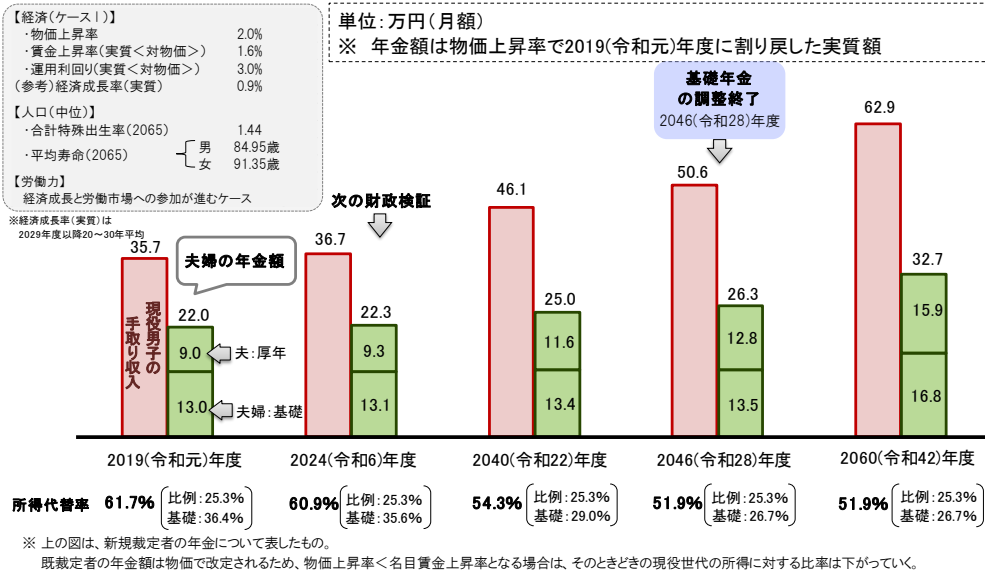
それぞれの経済状況において令和元(2019)年度に22.0万円であるモデル年金は、ケースⅠ、ケースⅢではマクロ経済スライドによる給付水準調整が行われるものの、実質経済成長により現役世代の生活水準が上昇していることもあり、令和22(2040)年度でケースⅠが25.0万円、ケースⅢが23.4万円と上昇しているが、ケースⅤは実質ゼロ成長を仮定していることもあり、微減となっている。

これを基礎年金の購買力をみると、ケースⅠでは令和22(2040)年度でも令和元(2019)年度を上回る購買力を確保しているが、ケースⅢ、Ⅴでは令和元(2019)年度に13.0万円の夫婦2人分の基礎年金は、令和22(2040)年度にはケースⅢは12.7万円と微減、ケースⅤは11.6万円に減少しており、とりわけ低成長ケースでの基礎年金の購買力の低下が課題となっている。

第6-3-25 図 年金額の将来見通し（令和元(2019)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅠ

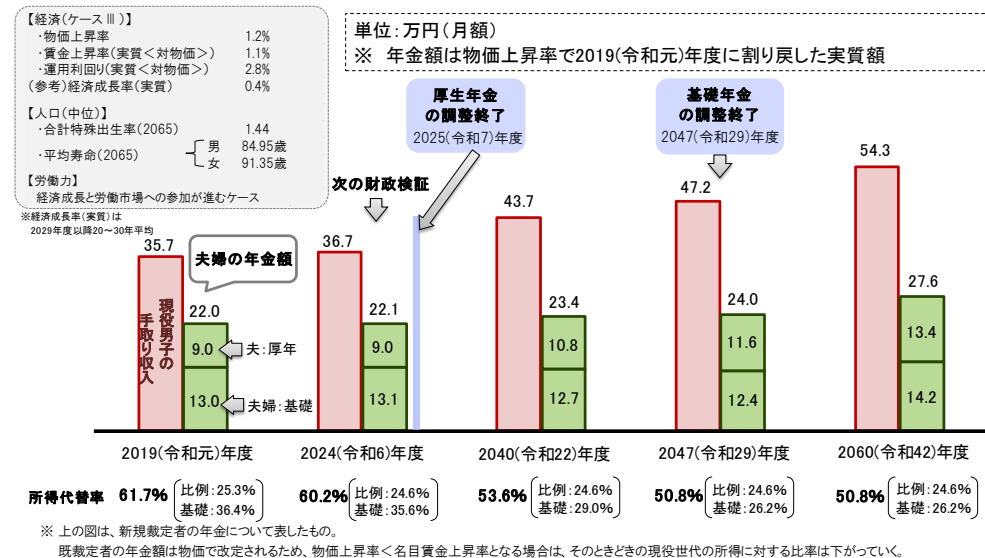
- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.9%』が維持される。なお、厚生年金は調整なしである。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。



第6-3-26 図 年金額の将来見通し（令和元(2019)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ

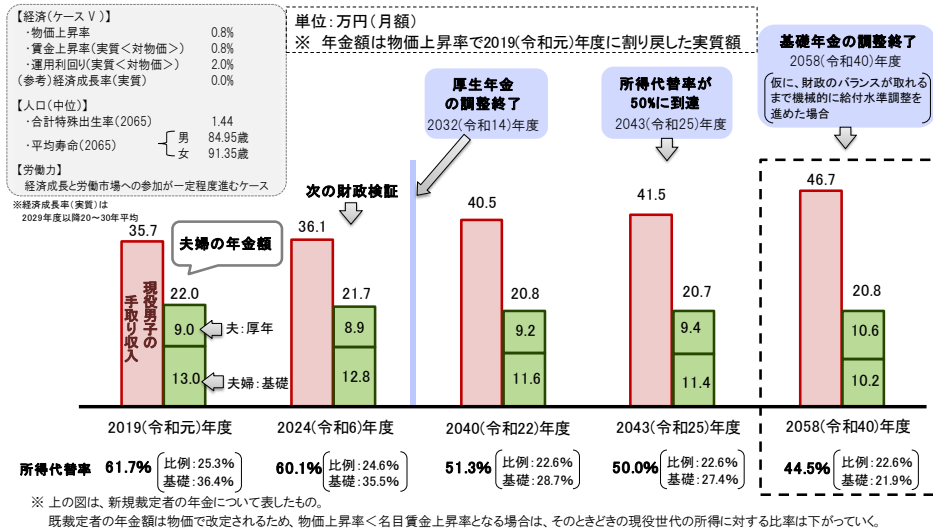
- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。



第6-3-27 図 年金額の将来見通し（令和元(2019)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースV

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。



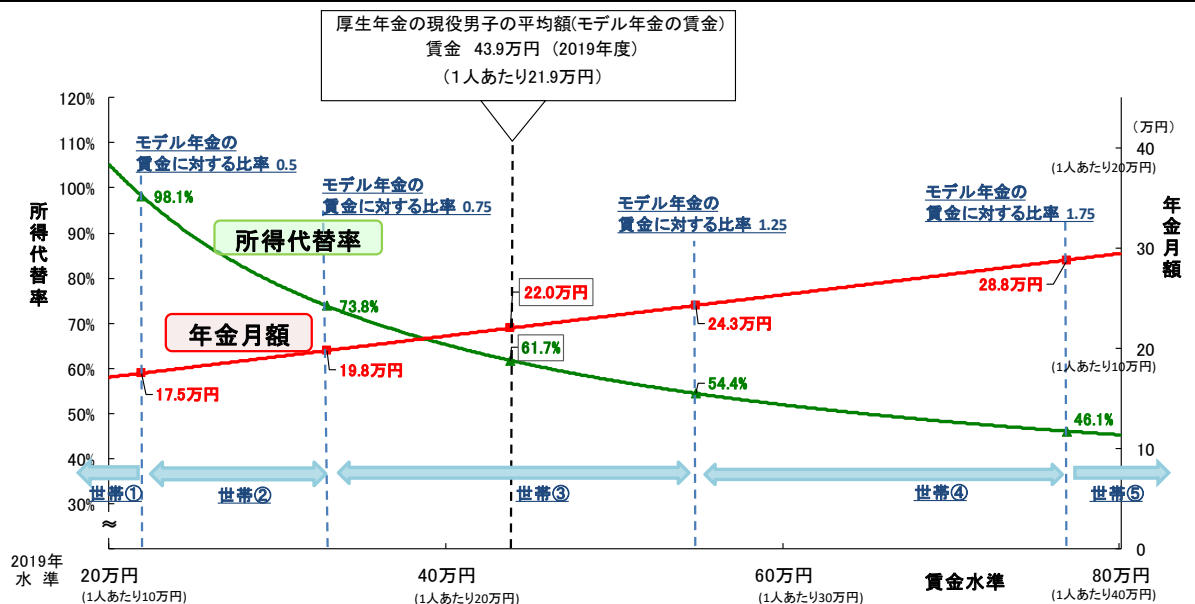
(5) 世帯の賃金水準別の年金月額及び所得代替率

世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第6-3-28図から第6-3-31図である。

令和元(2019)年度と調整終了年度の給付水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整により所得代替率は低下するが、ケースIやケースIIIのように経済成長と労働参加が進むケースでは、物価上昇率で現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。

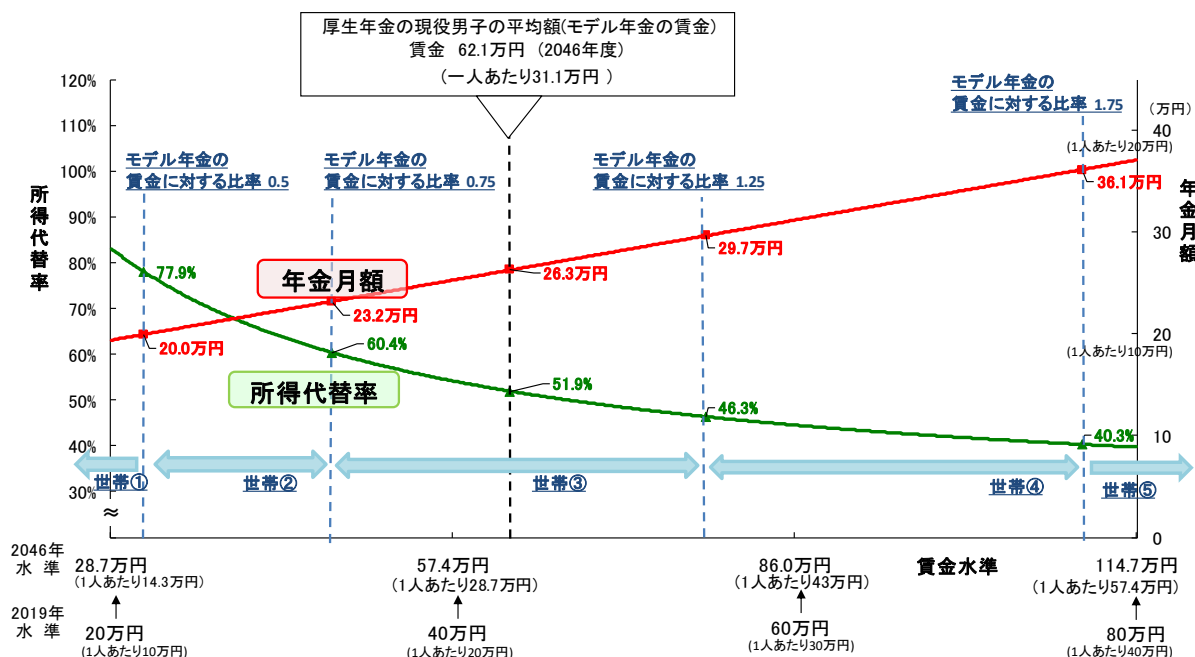
第6-3-28図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 <現在（令和元（2019）年度）>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準（1人あたり）によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5、0.75、1.25、1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



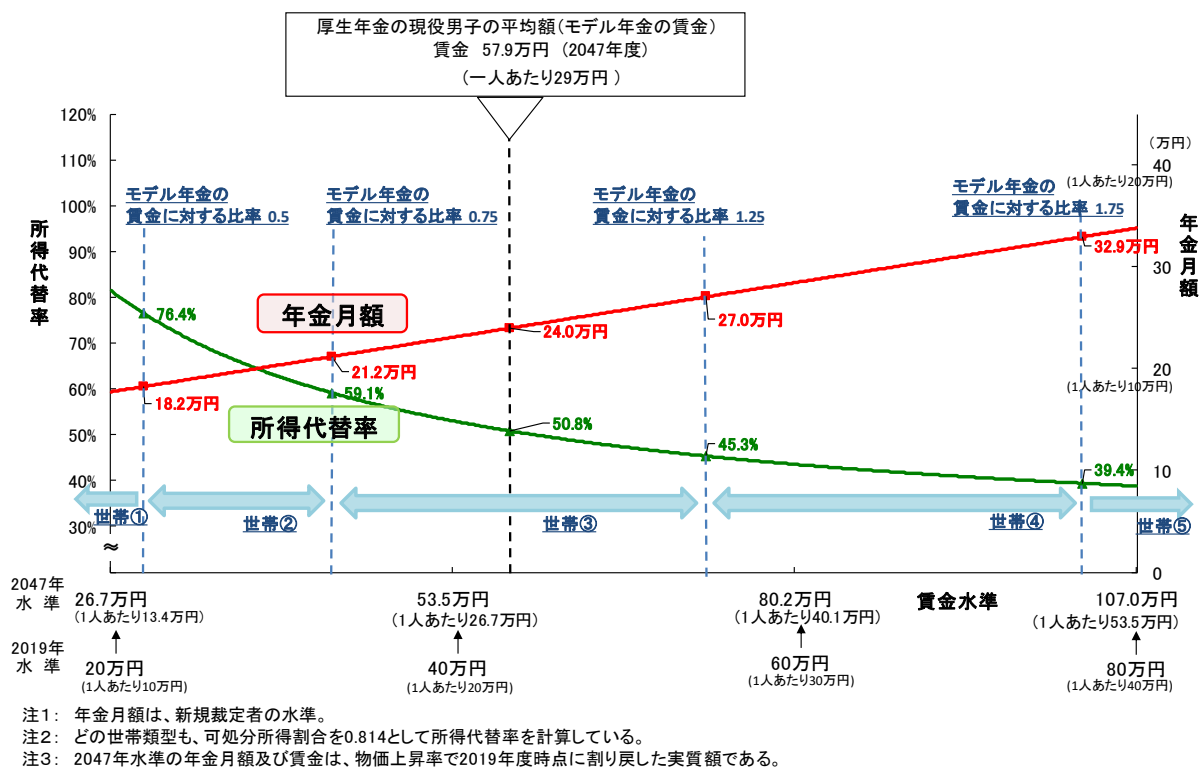
注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。
 注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
 注3: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査（所得は2015年1月～12月）の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

第6-3-29図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 <ケース I 2046年度>

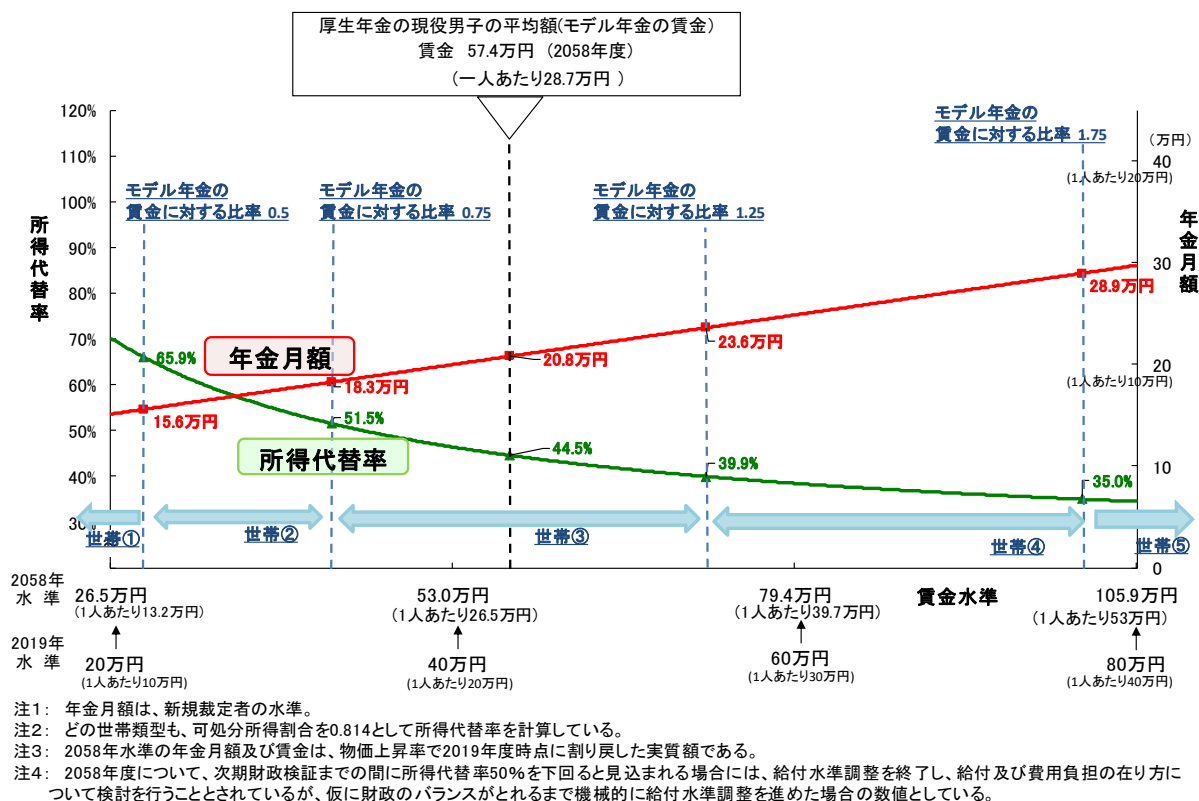


注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。
 注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
 注3: 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

第6-3-30図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 <ケースⅢ 2047年度>



第6-3-31図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 <ケースⅤ 2058年度>



(3) オプション試算

財政検証では、現行制度に基づく試算に加え、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施している。

具体的には、2種類のオプション試算と参考試算を実施しており、

○オプションA 被用者保険の更なる適用拡大

○オプションB 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

○参考試算 平成28(2016)年年金改革法による年金額改定ルールの効果

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。

なお、オプション試算は、年金制度の課題の検討材料として、様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではない。

① オプションA 被用者保険の更なる適用拡大

被用者保険についてはこれまでも適用拡大が実施されているが、これを更に拡大すると仮定した場合の試算である。適用拡大の対象範囲として、①対象外となる者（学生、勤務期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者）を除き、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で一定以上の収入（月8.8万円以上）のある者（125万人）に適用拡大した場合、②対象外となる者（①と同じ）を除き、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体（325万人）に適用拡大した場合、③一定の賃金収入（月5.8万円以上）がある全てに被用者（1,050万人）に適用拡大した場合の3通りを仮定した。

試算結果は第6-3-32図のとおりである。いずれの場合もマクロ経済スライドによる調整終了後の所得代替率の改善がみられ、その改善幅は適用拡大①で0.4~0.5%、適用拡大②では0.8~1.1%、適用拡大③では4.3~4.8%となっており、1,050万人ベースで適用拡大を行う適用拡大③で大幅な改善がみられた。また、スライド調整終了年度をみると、特に適用拡大③の場合、7~11年早くなっており、その内訳をみると、いずれの場合においても基礎年金の給付水準が改善している一方で報酬比例年金は横ばいか若干の低下となり、1階と2階の調整期間のバランスの改善が図られていることが確認できる。

第6-3-32図 オプションA（被用者保険の更なる適用拡大） 試算結果

- ① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止（125万人ベース）した場合
 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入（月8.8万円以上）のある者（125万人）に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合
- ② 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止（325万人ベース）した場合
 対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大
- ③ 一定以上の収入のある全雇用者を適用（1,050万人ベース）した場合
 対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大
 ※ 試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

現行の仕組み		① 適用拡大 125万人	② 適用拡大 325万人	③ 適用拡大 1050万人
	給付水準調整後の標準的な厚生年金の所得代替率			
	給付水準調整の終了年度			
ケースⅠ	51.9% (2046) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)〕	52.4% (2045) 〔比例: 25.2% (2021) 基礎: 27.2% (2045) 《+0.5%》	52.8% (2045) 〔比例: 25.1% (2022) 基礎: 27.8% (2045) 《+0.9%》	56.2% (2039) 〔比例: 24.6% (2025) 基礎: 31.6% (2039) 《+4.3%》
ケースⅢ	50.8% (2047) 〔比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)〕	51.4% (2046) 〔比例: 24.5% (2025) 基礎: 26.8% (2046) 《+0.5%》	51.9% (2045) 〔比例: 24.4% (2026) 基礎: 27.6% (2045) 《+1.1%》	55.7% (2039) 〔比例: 23.7% (2031) 基礎: 31.9% (2039) 《+4.8%》
ケースⅤ	44.5% (2058) 〔比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)〕	45.0% (2057) 〔比例: 22.5% (2032) 基礎: 22.4% (2057) 《+0.4%》	45.4% (2056) 〔比例: 22.4% (2033) 基礎: 22.9% (2056) 《+0.8%》	49.0% (2047) 〔比例: 21.7% (2037) 基礎: 27.2% (2047) 《+4.5%》

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため①0.2%程度、②0.4%程度、③2.4%程度上昇する前提。

② オプションB 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

現行制度に基づく財政検証結果では、「労働力需給の推計」（平成31（2019）年3月公表）の「経済成長と労働参加が進むケース」でも基礎年金のマクロ経済スライドは約30年におよび、基礎年金の水準低下が課題であることが明らかとなった。

また、賦課方式を基本とする現行の年金制度において、少子高齢化が進むなかで一定の給付水準を確保するためには、女性や高齢者の労働参加を進め、一定の経済成長を確保することが重要であることも明らかになったところである。

そこで、オプションBでは、「より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させる」という基本的な考え方のもと、就労期の長期化による年金水準の確保・充実について検討することを目的とし、試算を行った。

オプションBでは、以下の4つの制度改正を仮定した試算を行っており、これらの制度改正を全て実施した場合についても試算している。

オプションB-①：基礎年金の加入期間を現行の20～59歳から20～64歳に延長した場合

オプションB-②：65歳以上の在職老齢年金の基準を緩和・廃止した場合

オプションB－③：厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合

オプションB－④：個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばした場合

前述の前提の下で、マクロ経済スライドによる調整の終了年度や給付水準（所得代替率）がどの程度変化するかについて試算した結果をみていく。なお、ここではケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合を示している。

まず、オプションB－①については、いずれもケースも所得代替率が6～7%程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。これは、保険料の拠出期間が40年から45年に延長されたことに伴い、年金額が45/40倍となり、給付水準もおおむね45/40倍となったものである。この結果、低成長のケースⅤの場合であっても50%を超える給付水準を確保できる見通しとなっている。また、前述のとおり給付水準が上昇しているが、保険料収入の増加の影響等により、給付水準調整終了年度に大きな変化はない結果となっている。

オプションB－②については65歳以上の在職老齢年金（高在老）を緩和した場合は所得代替率が0.2%程度低下し、高在老を廃止した場合は所得代替率が0.3～0.4%程度低下する結果となっている。

なお、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となっているため、所得代替率への影響は報酬比例部分のみとなる。

オプションB－③については、厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合、所得代替率への影響はケースⅠで影響なし、ケースⅢで0.3%上昇、ケースⅤで0.2%上昇する結果となっている。厚生年金加入者が増加することで保険料収入が増加するが、これに応じて将来の給付（報酬比例部分）もする。しかし、給付は徐々に増加する一方で、保険料納付から給付までの間に積み立てられる資金の運用益が発生することや70歳以降の拠出にかかる年金の受給期間が65歳受給時よりも短いことから厚生年金財政が改善し、報酬比例部分の所得代替率が上昇する結果となっている。なお、70～74歳は基礎年金の算定期間ではないことから、基礎年金の給付水準に影響はない。

なお、ケースⅠにおいて所得代替率に影響がないのは、ケースⅠの場合、現行制度においてすでに報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整が必要なく、厚生年金財政はこれ以降改善されないためである。

第6-3-33 図 オプションB-①～③ 試算結果 (保険料拠出期間の延長、在職老齢年金の見直し)

- ① 基礎年金の保険料拠出期間の延長
 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合
- ② 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の見直し
 高在老を緩和・撤廃した場合 (1) 給付調整の基準額の引上げ(47万円→62万円相当)、(2) 給付調整の仕組みを撤廃
- ③ 厚生年金の加入年齢の上限の延長
 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ※ 試算の便宜上、2026年度より見直しをした(①は2026年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長した)場合として試算。スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じもを用いている。在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

	現行の仕組み <small>(基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)</small>	B-① <small>(基礎年金45年拠出 厚生年金45年拠出)</small>	B-② (1) <small>(基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)</small>	B-② (2) <small>(基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)</small>	B-③ <small>(基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)</small>
給付水準調整終了後の標準的な 厚生年金の所得代替率					
給付水準調整の 終了年度					
ケースⅠ	51.9% (2046) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046)〕	58.8% (2045) 〔比例:28.4% (2020) 基礎:30.4% (2045)〕 《+6.9%》	51.8% (2046) 〔比例:25.1% (2022) 基礎:26.7% (2046)〕 《▲0.2%》	51.6% (2046) 〔比例:24.9% (2023) 基礎:26.7% (2046)〕 《▲0.3%》	51.9% (2046) 〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046)〕 《-》
ケースⅢ	50.8% (2047) 〔比例:24.6% (2025) 基礎:26.2% (2047)〕	57.6% (2046) 〔比例:27.6% (2025) 基礎:30.0% (2046)〕 《+6.8%》	50.6% (2047) 〔比例:24.4% (2025) 基礎:26.2% (2047)〕 《▲0.2%》	50.4% (2047) 〔比例:24.2% (2026) 基礎:26.2% (2047)〕 《▲0.4%》	51.1% (2047) 〔比例:24.9% (2023) 基礎:26.2% (2047)〕 《+0.3%》
ケースⅤ	44.5% (2058) 〔比例:22.6% (2032) 基礎:21.9% (2058)〕	51.0% (2055) 〔比例:25.3% (2032) 基礎:25.6% (2055)〕 《+6.4%》	44.3% (2058) 〔比例:22.4% (2032) 基礎:21.9% (2058)〕 《▲0.2%》	44.2% (2058) 〔比例:22.2% (2033) 基礎:21.9% (2058)〕 《▲0.4%》	44.8% (2058) 〔比例:22.8% (2031) 基礎:21.9% (2058)〕 《+0.2%》

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプションB-④の結果は第6-3-34図のとおりである。このオプション試算は、個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことで給付水準がどう変化するかを試算したものとなっており、他のオプション試算とは異なり給付水準調整期間が変化するなどのマクロの財政影響は生じない。

また、65歳以降の就労についてはモデル年金の賃金(現役男性の平均的な賃金)を仮定しているため、年金額の一部は在職老齢年金制度による停止がかかることになる(モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が支給停止される)。

試算結果を見ると、マクロ経済スライドにより給付水準が抑えられていくなかで、繰下げ受給や就労期間を伸ばすことは給付水準を確保する有効な選択肢となることが分かる。例えば、ケースⅢの場合、マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率が95.2%となることが示されている。

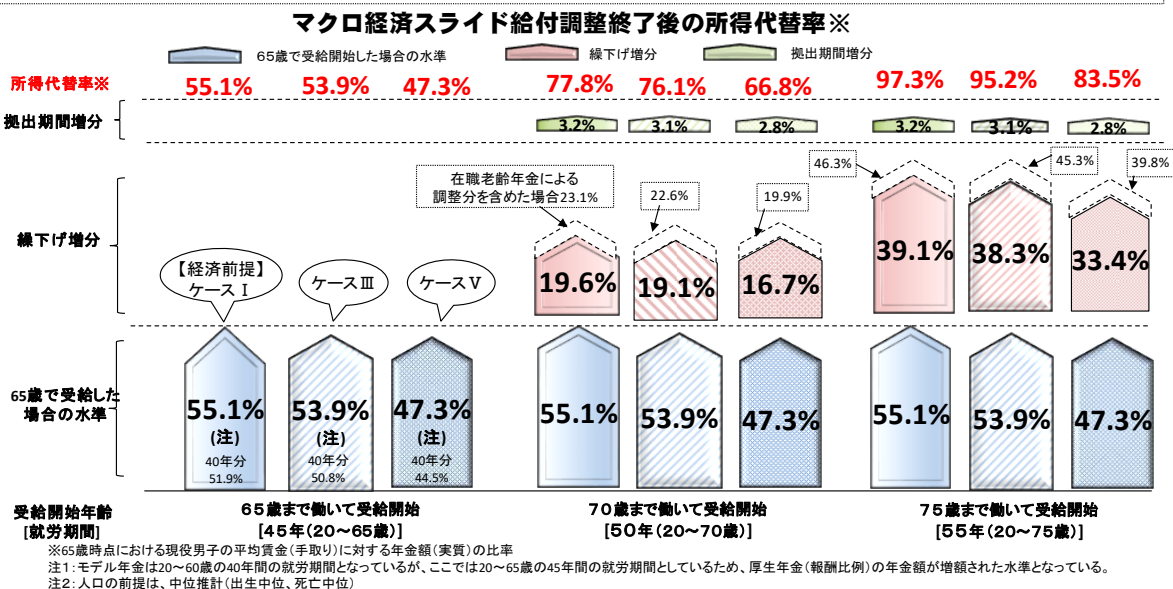
なお、厚生年金の加入年齢は現行の70歳までとしているため、70歳以降については、拠出期間増分は増加せず、繰下げ増分が増加することになる。

第6-3-34図 オプションB-④ 試算結果

(退職年齢と受給開始を65歳、70歳、75歳とした場合の給付水準の上昇)

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。(70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ 現行の仕組みを前提とした試算であり、以下に留意
 ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20～60歳)であるため、60歳を超えて働いても基礎年金は増加しない。一方、厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳までは拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加するが、70歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。
 ・ モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となる。この者が繰下げ受給を選択すると、当該支給停止相当分は報酬比例年金の繰下げ増額が調整される。(なお、実際の停止割合は個々の年金額や賃金によって様々。)



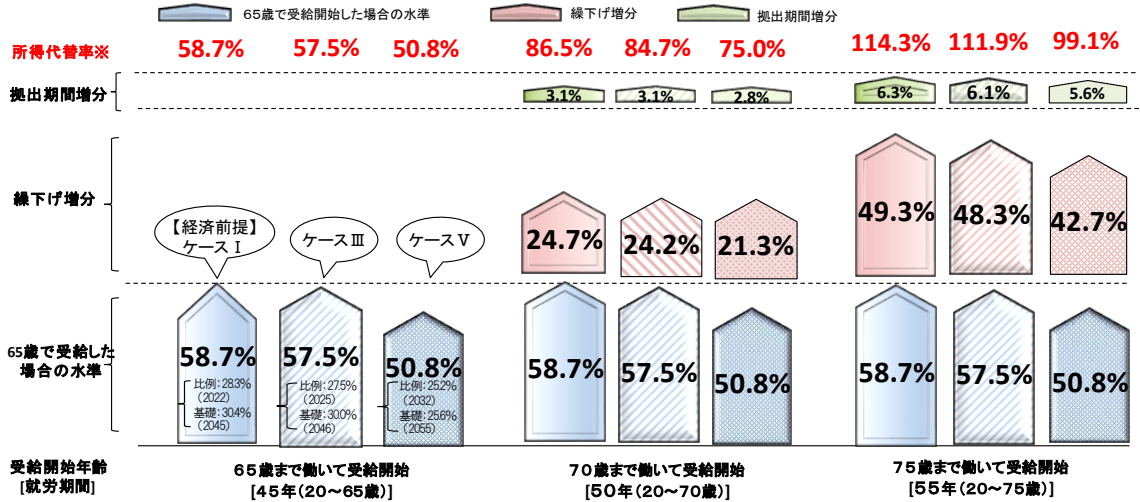
オプションB-⑤については、基礎年金の加入期間が45年に延長されていることや、在職老齢年金の廃止が前提とされていることから(現行であれば支給停止となっていた分を含め)全ての年金額が繰下げの対象となり増額されるため、B-④より給付水準が高くなっている結果となっている。

第6-3-35図 オプションB-⑤ 試算結果 (オプションB-④に①~③の制度改正を加味)

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算 (70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

- ※ オプションB-①~③の制度改正、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としており、オプションB-④と比べ、以下の違いがある。
- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長されているため、基礎年金の給付が5年分増加。また、厚生年金の加入年齢の上限も70歳から75歳延長されているため、70歳を超えて就労した場合も拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加する。
 - ・ 現行の仕組みは、在職老齢年金による支給停止相当分は繰下げ増額が調整されるが、65歳以上の在職老齢年金の廃止が前提のため当該調整がない。

マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※ (オプションB-④に①~③を加味)



※65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率
注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)